

資料編

- アンケート調査票(高齢者施設向け)
- アンケート調査票(地域包括支援センター向け)
- 事例集(「日常にも災害時にも安全・安心な地域と高齢者施設・事業所のネットワークづくり事例集 ～支え合いづくりのために～」)
- 「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き_ver2」

アンケート調査票(高齢者施設向け)

【本調査における用語について】

説明

用語	説明
高齢者施設・事業所	<p>本事業では、以下の施設・事業所を「高齢者施設・事業所」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院(介護療養型医療施設) ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型・都市型) ・有料老人ホーム(地域密着型)特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム非該当の住宅)
洪水浸水想定区域	<p>最大規模の降雨による河川の氾濫で、浸水が想定される区域です。指定された区域及び浸水した場合の水深、浸水継続時間は洪水浸水想定区域図として公表され、洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域に基づき作成されます。</p>
高潮浸水想定区域	<p>想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域です。</p>
土砂災害警戒区域等	<p>土砂災害が発生した際に、住民の生命や身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、警戒避難体制を特に整備する必要がある区域(通称「イエローゾーン」)です。なお、土砂災害警戒区域の中でも、建築物の損壊が生じるなど、特に危険な区域を「土砂災害特別警戒区域(通称「レッドゾーン」)」とします。</p> <p>本調査では、「土砂災害警戒区域」等」と記載します。</p>
津波災害警戒区域	<p>最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第53条第2項に規定する基準水位により、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができよう、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、津波避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制を特に整備すべき区域です。</p> <p>また、特別警戒区域は、警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊、浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、津波に対して安全なものとすることを求める区域です。</p>

～本調査にご回答いただくにあたって～

【ご回答者様について】

○ご回答は、貴施設・事業所の管理者・防犯ご担当者様をお願いいたします。

【ご回答の時点について】

◎本調査では、特に指定がない場合、令和5年10月1日時点の状況をご回答ください。当該時点での記入が難しい場合、ご記入しやすい時点の状況をご回答をお願いします。

【Excelファイルでご回答いただく場合について】

- ・回答は、赤枠で示した回答欄に入力をお願いします。
- ・「数字等の数字列その他の自由記述は、数字や文字を直接入力してください。
- ・選択肢を1つ選択する「単数回答」の説明は、プルダウン(回答欄を選択すると▼が表示)によって選択肢番号が回答欄に表示されますので、該当する数字を選んでください。
- ・選択肢をいくつか選択する「複数回答」の説明は「□」を入れてください(選択肢をクリックすると「✓」が入ります)。

【Excelファイルでご送迎いただく場合について】

①ファイル名：以下のように変更をお願いします。

貴施設・事業所名saigai01.xls



② 送迎メールの件名：次のように入力をお願いします。

貴施設・事業所名 (災害調査回答)

※同一建物内で複数の事業を実施されている場合等でも、本調査票をお送りした施設・事業所についてご回答をお願いします。

問1. 高齢者施設等の概要について(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点での二回答))

(1) 施設・事業所の名称

(2) 所在地 都道府県名 市区町村名

(3) 法人種別を教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
 01 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合
 02 社会福祉協議会
 03 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)
 04 医療法人
 05 社団法人、財団法人
 06 特定非営利活動法人(NPO法人)
 07 営利法人(株式会社、有限会社等)
 08 その他

(4) 施設・事業所種別を教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※同一建物内で複数の事業を実施されている場合でも、本調査票をお送りください。施設・事業所についてご回答をお願いします。
※特別養護老人ホーム(広域型)
 08 軽費老人ホーム(ケアハウス、A型、B型、都市型)(特定施設以外)
 09 有料老人ホーム(地域密着型)
 10 有料老人ホーム(住宅型)
 11 サービス付き高齢者向け住宅(有料非該当)
 12 認知症高齢者グループホーム
 13 小規模多機能型居宅介護事業所
 14 看護小規模多機能型居宅介護事業所

01 特別養護老人ホーム(広域型)
 02 特別養護老人ホーム(地域密着型)
 03 介護老人保健施設
 04 介護医療院(介護療養型医療施設)
 05 養護老人ホーム(特定施設)
 06 養護老人ホーム(特定施設以外)
 07 軽費老人ホーム(ケアハウス、A型、B型、都市型)(特定施設)

(5) 定員数を教えてください。
※併設で短期入所生活介護を実施している場合、その定員数は除きます。
※同一建物内で複数の事業を実施されている場合等でも、本調査票をお送りください。施設・事業所についてご回答をお願いします。
※(4)で「13 小規模多機能型居宅介護事業所」または「14 看護小規模多機能型居宅介護事業所」を選択された方は、「乗込待機数」とご回答ください。
※令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点での二回答)

名 ※半角数字

(6) 「(5)定員数」に占める、自力での避難が困難な入所者(利用者)の割合を教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※同一建物内で複数の事業を実施されている場合等でも、本調査票をお送りください。施設・事業所についてご回答をお願いします。
01 10%未満
 02 10～30%未満
 03 30～50%未満
 04 50～70%未満
 05 70%以上

(7) 事業継続年数について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※建物の建て替えや移転をしても、同一のサービスを運営している場合は、事業継続しているものとみなします。
※指定管理等で運営法人が変更となった場合等は、指定管理を開始した時点からのご回答をお願いします。

01 3年未満
 02 3～5年未満
 03 5～10年未満
 04 10～20年未満
 05 20年以上

(8) 併設事業所の有無について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※「併設」様とは、「同一建物内」、「同一(隣接)敷地内」、「道路を隔てて隣接」等とします。

01 あり 02 なし(単独施設)

<p>非常災害対策計画等</p>	<p>・「非常災害対策計画」:介護保険法や老人福祉法等にもとづく基準において、火災(消防)、水害、土砂災害、地震等、介護保険施設等に属する地域・地形を考慮して起こりうる災害に対処できる計画をい い、水害、土砂災害を含む計画を指します。※ ・本調査では、上記「非常災害対策計画」に以下の要件を加え、「非常災害対策計画[等]」と記載します。 ー「防災(消防)に関する内容のみの計画は除きます。 ー「防災マニュアル」「災害対応マニュアル」等、計画の名称は問い ません。 ※「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成 28 年9月9日老総発 0909 第1号、老高発 0909 第1号、老底発0909 第1号、老老発 0909 第1号)、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害、土砂災害)」(平成31年3月第3版、内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁)をもとに作成。</p>
<p>避難確保計画</p>	<p>水防法、土砂災害防止法等に基づいて、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)に該当する施設・事業所が、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための計画をいいます。</p>
<p>業務継続計画(BCP)</p>	<p>大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サブライチエーション(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画または業務継続計画(Business Continuity Plan, BCP)と呼びます。※ <small>※内閣府「事業継続ガイドライン」あらゆる危機的現象を乗り越えるための戦略と対応」(平成 25 年8月改定)</small></p>
<p>福祉避難所等</p>	<p>・「指定福祉避難所」:災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設。 ・「(協定等による)福祉避難所」:上記災害対策基本法施行令の基準には適合しないが、自然災害発生時に要配慮者の受入れについて、市町村と協定等を締結している施設も広義の「福祉避難所」とされ ています。 ・「指定一般避難所」:災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設。</p>
<p>自力での避難が困難な入所者(利用者)</p>	<p>・医療的配慮が必要な利用者:人工呼吸器、酸素療法(在宅酸素、酸素吸入)、吸入(酸素吸入を除く)、喀痰吸引を必要とする方 ・災害による避難の際、ベッド、担架、車いす等を必要とする方</p>

問3. 貴施設・事業所の自然災害対応を想定した訓練の概要について（令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点での二回答））

(15) 「災害種別等を想定した訓練の実施状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
 ※火災を想定した別助訓練を除く。
 01 実施している →(16)ハ
 02 実施していない →(20)ハ

【(16)～(19)は、(15)で「01」を選択した方のみご回答ください。】
 (16) 「災害種別等を想定した訓練」の災害種別に実施回数について教えてください。（あてはまるものすべてに回答）
 ※火災を想定した別助訓練を除く。
 ※該当する項目にチェックのうえ、実施回数をお答えください。

<input type="checkbox"/>	01	台風・水害	回/年
<input type="checkbox"/>	02	土砂災害	回/年
<input type="checkbox"/>	03	地震	回/年
<input type="checkbox"/>	04	津波	回/年
<input type="checkbox"/>	05	雪害	回/年
<input type="checkbox"/>	06	その他	回/年

※半角数字

(17) 「災害種別等を想定した訓練」の内容について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）
 ※火災を想定した別助訓練を除く。

- 01 意思決定者が不在の場合を想定した訓練
- 02 避難誘導訓練（利用者の参加あり）
- 03 避難誘導訓練（利用者の参加なし）
- 04 職員参集訓練
- 05 発災直後、職員が参集できない場合を想定した訓練
- 06 発災翌日～1週間後、職員が参集できない場合を想定した訓練
- 07 建物が大きく被害を受けて、自施設・事業所が利用できない場合を想定した訓練
- 08 電気、ガス、水道等のライフライン停止を想定した訓練
- 09 食料、消耗品等の仕入が停止したことを想定した訓練
- 10 情報収集、伝達訓練（職員の緊急確認、参集呼びかけ等）
- 11 情報収集、伝達訓練（行政、家族、近隣住民、納入業者等）
- 12 情報収集、伝達訓練（在宅利用者、通院や外出時の利用者等）
- 13 発電機等の活用、燃料の保管場所の確認、補給訓練
- 14 避難先までの移動訓練
- 15 概然の避難経路を想定した避難訓練
- 16 避難時の持ち出し品の準備、保管場所の確認
- 17 避難生活を想定した物品、備蓄品等（食料、医薬品、衛生用品等）の準備、保管場所の確認
- 18 帰宅困難者（職員を含む）への対応の確認
- 19 （福祉）避難所等の運営の確認及び訓練
- 20 応援職員やボランティア等への仕事の依頼内容の整理
- 21 他施設・事業所への、利用者受け入れ依頼時の情報整理（既往歴、薬の種類、アレルギー等）
- 22 その他

SQ (17)で選択した訓練の具体的な概要について教えてください。
 ※火災を想定した別助訓練を除く。

(18) 「災害種別等を想定した訓練」に対する評価を教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 十分効果的と考えている
- 02 ある程度効果的と考えている
- 03 どちらともいえない
- 04 あまり効果的ではない

(9) 施設・事業所の立地状況について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- 01 浸水想定区域（洪水浸水想定区域／高潮浸水想定区域等）
- 02 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域（特別警戒区域）／土砂災害危険箇所等）
- 03 津波災害警戒区域
- 04 その他
- 05 上記いずれにも該当しない
- 06 不明

(10) 施設・事業所における、過去10年程度の被災経験について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）
 ※対象における自然災害の被災経験とは、貴施設・事業所において建物被害や職員被害等の何らかの対応を行った経験のことを指します。

- 01 台風・水害
- 02 土砂災害
- 03 地震
- 04 津波
- 05 雪害
- 06 その他
- 07 特になし
- 08 不明・把握していない

問2. 自然災害に関する各種計画の策定状況等について（令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点での二回答））

(11) 非常災害対策計画の策定状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
 ※消防計画、避難確保計画等を一体的に策定しているものを含みます。
 ※法人本部や併設事業所等と一体的に策定しているものを含みます。

- 01 策定済み
- 02 策定予定、検討中
- 03 未着手
- 04 非常災害対策計画の策定該当施設・事業所ではない
- 05 不明・把握していない

(12) 避難確保計画の策定状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
 ※該当する施設・事業所のみご回答ください。
 ※消防計画、非常災害対策計画等を一体的に策定しているものを含みます。
 ※併設事業所等と一体的に策定しているものを含みます。

- 01 策定済み
- 02 策定予定、検討中
- 03 未着手
- 04 避難確保計画の策定該当施設・事業所ではない
- 05 不明・把握していない

(13) 業務継続計画（BCP）の策定状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
 ※消防計画、非常災害対策計画、避難確保計画等において、BCPでの必要事項を記載しているものを含みます。
 ※法人本部や併設事業所等と一体的に策定しているものを含みます。

- 01 策定済み
- 02 策定予定、検討中
- 03 未着手

SQ (13)は、(13)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

業務継続計画（BCP）を対象としている災害の種別について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）
 ※消防計画（火災のみ）を除く。

- 01 台風・水害
- 02 土砂災害
- 03 地震
- 04 津波
- 05 雪害
- 06 その他
- 07 特になし（災害種別は問わない）

(14) 福祉避難所等としての指定・協定締結状況について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- 01 指定福祉避難所（災害対策基本法に基づく）
- 02 市町村との協定等に基づく福祉避難所
- 03 近隣自治会等との協定等に基づく福祉避難所
- 04 福祉避難スペース（災害対策基本法に基づく）
- 05 一般避難所（災害対策基本法に基づく）
- 06 指定を受けていない、協定等を締結していない

(19) 訓練結果をふまえた自然災害に関する各種計画等への反映状況について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

01 定期的に見直しや更新をしている SQ^

02 不定期に見直しや更新をしている SQ^

03 見直しや更新をしていない (21)^

04 計画未作成 (21)^

【SQは(19)で「01」「02」を選択した方のみご回答ください。】

SQ 見直しや更新を行った内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

01 施設・事業所周辺の立地、過去の被災経緯、危険箇所等の確認、把握

02 参集、出勤できる職員数や家庭の状況等の確認

03 継続(中断)する業務の優先度(限られた職員数で行う業務の精査)、指揮系統

04 自席(復旧)時間

05 建物(周辺を含む)、設備の理解、安全対策

06 災害に関する情報の入手方法の確認、通信機器等の準備

07 災害時の連絡先及び連絡手段の確認(職員)

08 災害時の連絡先及び連絡手段の確認(行政、家族、近隣住民、納入業者等)

09 災害時の連絡先及び連絡手段の確認(在宅利用者、通院や外出時の利用者等)

10 避難を開始する時間、半断基準の検討

11 避難場所の確認、複数の避難場所の確保

12 避難経路の確認、複数の避難経路の確保

13 避難方法・移動手段の確認、複数の避難方法の確保

14 停電や断水等のライフライン停止に備えた対策

15 避難生活を想定した物品、リストの準備・確認

16 障害者(職員を含む)への対応の確認

17 障子困難者(職員を含む)への対応の確認

18 (社)避難所等の運営の確認及び訓練

19 応援職員やボランティア等への仕事の依頼内容の整理

20 他施設・事業所への、利用者受け入れ依頼時の情報整理(既往歴、薬の種類、アレルギー等)

21 他施設・事業所との連携、協力内容の整理、確認

22 地域住民、他施設・事業所、企業等との連携、協力内容の整理、確認

23 物品の仕入れ先、代替拠点の確保

24 防災に関する研修、勉強会等の実施

25 その他

【(20)は、(15)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(20) 「災害種別等を想定した訓練」を行わない理由、困難な理由について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

01 法定訓練(消防訓練等)で対応可能と考えられているから

02 災害種別に応じた訓練方法がわからないから

03 自施設・事業所建物(併設事業所を含む)にとどまることが安全だから

04 自施設・事業所以外の避難先が遠方であり、近隣に避難先となる場所がないから

05 さだまな訓練を行うことで、利用者の不安が高まったり、健康状態の悪化が懸念されるから

06 その他

07 特に理由は無い

図4. 自然災害時における事業者団体役員・法人間の連携・ネットワークについて(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点での回答))

※「事業者団体」の例:高齢者福祉施設協議会等

※「自然災害時における事業者団体役員・法人間の連携・ネットワーク」:本報章では「自然災害時」に、事業者団体役員・法人間で相互に連携・協力が可能なネットワークをいいます。

※本ネットワークは以下の内容を除きます。

- ・平常時の研修や情報交換等のみ行っているネットワーク
- ・災害福祉支援チーム(DWAT)【問5】でおたずねします)
- ・市町村または圏域内の法人間の連携・ネットワーク【問6】でおたずねします)

【(21)は全員の方がご回答ください。】

(21) 自然災害時における事業者団体役員・法人間の連携・ネットワークへの参画状況について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

01 参画している (22)^

02 参画していない (25)^

【(22)～(24)は(21)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(22) 自然災害時における事業者団体役員・法人間の連携・ネットワークに参画した経緯について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

01 自施設・事業所からの参画希望

02 法人からの参画指示

03 自治体からの参画希望

04 事業者団体からの参画希望

05 その他

06 不明

(23) 自然災害時における事業者団体役員・法人間の連携・ネットワークにおける応援・連携(協定)等の概要について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

01 同連携・ネットワークに参画している施設・事業所利用者の受入

02 職員の派遣

03 備用品等(食料、医薬品、衛生用品等)の支援

04 備用品等(食料、医薬品、衛生用品等)の共同購入、保管

05 防災に関する研修、勉強会等の実施

06 合同での訓練の実施(研修、訓練や設備等の提供を含む)

07 その他

08 特に内容は決まっていない

→(24)^

→(24)^以外は(24)^

【SQ①～SQ③は(23)で「06」を選択した方のみご回答ください。】

【(23)で「06」を選択しなかった方は(24)へお進みください。】

SQ① 「合同での訓練」の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

※火災を想定した別防訓練を除く。

01 被災施設・事業所からの被災状況や支援依頼の連絡の流れの確認および訓練

02 被災施設・事業所から受入施設への利用者への引き渡しまで流れの確認および訓練

03 被災施設・事業所からの受入施設への利用者受け入れ時の情報の確認および訓練(既往歴、薬の種類、アレルギー等)

04 被災施設・事業所への支援物資運搬・受入までの流れの確認および訓練

05 被災施設・事業所への応援職員派遣・受入までの流れの確認および訓練

06 被災施設・事業所から受入施設への避難経路や移動手段、時間等の確認および訓練

07 その他

08 特に内容は決まっていない

SQ② 「合同での訓練」の実施回数について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※火災を想定した別防訓練を除く。

01 年に1回

02 2～3か月に1回

03 月に1回

04 月に複数回

05 それ以上

06 不定期

07 不明・把握していない

SQ③ 「合同での訓練」に関する評価について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※火災を想定した別防訓練を除く。

01 十分効果的と考えている

02 ある程度効果的と考えている

03 どちらともいえない

04 あまり効果的ではない

→ (50)は(29)で「01」～「03」を選択した方のみご回答ください。】

【(29)で「04」、「05」を選択した方は(32)へお進みください。】

「災害福祉支援チーム(DWAT)」に派遣した職員の有資格(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 介護福祉士
- 02 介護支援専門員
- 03 社会福祉士
- 04 看護師
- 05 理学療法士
- 06 精神保健福祉士
- 07 その他

(30) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画したことによる効果について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 自施設・事業所職員の防災意識が高まった
- 02 自施設・事業所以外の場所における高齢者へのケアの方法、専門職との連携の重要性を認識できた
- 03 その他
- 04 特になし

【(31)は(26)で「03」を選択した方のみご回答ください。】

(31) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画していない理由について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 人的余力がない(例:応援職員の派遣等)
- 02 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画するきっかけがない
- 03 職員間で「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画する重要性、必要性を理解、共有できていない
- 04 法人が「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画する重要性、必要性を理解、認識していない
- 05 その他
- 06 特になし

問6. 自然災害時における市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークについて(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点での)ご回答)

※「自然災害時における市区町村または圏域内の連携・ネットワーク」:本調査では「自然災害時に、市区町村または圏域内で相互に連携・協力可能なネットワーク」をいいます。
 ※本説明では以下の内容を除きます。
 ・平時時の研修や情報交換等のみを行っているネットワーク
 ・事業者団体会員法人間の連携・ネットワーク(問4でおたずねします)

【(32)は全員の方がご回答ください。】

(32) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークへの参画状況について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

- 01 あり →(33)へ
- 02 なし →(36)へ

【(33)～(35)は(32)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(33) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画した経緯について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 自施設・事業所からの参画希望
- 02 法人からの参画指示
- 03 自治体からの参画勧奨
- 04 事業者団体からの参画勧奨
- 05 近隣施設・事業所からの参画勧奨
- 06 近隣住民、消防団、企業等からの参画勧奨
- 07 その他
- 08 その他

(34) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークにおける応援・連携(協定)等の概要について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 同連携・ネットワークに参画している施設・事業所利用者の受入
- 02 職員の派遣
- 03 備蓄品等(食料、医薬品、衛生用品等)の支援
- 04 備蓄品等(食料、医薬品、衛生用品等)の共同購入、保管
- 05 防災に関する研修、勉強会等の実施
- 06 合同での訓練の実施(研修、訓練や設備の視察を含む)
- 07 その他
- 08 特になし

→SQ①へ

→106以外
は(35)へ

【(24)は(21)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(24) 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークに参画したことによる効果について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 各施設・事業所、専門職等との、平時からの関係を構築(強化)できた
- 02 各施設・事業所間での、自然災害発生時における情報連絡の流れや依頼事項を確認できた
- 03 各施設・事業所間の強みや専門性、役割等を確認できた
- 04 利用者の避難先の確保の可能性が高まった
- 05 代替職員確保の可能性が高まった
- 06 応援物資確保の可能性が高まった
- 07 その他
- 08 特になし

【(25)は(21)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(25) 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークに参画していない理由について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 人的余力がない(例:応援職員の派遣等)、スペースの確保等が困難
- 02 法人・法人グループ内での相互応援体制が整っていないため
- 03 事業者団体会員法人間連携・ネットワークに参画するきっかけがない
- 04 職員間で協定締結の重要性、必要性を理解、共有できていない
- 05 法人が協定締結の重要性、必要性を理解、認識していない
- 06 その他
- 07 特になし

問5. 「災害福祉支援チーム(DWAT)」について(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点での)ご回答)

※「災害福祉支援チーム(DWAT)」:一般選定者で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害福祉支援チームをいいます(平成30年5月31日、厚生労働省社会・援護局長「災害時の福祉支援体制の整備について」)。
 ※本説明では「災害福祉支援チーム(DWAT)」についておたずねします。事業者団体会員法人間の連携・ネットワークに関する内容は、問4でおたずねします。

【(26)は全員の方がご回答ください。】

(26) 自施設・事業所としての「災害福祉支援チーム(DWAT)」への参画状況について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 あり(自治体により組織される「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画)
- 02 あり(事業者団体等により組織される「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画)
- 03 なし
- ※「事業者団体」の例:高齢者福祉施設協議会、社会福祉士会、介護支援専門員協会等

【(27)～(30)は(26)で「01」「02」を選択した方のみご回答ください。】

※(27)～(30)は(26)で「01」「02」いずれかに該当する場合は、「01」「02」を統合してのご回答をお願いします。

「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画した経緯について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 自施設・事業所からの参画希望
- 02 法人からの参画指示
- 03 自治体からの参画勧奨
- 04 事業者団体からの参画勧奨
- 05 その他
- 06 不明

(28) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」が実施する研修・訓練への、自施設・事業所職員の参画(派遣)について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 研修への参画(派遣)経験あり
- 02 訓練への参画(派遣)経験あり
- 03 施設・事業所として研修・訓練への参画(派遣)経験はなし
- 04 「災害福祉支援チーム(DWAT)」での研修・訓練は未実施

(29) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」の一員として、被災地への自施設・事業所職員の参画(派遣)経験について教えてください。

(あてはまるもの一つを選択)

※過去5年間で複数回(一度の災害に、複数回、別の職員方を交代で(時期を変えて)派遣された場合、「1回」とカウントしてください。)

- 01 あり(1回～4回)
- 02 あり(5回～9回)
- 03 あり(10回以上)
- 04 施設・事業所としての参画(派遣)はなし
- 05 災害福祉支援チーム(DWAT)として被災地への応援実績なし(チームとしての参集は研修や訓練のみ)

→(32)へ

問7.自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークについて(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点での)ご回答)
 ※「地域住民等」との連携・ネットワークは本調査では「自然災害発生時に、相互に連携・協力が可能なネットワーク」をいいます。

【(37)は全員の方がご回答ください。】

(37) 地域住民等との連携・ネットワークへの参加状況について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

01 あり →(38)へ 02 なし →(42)へ

【(38)~(41)は、(37)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(38) 参加者について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 01 社会福祉協議会	<input type="checkbox"/> 10 民間企業
<input type="checkbox"/> 02 民生委員・児童委員	<input type="checkbox"/> 11 商工会議所
<input type="checkbox"/> 03 自治会・町内会	<input type="checkbox"/> 12 商店街
<input type="checkbox"/> 04 自治会・町内会以外の住民組織	具体的に:
<input type="checkbox"/> 05 消防団	<input type="checkbox"/> 13 学校・大学
<input type="checkbox"/> 06 ボランティア	<input type="checkbox"/> 14 市区町村の高齢福祉部局
<input type="checkbox"/> 07 特定非営利活動法人	<input type="checkbox"/> 15 市区町村の防災・危機管理部局
<input type="checkbox"/> 08 医療機関	<input type="checkbox"/> 16 その他
<input type="checkbox"/> 09 薬局	<input type="checkbox"/> 17 不明・把握していない

(39) 地域住民等との連携・ネットワークに参画した経験を教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 01 自施設・事業所からの参画希望
<input type="checkbox"/> 02 法人からの参画指示
<input type="checkbox"/> 03 自治体からの参画勧奨
<input type="checkbox"/> 04 取付の会議体・協議体等からの発展(地域ケア(個別)会議、各事業所の運営協議会、介護事業者等連絡会等)
<input type="checkbox"/> 05 既年の取組・活動等からの発展(認知症高齢者見守りネットワーク、まちづくり委員会、配食サービス、移動支援等)
<input type="checkbox"/> 06 近隣施設・事業所からの参画勧奨
<input type="checkbox"/> 07 近隣住民、消防団、企業等からの参画勧奨
<input type="checkbox"/> 08 その他
<input type="checkbox"/> 09 不明

(40) 地域住民等との連携・ネットワークにおける災害時の応援・連携(協定)等の概要について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 01 避難場所(福祉避難所)としての場所の提供	→「06」以外は(41)へ
<input type="checkbox"/> 02 物資の提供、保管	
<input type="checkbox"/> 03 災害時要配慮者へのケアの提供、必要な医療等につなぐ役割	→SQ①へ
<input type="checkbox"/> 04 避難所の設置、運営、支援等に関する助言、住民等への説明の作成	
<input type="checkbox"/> 05 避難行動要支援者の移住支援	
<input type="checkbox"/> 06 合同での訓練の実施(研修、訓練や設備等の視察を含む)	
<input type="checkbox"/> 07 その他	
<input type="checkbox"/> 08 特に内容は決めていない	

【SQ①~SQ③は、(40)で「06」を選択した方のみご回答ください。】

【(40)で「06」を選択しなかった方は(41)へお進みください。】

SQ① 「合同での訓練」の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

※「火災を想定した消防訓練を除く。」

<input type="checkbox"/> 01 高齢者施設・事業所で受け入れ可能な人数、住民の状況等に関する整理・確認
<input type="checkbox"/> 02 地域住民と高齢者、事業所との分担や役割内容等の確認(人、物資、場所、費用負担等)
<input type="checkbox"/> 03 高齢者施設・事業所における避難所開設訓練
<input type="checkbox"/> 04 高齢者施設・事業所への住民受入訓練
<input type="checkbox"/> 05 地域住民と高齢者、事業所間の情報伝達・集約訓練(受け入れ可能な人数、不足している物資等)
<input type="checkbox"/> 06 市区町村と高齢者施設・事業所との間の情報伝達訓練(受け入れ可能な人数、受け入れ者の支援ニーズ等)
<input type="checkbox"/> 07 高齢者施設・事業所への支援物資受入訓練
<input type="checkbox"/> 08 災害時要配慮者へのケアに関する関係職種との情報共有訓練
<input type="checkbox"/> 09 トリアージ訓練(緊急入所・緊急入院の判断)
<input type="checkbox"/> 10 その他

【SQ①~SQ③は、(34)で「06」を選択した方のみご回答ください。】

【(34)で「06」を選択しなかった方は(35)へお進みください。】

SQ① 「合同での訓練」の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

※「火災を想定した消防訓練を除く。」

<input type="checkbox"/> 01 被災施設・事業所からの被災状況や支援依頼の連絡の流れの確認および訓練
<input type="checkbox"/> 02 被災施設・事業所から受入施設への利用者の引き渡しまで流れの確認および訓練
<input type="checkbox"/> 03 被災施設・事業所から受入施設への利用者の受け入れ時の情報の確認および訓練(既往歴、薬の種類、アレルギー等)
<input type="checkbox"/> 04 被災施設・事業所への支援物資運搬出し・受入までの流れの確認および訓練
<input type="checkbox"/> 05 被災施設・事業所への応援職員派遣・受入までの流れの確認および訓練
<input type="checkbox"/> 06 被災施設・事業所から受入施設への避難経路や移動手段、時間等の確認および訓練
<input type="checkbox"/> 07 その他
<input type="checkbox"/> 08 特に内容は決めていない

SQ② 「合同での訓練」の実施回数について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※「火災を想定した消防訓練を除く。」

<input type="checkbox"/> 01 年1回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 2~3か月に1回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 月に1回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 04 月に複数回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 05 それ以上	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 06 不定期	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 07 不明・把握していない	<input type="checkbox"/>

SQ③ 「合同での訓練」に対する評価について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※「火災を想定した消防訓練を除く。」

<input type="checkbox"/> 01 十分効果的と考えている	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 ある程度効果的と考えている	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 どちらともいえない	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 04 あまり効果的ではない	<input type="checkbox"/>

【(35)は、(32)で「01」を選択した方がご回答ください。】

(35) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画したことによる効果について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 01 各施設・事業所、専門職等との、平時からの関係を構築(強化)できた
<input type="checkbox"/> 02 各施設・事業所間での、自然災害発生時における情報連絡の流れや依頼事項を確認できた
<input type="checkbox"/> 03 各施設・事業者間の強みや専門性、役割等を確認できた
<input type="checkbox"/> 04 利用者の避難先の確保の可能性が高まった
<input type="checkbox"/> 05 代替職員確保の可能性が高まった
<input type="checkbox"/> 06 応援物資確保の可能性が高まった
<input type="checkbox"/> 07 市区町村または圏域内の関係者との防災力向上のための役割意識を共有できるようになった
<input type="checkbox"/> 08 その他
<input type="checkbox"/> 09 特になし

【(36)は(32)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(36) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画していない理由について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 01 人的余力がない(例、応援職員の派遣等)
<input type="checkbox"/> 02 避難者を受け入れるためのスペース確保が困難
<input type="checkbox"/> 03 法人・法人グループ内での相互応援体制が整っていないため不要
<input type="checkbox"/> 04 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画するきっかけがない
<input type="checkbox"/> 05 職員間で協定締結の重要性、必要性を理解、共有できていない
<input type="checkbox"/> 06 法人が協定締結の重要性、必要性を理解、認識していない
<input type="checkbox"/> 07 その他
<input type="checkbox"/> 08 特に理由はない

SQ2 「合同での訓練」の実施回数について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※出現を想定した頻回訓練を除く。

- 01 年に1回
- 02 2～3か月に1回
- 03 月に1回
- 04 月に複数回
- 05 それ以上
- 06 不定期
- 07 不明・把握していない

SQ3 「合同での訓練」に対する評価について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※出現を想定した頻回訓練を除く。

- 01 十分効果的と考えている
- 02 ある程度効果的と考えている
- 03 どちらともいえない
- 04 あまり効果的ではない

【(41)は、(37)で「01」を選択した方がご回答ください。】

(41) 地域住民等との連携・ネットワークに参画したことによる効果について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 地域住民や企業等との、平時からの関係を構築(強化)できた
- 02 地域の行事等の会場や担い手等として期待されるようになった
- 03 自然災害時に支援を必要とする地域住民の支援の拠点(福祉)避難所等として認識されるようになった
- 04 災害時要配慮者へのケアの重要性について、住民の意識が高まった
- 05 認知症高齢者や障害者の特性や留意点等、配慮すべき点について住民の理解が深まった
- 06 地域資源や地域の危険箇所等を把握できた
- 07 その他
- 08 特になし

【(42)は(37)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(42) 地域住民等との連携・ネットワークに参画していない理由について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 人的余力がない(例:広域職員のパラ等)
- 02 避難者を受け入れるためのスペース確保等が困難
- 03 地域住民等との連携・ネットワークに確保するささげがない、日頃からの付き合いがない
- 04 職員間で地域住民等との連携・ネットワークの重要性、必要性を理解、共有できていない
- 05 法人が地域住民等との連携・ネットワークの重要性、必要性を理解、認識していない
- 06 地域が協力が消極的、地域の高齢化が進み、協力関係の構築が困難
- 07 その他
- 08 特になし
- 09 理由はない

問8. 最後に

(43) 自然災害時の高齢者支援に向けた法人や地域との連携体制の構築について、課題や今後の展望等がございましたらお聞かせください。

アンケート調査票(地域包括支援センター向け)

【本調査における用語について】

用語	説明
高齢者施設・事業所	<p>本事業では、以下の施設・事業所を「高齢者施設・事業所」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院(介護療養型医療施設) ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型・都市型) ・有料老人ホーム(地域密着型)特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム非該当の住宅) ・訪問介護事業所 ・訪問看護事業所 ・通所介護事業所(認知症対応型通所介護事業所)
避難行動要支援者	<p>災害時要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、災害時に特に配慮を要する者)のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。</p>
個別避難計画	<p>一人暮らしの高齢者、障害者等、避難行動に支援をする人ごとに避難に関して作成される計画をいいます(令和3年5月、災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務とされたもの)。</p>
福祉避難所等	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定福祉避難所」:災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設。 ・「協定等による福祉避難所」:上記災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合しないが、自然災害発生時に要配慮者の受入れについて、市町村と協定等を締結している施設も広義の「福祉避難所」とされていきます。 ・「指定一般避難所」:災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設。
地区防災計画	<p>市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する計画をいいます(平成25年6月、災害対策基本法の改正により、創設されたもの)。</p>

高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築及び訓練の実施状況に関するアンケート調査

～本調査にご回答いただくにあたって～

【ご回答の時点について】
 ○本調査票では、特に指定がない場合、令和5年10月1日時点の状況をご回答ください。当該時点でのご記入が難しい場合、ご記入しやすい時点の状況でご回答をお願いいたします。

- 【Excelファイルでご回答いただく場合について】
- ・回答は、赤枠で示した回答欄に記入をお願いたします。
 - ・計数等の数字やその他の自由記述は、数字や文字を直接入力してください。
 - ・選択肢を1つ選択する「単数回答」の質問は、プルダウン(回答欄を選択する)「▼」が表示) によって選択肢番号が回答欄に表示されますので、該当する数字を選択してください。
 - ・選択肢をいくつ選択する「複数回答」の質問は「2」以内に入力してください(選択肢をクリアする「X」が入ります)。

【Excelファイルでご送迎いただく場合について】
 ○ファイル名: 以下のように変更をお願いします。
県地域包括支援センター名-saijoh.xls

② 返送メールの件名: 次のように入力をお願いします。
県地域包括支援センター名 (災害調査回答)

【(9)～(22)は、(7)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

自然災害時の高齢者支援に関する取組のうち、貴センター担当圏域内の一定の地域における最も活発に活動している、あるいは最も特徴的な取組一つについてお答えください。

(9) 自然災害時の高齢者支援に関する取組について協議、活動する場について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

<input type="checkbox"/> 01 既存の制度(高齢者福祉・地域福祉等)の枠組みで構築された仕組みを活用して実施	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 自治会等の地域組織等を中心に展開している取組・活動として実施	<input type="checkbox"/>

【SQ①、SQ②、SQ③は、(9)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

SQ① 地域ケア会議の活用状況について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 01 日常生活圏ごとの地域ケア会議で災害時の高齢者支援に関する協議を行っている	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 市区町村レベルの地域ケア会議で災害時の高齢者支援に関する協議を行っている	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 地域ケア会議では災害時の高齢者支援に関する協議を行っていない	<input type="checkbox"/>

SQ② 活用している既存の制度(高齢者福祉・地域福祉等)について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

<input type="checkbox"/> 01 総合相談支援事業(包括支援事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 権利擁護事業(包括支援事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(包括支援事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 04 在宅医療・介護連携推進事業(包括支援事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 05 生活支援体制整備事業(包括支援事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 06 認知症総合支援事業(包括支援事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 07 介護給付等費用適正化事業(介護事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 08 家族介護支援事業(住居事業)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 09 包括的相談支援事業	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 10 重層的支援体制整備事業	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 11 その他の事業・会議(地域調整会議等)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 12 特になし	<input type="checkbox"/>

SQ③ SQ②の具体的な事業名称があれば教えてください。

【(10)～(13)は、(7)で「01」を選択した方がご回答ください。】

(10) 担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の基本となる圏域について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

<input type="checkbox"/> 01 中学校区(日常生活圏)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 小学校区、自治会・町内会連合会の活動範囲	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 単位自治会・町内会の活動範囲	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 04 その他	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 05 不明・把握していない	<input type="checkbox"/>

(11) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の開始時期について教えてください。

※不明の場合、06をご記入ください。

西暦 年 月 日

(12) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の頻度について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

<input type="checkbox"/> 01 年に1回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 2～3か月に1回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 月に1回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 04 月に複数回	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 05 それ以上	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 06 不定期	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 07 不明・把握していない	<input type="checkbox"/>

問1. 貴センターの概要について(令和5年10月1日時点)

(1) 貴センターの名称

(2) 貴センターの設置主体について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

<input type="checkbox"/> 01 市区町村・広域連合等	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 社会福祉協議会	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 04 医療法人	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 05 社団法人・財団法人	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 06 営利法人(株式会社、有限会社等)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 07 特定非営利活動法人(NPO法人)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 08 その他	<input type="checkbox"/>

(3) 貴センターの運営形態について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

<input type="checkbox"/> 01 直営型	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 委託型	<input type="checkbox"/>

(4) 貴センター担当圏域の人口と高齢化率について教えてください。

※令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点でのご回答)

人口 約 人 ※半角数字

高齢化率 約 % ※半角数字

(5) 貴センター担当圏域のいずれかの場所における、過去10年程度の被災経験について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

※調査時における自然災害の被災経験とは、貴センター担当圏域の一定地域において建物被害や職員被害等の何らかの対応を行った経験のことを指します。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 01 台風・水害 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 02 土砂災害 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 03 地震 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 04 津波 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 05 雪害 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 06 その他 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 07 特になし | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 08 不明 | <input type="checkbox"/> |

問2. 貴センター担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の概要について(令和5年10月1日時点)

本調査における「自然災害時の高齢者支援に関する取組」とは、担当圏域内の一定の地域において、自然災害時に支援を必要とする高齢者(施設入所者を含む)への対応方針等に関する協議、研修や訓練等、自然災害時に想定した取組や活動を行うことを指します(火災を想定した消防訓練を除く)。担当圏域内の一定の地域とは、地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域(中学校区)に限られません(小学校区や自治会・町内会等の地域の活動範囲を含みます)。

(6) 担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の有無について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

<input type="checkbox"/> 01 ある	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 ない	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 03 不明・把握していない	<input type="checkbox"/>

【(7)は、(6)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(7) 担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組への貴センターの参画状況(あてはまるもの一つを選択)

<input type="checkbox"/> 01 参画している	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 02 参画していない	<input type="checkbox"/>

【(8)は、(7)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(8) 貴センターが担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組に参画していない理由について教えてください。

(あてはまるものすべてにチェック)

- | | |
|--|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 01 運営資源が多忙 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 02 人的余力がない | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 03 当該の取組へ参画するさきっかけがない | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 04 地域との距離感から関係構築が不十分 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 05 法人が地域住民等との連携、ネットワークの重要性、必要性を理解、認識していない | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 06 地域調力が協力に消極的、地域の高齢化が進み、協力関係の構築が困難 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 07 その他 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 08 特になし | <input type="checkbox"/> |

【(14)～(16)は、(7)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(14) (13)の具体的な内容について教えてください。

(15) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組を行うに至った経緯、きっかけについて教えてください。

□ 01 地域からの災害時対応に関するニーズの高まり

□ 02 行政からの提案、働きかけ

□ 03 外部の専門家等からの働きかけ

□ 04 その他

□ 05 不明・把握していない

(16) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組での貴センターの役割について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

01 協議、活動の主導的・中心的な役割を担っている

02 他の機関・組織が主導的・中心的な役割を担っている

【SQは、(16)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

SQ 主導的・中心的な役割を担っている組織・団体について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

□ 01 社会福祉協議会

□ 02 高齢者施設・事業所

□ 03 民生委員・児童委員

□ 04 自治会・町内会

□ 05 自治会・町内会以外の住民組織

□ 06 消防団

□ 07 ボランティア

□ 08 特定非営利活動法人

□ 09 医療機関

□ 10 薬局

具体的に:

□ 15 市区町村の高齢福祉部局

□ 16 市区町村の防災・危機管理部局

□ 17 その他

□ 18 不明・把握していない

【(17)は、(7)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(17) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の参加者について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

□ 01 社会福祉協議会

□ 02 高齢者施設・事業所

□ 03 民生委員・児童委員

□ 04 自治会・町内会

□ 05 自治会・町内会以外の住民組織

□ 06 消防団

□ 07 ボランティア

□ 08 特定非営利活動法人

□ 09 医療機関

□ 10 薬局

具体的に:

□ 15 市区町村の高齢福祉部局

□ 16 市区町村の防災・危機管理部局

□ 17 その他

□ 18 不明・把握していない

【(18)～(20)は、(17)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(18) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組へ参画している高齢者施設・事業所の種別について教えてください。

□ 01 特別養老ホーム(広域型・地域密着型)

□ 02 介護老人保健施設

□ 03 介護医療院(介護療養型医療施設)

□ 04 養老老人ホーム

□ 05 軽養老人ホーム(ケアハウス・A型・B型・B型)

□ 06 有料老人ホーム

□ 07 サービス付き高齢者向け住宅

□ 08 認知症高齢者グループホーム

□ 09 小規模多機能型居宅介護事業所

□ 10 看護小規模多機能型居宅介護事業所

□ 11 訪問介護事業所

□ 12 訪問看護事業所

□ 13 通所介護事業所(認知症対応型通所介護事業所を含む)

□ 14 その他

□ 15 不明・把握していない

(13) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

※※※※※を想定した消防訓練を除く

□ 01 災害時要配慮者(在宅高齢者等)の情報収集、連絡体制の整備

□ 02 避難行動要配慮者名簿の作成・更新

□ 03 避難行動要配慮者の個別避難計画作成

□ 04 災害時要配慮者(在宅高齢者等)の災害時安否確認計画の作成

□ 05 地域のある組織・団体間での役割分担、活動体制の整備

□ 06 地域の名簿・団体間での連絡体制の整備

□ 07 避難場所・避難経路等の確認や避難施設周辺等の危険箇所の把握

□ 08 地域の災害の歴史等の把握

□ 09 危険箇所や災害時に活用可能な地域資源等を明記した防災マップ等の作成

□ 10 地域の関係者が参加する防災訓練の実施 →SQ①へ

□ 11 防災に関する研修・勉強会等の実施

□ 12 防災に関するイベントの実施

□ 13 地区防災計画の作成

□ 14 選択版03_04_1.3以外のその他防災計画の作成

□ 15 その他

□ 16 不明・把握していない

【SQ①～SQ④は、(13)で「10」を選択した方のみご回答ください。】

【(13)で「10」を選択しなかった方は「14」へお進みください。】

SQ① 地域の関係者が参加する防災訓練の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

※※※※※を想定した消防訓練を除く

□ 01 災害時要配慮者の避難支援訓練

□ 02 災害時要配慮者の福祉避難所への撤去訓練

□ 03 避難所の開設・運営訓練

□ 04 地域住民の安否確認、情報集約訓練

□ 05 災害時要配慮者へのケアに関する関係職種との情報共有訓練

□ 06 救命応急措置訓練(心肺蘇生法、AED講習等)

□ 07 防災資機材取扱訓練

□ 08 その他

□ 09 不明・把握していない

SQ② 地域の関係者が参加する防災訓練の参加者について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

※※※※※を想定した消防訓練を除く

□ 01 社会福祉協議会

□ 02 高齢者施設・事業所

□ 03 民生委員・児童委員

□ 04 自治会・町内会

□ 05 自治会・町内会以外の住民組織

□ 06 消防団

□ 07 ボランティア

□ 08 特定非営利活動法人

□ 09 医療機関

□ 10 薬局

具体的に:

□ 11 民間企業

□ 12 商工会議所

□ 13 商店街

□ 14 学校・大学

□ 15 市区町村の高齢福祉部局

□ 16 市区町村の防災・危機管理部局

□ 17 その他

□ 18 不明・把握していない

SQ③ 地域の関係者が参加する防災訓練の実施回数について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※※※※※を想定した消防訓練を除く

01 年に1回

02 2～3か月に1回

03 月に1回

04 月に複数回

05 それ以上

06 不定期

07 不明・把握していない

SQ④ 地域の関係者が参加する防災訓練に対する評価について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

※※※※※を想定した消防訓練を除く

01 十分効果的と考えている

02 ある程度効果的と考えている

03 どちらともいえない

04 あまり効果的ではない

(19) 高齢者施設・事業所に期待する役割について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 避難場所(福祉避難所)の提供
- 02 避難所への物資の提供・保管
- 03 避難所における医療従事者等の情報連携
- 04 災害時における高齢者施設・事業所の専門性を発揮したケアの提供
- 05 避難行動要支援者の移送支援
- 06 地域住民に対する災害時要配慮者へのケアに関する認識の普及啓発
- 07 その他
- 08 特になし

(20) 高齢者施設・事業所が参画したことによる効果について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 高齢者施設・事業所との、平時からの関係の構築(強化)を期待できるようになった
- 02 地域の福祉・物等の会費や担い手等として高齢者施設・事業所の協力を期待できるようになった
- 03 災害時に介護・看護職等の専門職を一般避難所へ派遣してもらい、被災者のケアを期待できるようになった
- 04 一級避難所の環境整備や被災者のケア等に関するアドバイスを期待できるようになった
- 05 一級避難所への災害時要配慮者に必要な物資の提供を期待できるようになった
- 06 自然災害時に支援を必要とする地域住民の支援の拠点(福祉)避難所等としての活用を期待できるようになった
- 07 災害時要配慮者へのケアの重要性について、地域住民の意識が高まった
- 08 認知症高齢者や障害者の特性や留意点等、配慮すべき点について地域住民の理解が深まった
- 09 その他
- 10 特になし

問3. 真センター担当区域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の課題等について

【(21)、(22)は、(7)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(21) 自然災害時の高齢者支援に向けた取組を継続的に実施するにあたって、重要だと考える要素について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 働きかけの中心となる人物の存在
- 02 想定される災害状況と課題の理解
- 03 関心を持つ層の拡大
- 04 参加者間の目標・ビジョンの共有
- 05 参加者の定着
- 06 主導的・中心的役割を担う組織・団体によるネットワークを調整する能力
- 07 地域包括ケアシステムの要素に自然災害時の安全、安心、健康の確保を含めること
- 08 市区町村の高齢者福祉各種計画への防災の位置づけ(介護保険事業計画、地域福祉計画等)
- 09 財政的基盤の確保
- 10 その他
- 11 特になし

(22) 自然災害時の高齢者支援に向けた取組を実施する上で、課題だと感じる点について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- 01 業務負担の過多
- 02 参加者の不足、地域住民の高齢化
- 03 防災に関する知識・技術の不足
- 04 地域の防災活動に対する市区町村の関与の不足
- 05 財源の確保
- 06 地域包括ケアシステムの要素に災害時の安全、安心、健康の確保が含まれていないこと
- 07 地域包括ケアシステムの範囲(日常生活圏)と災害時における地域の互助・共助の範囲とのずれ
- 08 介護保険制度と災害時対応に関する事項が連動していないこと
- 09 その他
- 10 特になし

問4. 最後に

【(23)は、全員にご回答ください。】

(23) 自然災害時の高齢者支援に向けた地域の連携体制について、課題や今後の展望等がございましたら、お聞かせください。

「日常にも災害時にも安全・安心な地域と高齢者施設・事業所のネットワークづくり事例集 ～支え合いづくりのために～」

以下の URL から
ダウンロードできます！

(https://www.jri.or.jp/2023_saigai/)

令和5年度老人保健推進事業
(老人保健事業推進費等補助金)

「高齢者施設における非災害時における地域ネットワーク構築の促進
及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」

日常にも災害時にも安全・安心な 地域と高齢者施設・事業所の ネットワークづくり事例集

～支え合いづくりのために～

2024(令和6)年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

はじめに

昨今、日本全国各地域を問わず、自然災害が激甚化・頻発し、大きな被害が発生しています。本年の始まりである2024(令和6)年1月1日に能登半島地震が発生し、多くの方々が過酷な避難生活を強いられています。今なお被災地で大変な思いをされている方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

令和3年度介護報酬改定においては、災害への地域と連携した対応の強化の一環として、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするとの省令改正がなされています*1。

しかし、高齢者施設・事業所(高齢者の入居・宿泊)を伴う施設・事業所。以下「高齢者施設」において、地域との連携を図るためのきっかけづくりが困難である状況が伺えます。本事例集作成に先立ち、実施したアンケート調査*2でも災害時に相互支援が可能な地域との連携・ネットワークを構築できている割合は3割程度と高いとはいえ、地域とのネットワークが構築できていない理由としても「日頃の付き合いがない」「参画するきっかけがない」などの回答が上位を占めています。

そこで、本事例集は高齢者施設が地域との連携を図り、災害時にも支え合いを可能とする地域ネットワークを構築するためのきっかけづくりをいかに行うか、そのアクションを行う際の参考資料としてご活用いただくことを想定し、前述の調査研究の成果をもとに作成しました。

本事例集は高齢者施設のみならずにご参考になることはもちろんのこと、高齢者施設とともに地域ネットワークを構築し、地域防災の向上に取り組んでいる地域関係者のみなさまにも参考となるよう作成しました。

今後も激甚・頻発することが予想されている自然災害への備えとして、本事例集が各高齢者施設を含む地域のネットワーク構築とそれによってできたつながりで実効性のある訓練等の防災の取組を行うための一助としてお役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、本事業ではアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、ご多忙のなか、全国の高齢者施設のみならず、地域包括支援センターのみならずにご協力いただきました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

2024(令和6)年3月
一般財団法人 日本総合研究所

*1 厚生労働省健康局高齢者支援課「『令和3年度介護報酬改定』における災害対策」12.介護施設等における防災・減災対策の推進について、令和4(2022)年3月、全国介護保険・高齢者福祉福祉担当課長会議資料.p.17(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908746.pdf>)

*2 一般財団法人 日本総合研究所「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」(令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費補助金))

目次

I. 導入編	1
地域ネットワーク構築の現状①	2
地域ネットワーク構築の現状②	3
地域ネットワーク構築の構図①	4
地域ネットワーク構築の構図②	5
地域ネットワーク構築の構図③	6
地域ネットワーク構築の構図④	7
II. 事例編	9
事例一覧	10
事例1 「住民支え合いマップ」づくりによる地域ネットワーク構築	11
事例2 高齢者施設と自治会・町会による地域ネットワーク構築	15
事例3 行政による枠組づくりを活かした地域ネットワーク構築	19
事例4 「防災まちあるき」の実施による防災の意識づけ	23
事例5 医療・介護等事業所ネットワークと地域福祉ネットワークの協働	27
III. 実践編	31
地域ネットワーク構築の試み	32
ワークショップの意義	34
ワークショップの様子	35
ワークショップの効果	38
今後の展開可能性	39

地域ネットワーク構築の現状①

高齢者施設と地域の災害時を想定した 地域ネットワークの構築状況における課題

- アンケート調査※3によると、自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークが「あり」と回答している割合が約3割程度となっています。
- 地域ネットワークの構築ができていない理由としては、「参画するきっかけがない、日頃からの付き合いがない」「日頃からの関係構築が不十分」といった回答が多い結果となっています。
- **きっかけのなさや日頃の関係性の希薄化が災害時に支え合える地域ネットワークを構築するにあたっての障壁となっていることがうかがえます。**

図1 自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークの構築状況

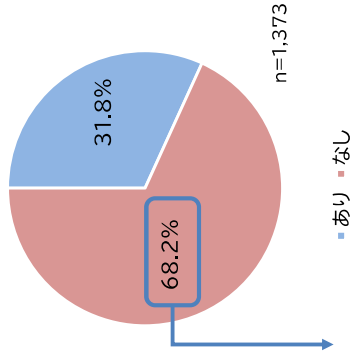
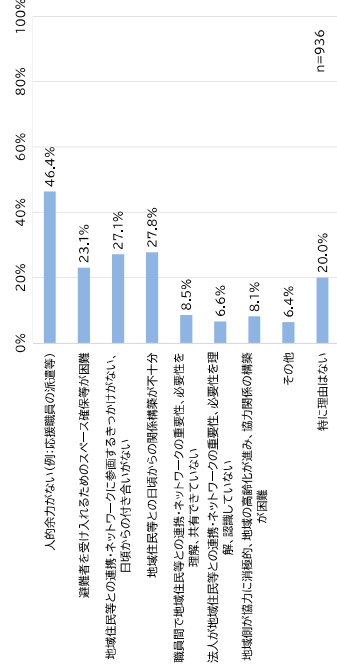


図2 自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークに参画していない理由



※3 一般財団法人 日本総合研究所「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」(令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進等補助金))

I. 導入編

地域ネットワーク構築の構図①

高齢者施設と地域による支え合いの関係性

- 高齢者施設の自助活動と地域による自助活動が「地域ネットワーク」というキーワードの下で結びつくことにより、支え合いの関係性が生まれます。
- 地域ネットワークがより展開していくことにより、支え合いの効果がさらに高まります。
- 支え合いの関係性は平時と災害時にシームレスにつながります。つまり、日常であればまちづくりや地域福祉の観点から地域ネットワークによる支え合いが有効ですし、そのつながりは災害時にも非常に大きな力を発揮します。

図4 高齢者施設の自助と地域による自助の融合による地域ネットワークの創出

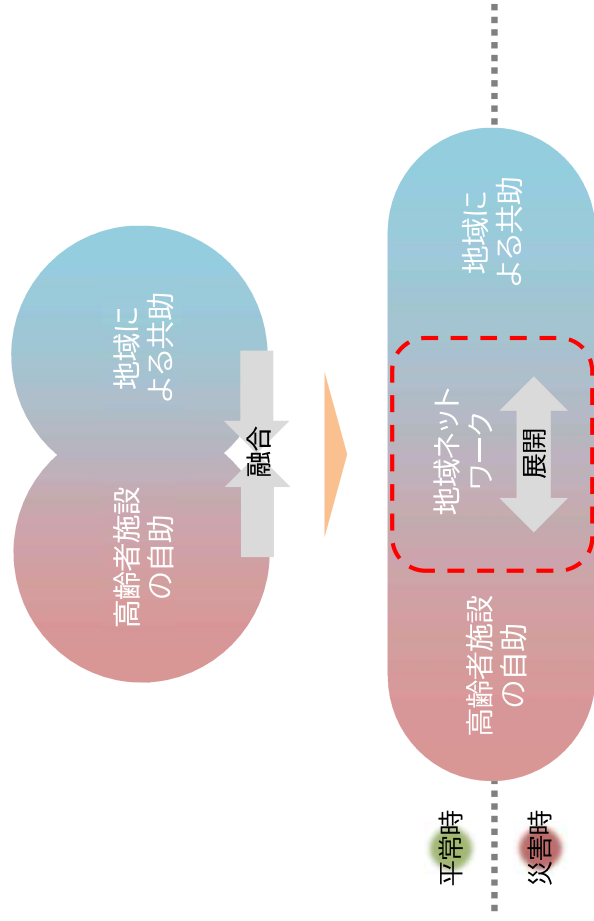
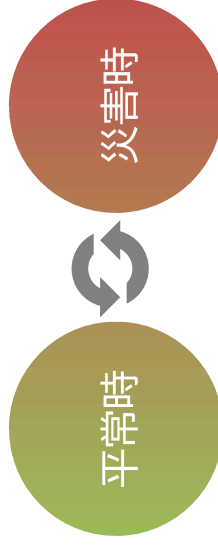


図5 平時時と災害時における支え合いの互換性

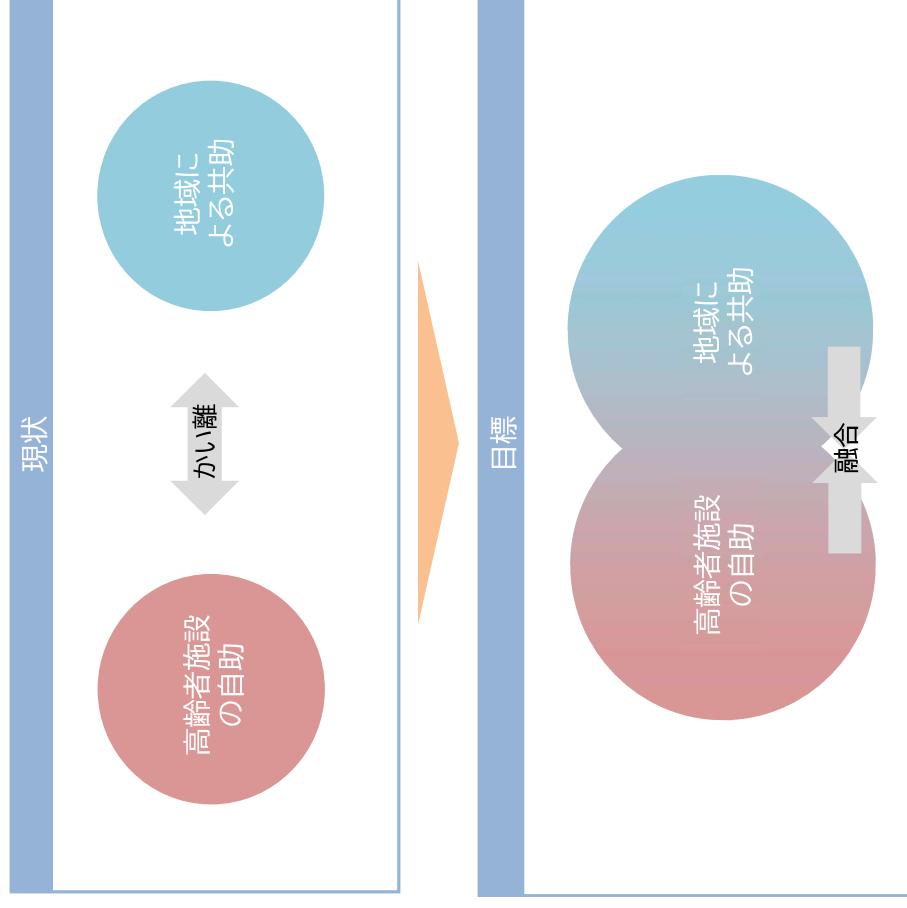


地域ネットワーク構築の現状②

高齢者施設の自助と地域の自助の結びつき

- 高齢者施設は非常災害対策計画や業務継続計画(BCP)などの防災計画を策定し、自然災害が発生した場合においても、利用者や職員の安全確保やサービスの継続をできるよう、自助力を高めなくてはなりません。地域との連携は、高齢者施設の自助力を向上させるうえで重要な要素といえます。
- 一方、地域は多様な主体が連携・協力することで自然災害に対して自助力を発揮することが求められています。
- しかし、現状では、災害発生時に、高齢者施設と地域とが助け合うことが難しい状況にあるといえます。そこで、災害発生時の困難を乗り越えるためにも、高齢者施設と地域がお互いに連携に努め、それぞれの力を融合させていくことが目標となります。

図3 高齢者施設の自助と地域による自助の現状と目標

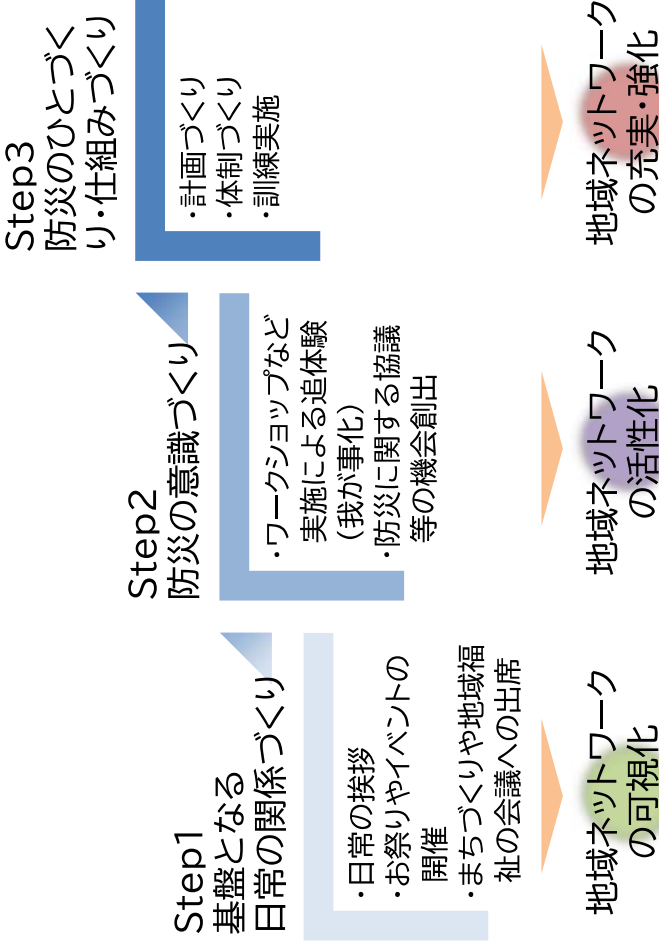


地域ネットワーク構築の構図③

地域ネットワーク構築のステップ

- Step1「**基盤となる日常の関係づくり**」では、自らの周りにある地域ネットワークを可視化する段階といえます。
取組例：日頃の挨拶や自治会・町内会が催すお祭りやイベントへの参加、施設の地域への開放、まちづくりや地域福祉の会議への積極的な参加等の活動が該当します。
- Step2「**防災の意識づくり**」では、防災の観点から地域ネットワークの活性化を図る段階といえます。
取組例：リアルな被災経験を記録した「災害エスノグラフィー」を用いたワークショップなどの試みを実施することで、自然災害による被災時の経験を追体験し、防災を我が事化することができず。そして、防災に関する協議等を開始します。
- Step3「**防災のひとり・仕組みづくり**」では、地域ネットワークを災害時にも機能するシステムとして充実・強化する段階となります。
取組例：防災計画づくりや体制づくり、防災訓練を実施することで、防災に関する人材育成や有効に機能する体制の整備、実効性のある災害対応が実現できるでしょう。

図7 地域ネットワーク構築のステップ

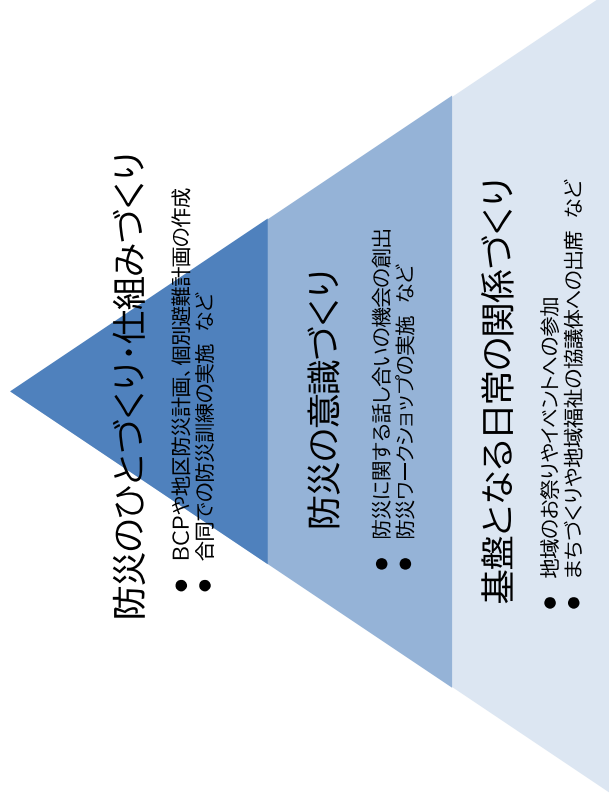


地域ネットワーク構築の構図②

地域ネットワークの関係構造

- 災害時にも支え合える地域ネットワークは、基本的に「基盤となる日常の関係づくり」、「防災の意識づくり」、「防災のひとり・仕組みづくり」の3つを構成要素とした3層構造により成り立っているといえます。
- 地域の関係者が日頃から顔を合わせる関係性、すなわち「**基盤となる日常の関係づくり**」が災害時にも支え合える地域ネットワークを形づくるうえでの基盤となります。
- 防災の取組における最初のステップが「**防災の意識づくり**」です。防災の意識づけを図るには、災害を我が事として捉えることが重要です。
- 災害時にも支え合える関係性を確保にするための具体的な実践が「**防災のひとり・仕組みづくり**」です。地域での合同訓練を実施したり、防災計画を策定することで災害対策の継続性、実効性を確保します。

図6 地域ネットワークの構造

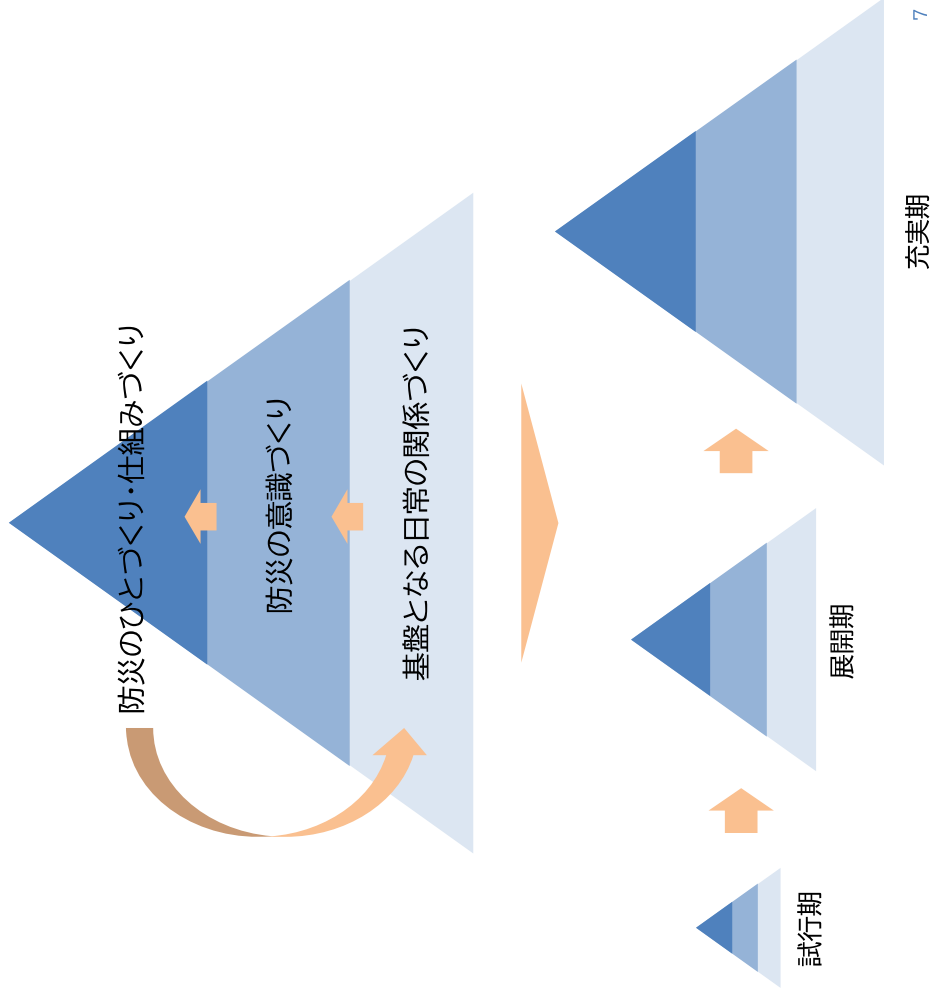


地域ネットワーク構築の構図④

地域ネットワークの充実化のプロセス

- 地域ネットワークは、「基盤となる日常の関係づくり」から「防災の意識づくり」の活動を経て、「防災のひとづくり・仕組みづくり」まで活動が展開し、「防災のひとづくり・仕組みづくり」を行うことで「基盤となる日常の関係づくり」がさらに充実していくという繰り返しの関係性にあるといえます。
- 活動の循環によって地域ネットワークがさらに大きく展開・充実していくことで、活動の展開や継続性の確保・向上を期待できます。

図8 地域ネットワークの循環構造と充実化のプロセス



事例一覧

No.	事例	自治体区分	名称	取材先		
				施設	地域	行政
1	「住民支え合いマップ」づくりによる地域ネットワーク構築	町村	群馬県榛東村 (村域)	●	●	
2	高齢者施設と自治会・町会による地域ネットワーク構築	一般市	埼玉県富士見市 関沢地区 (中学校区)	●		
3	行政による枠組づくりを活かした地域ネットワーク構築	一般市	愛知県あま市 伊福地区 (小学校区)	●	●	●
4	「防災まちあるき」の実施による防災の意識づけ	中核市	大阪府吹田市 五月が丘地区 (小学校区)		●	
5	医療・介護等事業所ネットワークと地域福祉ネットワークの協働	政令市	福岡県福岡市南区 鶴田校区 (小学校区)	●	●	●

次頁以降では、各事例の取組プロセスを掲載しています。各取組を行った主体がわかるよう、以下のように色別で掲載しています。

施設 : 地域ネットワークに関わっている高齢者施設

地域 : 中心的に活動している地域の関係者・機関

行政 : 地域課題の解決や防災のひとづくり・仕組みづくりを計画的に進めている行政

II. 事例編

地域の防災意識が高まる土壌づくり

■コーディネーターである社協の経験

- 2004(平成16)年、新潟県中越地震の際、全村避難していた山古志村へ農協(JA)や役場等から物資を集め、避難場所まで届けた。近所の方がビニールハウスに寄り添って避難しており、この光景が忘れられず、日頃の関係づくりの重要性を強く感じ、自分たちもどのように日頃の関係づくりを進めるかという課題に直面したことがスタートとなっている。

■防災ボランティアしんどうの結成

- 2006(平成18)年度、キーパーソンとなるような活動の主体となる方々を養成したいと考え、防災ボランティア組織を立ち上げた。
- 防災ボランティアしんどうのメンバーは、地元で仕事をしている人をメインで集めた。一番多いときには50名程在籍しており、現在は40名程在籍している。スパーマーケット経営者から、電機屋、土木関係、工務店などなんでもできるメンバーが集まっている。
- 担い手確保が最大の課題。野球チームに参加している人など若い人にも声をかける等、さまざまなアプローチをして担い手を確保している。

基盤となる日常の関係づくり

■地域貢献と人材育成の志向

- 社会福祉法人は、現場で働いていくだけでなく、地域に対してそれなりの責務を負っているということを職員に意識してもらいたいと思っている。現場の職員も経験年数を重ねると、外部の方との接点も求められるため、現場での仕事だけでなく、比較的若い職員に順番に地域に出向いてもらうようにしている。

■日頃の見守り事業との連動

- 「安心カード設置事業」や「安心生活サポート事業」等の平時の見守り事業を行っている。これらの事業も「住民支え合いマップ」による地域との情報共有により可能となっている。二見福祉社とは関係のないような関係者とも手を組んで、重層的に平時・有事の見守りを実現している。

POINT !

- 地域に根付いている防災意識
- 民生児童委員や自治会長など多職種の関係者に参加を呼びかけ
- 地域で活動している若い人にも声をかけ、担い手を確保
- 社福法人の理念及び人材育成の観点から、積極的に地域活動に参画。

事例1 「住民支え合いマップ」づくりによる地域ネットワーク構築

活動エリア／群馬県榛東村
活動単位／村域

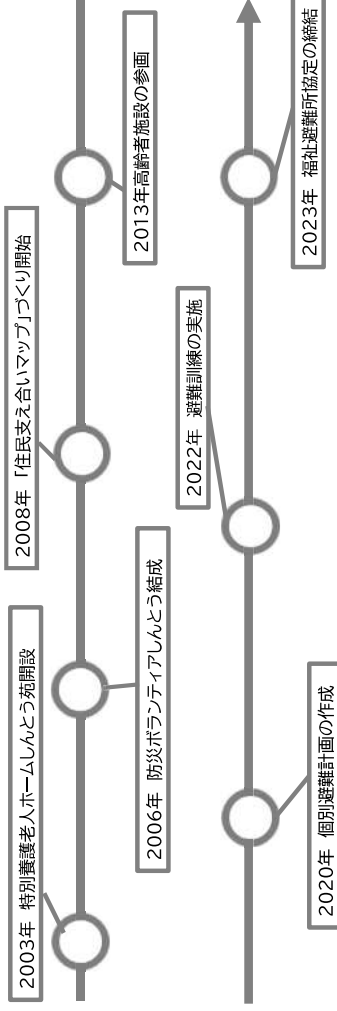
取材協力：榛東村社会福祉協議会
特別養護老人ホームしんどう苑

人口：14,647人(R6.1時点)／高齢化率：27%(R6.1時点)

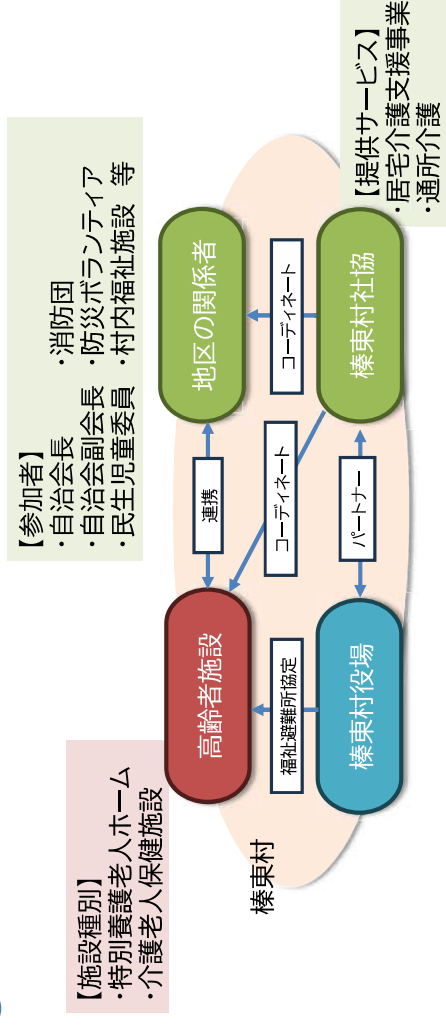
1 取組の概要

- 村内21自治会の地域支援者が集まり、自らの地区において要支援者および地域支援者をマッピングする「住民支え合いマップづくり」を通じて、高齢者施設と地域とのネットワークづくりを実現。
- 「住民支え合いマップづくり」の活動を通じて、避難行動要支援者の個別避難計画を作成。
- 村内の高齢者施設が福祉避難所として村内の福祉インフラとしての役割を担う。

2 取組の流れ



3 取組の関係図



防災のひとづくり、仕組みづくり

個別避難計画の作成

- マップづくりの経験をベースに、2020(令和2)年から個別避難計画の作成を開始。
- 個別避難計画作成に当たっては、マップづくり後に福祉専門職による会議を実施。(協力の職員や役場の防災担当、高齢担当、高齢担当、地域包括支援センターの社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等)
- 避難支援が必要な人の最新の情報をもとに、適切な避難場所、避難経路、避難支援者の確認等の情報を整理し、個別避難計画を作成する。

避難訓練の実施

- 2022(令和4)年10月、個別避難計画に基づいた訓練を実施。
- 内容:車いすを利用している、避難行動要支援者を福祉避難所に避難させる訓練。並行して、自力避難可能な方はコミュニティセンターへ避難してもらうというもの。
- 訓練の結果を踏まえ、高齢者施設との福祉避難所に関する協定締結の必要性が明らかとなった。

指定福祉避難所の協定締結

- 榛東村と特別養護老人ホームしんとう苑並びに介護老人保健施設喜望峰の間で、他の地区で被害が発生し、かつ施設が稼働していることを条件として、2023(令和5)年11月に福祉避難所の協定を締結。
- 内容:一般避難所で避難生活を送ることが難しい要支援者をあらかじめ名簿登録を行った上で、有事の際には避難所へは行かず、当施設へ直接避難してもらうこととしている。

POINT!

- 「住民支え合いマップづくり」を基に個別避難計画を作成
- 個別避難計画をもとに行った訓練で顕在化した課題をもとに、福祉避難所協定を締結

5 取組の効果

- 2019(令和元)年台風19号の際、住民が自主的に避難行動に取り組めたのは、非常に大きな成果だったと思う。このような活動がどんどんできるようになることで地域住民のつながりが生まれてくると思う。【地域】
- あらかじめ名簿を入手することにより、より安全を考慮した準備を整えることができる。【施設】

7 今後の展望

- 2024(令和6)年能登半島地震でも本場に隣近所での助け合い(=近助)がどれだけ重要かということが認識されたと思うので、全地区で個別避難計画づくりにつなげたい。【地域】
- 福祉避難所協定を締結することにより、中・重度の避難行動要支援者に対する役割を發揮できる機会ができたと感じている。村内には入所施設は2ヶ所しかないので、福祉避難所としての役目は継続していきけるよう努力したい。【施設】

防災の意識づくり

住民支え合いマップづくり

- 2007(平成19)年度から民生児童委員を中心に積み重ねてきたものから移行して、避難行動要支援者登録という制度で同意方式ならびに手上げ方式に基づいて作成している。民生児童委員の6.1調査をすべて社協に提供してもらえらることになっている。
- 毎年11月にマップづくりを実施。ここでは、話し合う場の持つ力を重視している。
- 手順としては以下の通り。

- ①社協が独自で作成した状態区分に基づいて、各自治会の避難行動要支援者を以下のように分類する。
 - ✓S(専門職での事前避難が必要な方)
 - ✓A(専門的支援が必要な方)
 - ✓B(一般避難所での生活が困難・福祉避難所利用の検討)
 - ✓C(一般支援や見守りで生活可能)
- ② 上記の分類に基づき、避難支援者を決める。
 - 例:SとAの一部の方(近隣での避難支援が難しい方):社協職員等
 - B、C:近隣住民の方

- ③ 地図上に、避難支援が必要な人を色分けし、塗りつぶしたり、点線で囲ったりする。
- ④ 対象者の意向や近所との関係性も確認したうえで、複数の避難支援者を決める。

マップづくりを行う上で、以下の点に留意している。

- 毎年、マップづくりを行うために、最新の情報を持ち查ること、情報が更新される。
- 名簿登録や情報開示に同意していない方は、民生児童委員から地域包括支援センターにつないで、働きかけを行う。
- 1人の避難支援者に負担がかからないよう、調整をしている。
- 1人の避難支援者が担当する要支援者は、最大5~6人まで。その方々をインプットしてイメージできるようにし、主体的に動いてもらえるようにしている。

住民支え合いマップづくりへの高齢者施設の参画

- 毎年、榛東村社協の呼びかけにより、中・重度の避難行動要支援者の個別避難計画を作成する取組に、民生児童委員や自治会長、消防団員等と共に法人として出席している。
- 当施設が所在している自治会に所在する施設として、近隣の住民のうち、要支援者は当施設へ避難する協定を締結している。

施設



▲住民支え合いマップづくり

POINT!

- 様々な地域関係者が一同に会して、互助の関係性と最新の情報を可視化
- 話し合いの「場」の持つ効果を最大限に活用
- 地域の一員として高齢者施設が参画

基盤となる日常の関係づくり

■地域でのイベントへの参加

- 施設 地域
- 施設が地域でのイベントに参加することが多い。
- 自治会・町会主催で子ども向けのお祭りが開催されており、利用者と職員が参加して、屋台で飲食したり等を楽しんでいる。地域の方と良好な関係を構築している。

■施設でのイベント開催・地域活動への施設の開放

- 施設 地域
- 法人主催で子ども食堂や生活困窮者の支援やボランティアの受け入れを行っている。
- 当施設でも8月に夏祭りを実施したり、12月におでん会を催しており、町会に参加を呼び掛けている。
- 他にも、以下の取組を実施している。
 - ✓施設独自で、月1回、自主サロンを開催
 - ✓健康講話や職員とゲーム、食事をするという活動も実施
 - ✓月2回、自治会・町会主催の健康体操での会場貸し出し
- 地域活動を増やしていくことで、高齢者だけではなく子どもまで幅広い世代の方に施設知っていただくことが地域連携を図るうえで重要になる。
- また、このような関係性が防災に関するテーマで取組む際にも話がしやすくなると感じている。自治会・町会からも協力すると言われているし、施設からもイベント等で協力してほしいことがあれば協力をすると話している。

■施設職員に対する地域連携の意識づけ

- 施設
- 小規模多機能ホームの利用者送迎時に近所の方とお会いした際には、ご挨拶するように職員に伝えている。そうすることで、挨拶した際にも最近の困りごとの相談を受けたり、お菓子を持ち寄ってもらうこともあり、施設と地域が交流するきっかけともなっている。
- 小規模多機能ホームでは、普段利用者へのレクリエーションを行うが、地域とのイベントを実施すると、女性の方が多く参加する。叱咤激励の声掛けがなされる時もあり、地域の力を生かせることや関係構築ができると職員の自信にもなる。

POINT!

- 地域のイベントにこまめに参加し、年代を問わず、良好な関係を構築
- 施設を日頃の地域活動の拠点として開放
- 施設職員に対し、地域とのつながりを意識づけ(人材育成)
- 日頃の関係づくりを通じた、防災に関する取組への展開

事例2 高齢者施設と自治会・町会による地域ネットワーク構築

活動エリア／埼玉県富士見市関沢地区3丁目
活動単位／単位自治会

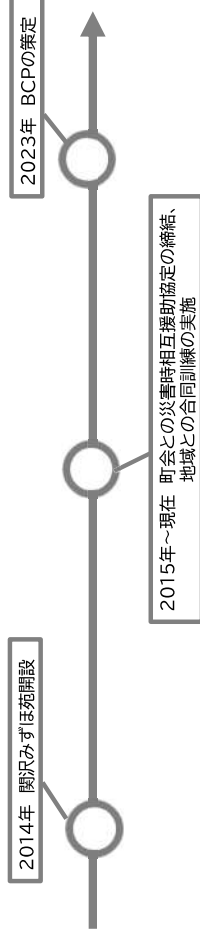
取材協力：関沢みずほ苑(認知症高齢者グループホーム/小規模多機能型居宅介護事業所)

人口:113,197人(R6.2時点)／高齢化率:24%(R6.2時点)

1 取組の概要

- 関沢みずほ苑(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所)と地域の町会が災害時相互援助協定を締結。
- 業務継続計画(BCP)において、地域の連携先として協定を締結している町会を明記し、災害時を想定した相互援助の関係を構築。
- 高齢者施設での防災訓練に地域住民が参加している。

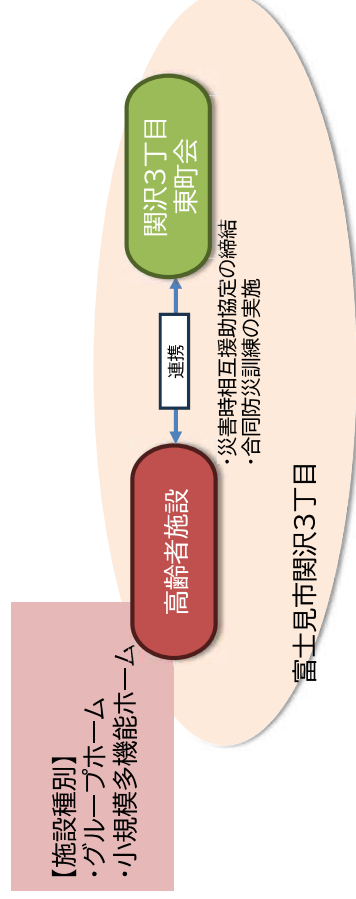
2 取組の流れ



3 取組の関係図

【施設種別】

- ・グループホーム
- ・小規模多機能ホーム



防災のひとづくり、仕組みづくり

■業務継続計画(BCP)の策定と業務継続計画(BCP)への連携先の記載

- ・ 当法人では、通所・訪問系と入所系でそれぞれ自然災害と感染症の業務継続計画(BCP)を策定している。
- ・ 自然災害に関する業務継続計画(BCP)の基本方針(3つ):
 - ①入所者・利用者の安全確保、②サービスの継続、③職員的安全確保。
- ・ 「他施設、地域連携」の部分では、平常時からの他法人・他施設との関係構築や協定書のみならず、普段からの良好な関係構築を図ることの重要性を記載している。具体的な連携先として災害時相互援助協定を結んでいる東町会や所属している事業者団体を記載している。

■地域との合同防災訓練の実施

- ・ 施設で実施する法定訓練に地域住民からの参加を得ている(民生委員、運営推進会議メンバー)。
- ・ 消防署の立ち合いのもと、消火器を用いた消火訓練を実施した。
- ・ 避難訓練実施の案内は、運営推進会議を通じて案内したり、チラシを作成して配布している。



▲避難誘導訓練

▲煙体験訓練

POINT !

- 施設の業務継続計画に地域連携先を結びつけ
- 法定訓練に地域住民の参加を得て、地域連携による実効性を確保

5 取組の効果

- ・ 災害時に避難できる、何かあったら相談できるなど、地域の方にとっても、何かあったときによりどころとなっており、地域の安心感をもたせていると感じている。【施設】
- ・ また、年6回の訓練の実施を通じて、職員の意識が高まっていると感じている。

6 取組の課題

- ・ 地域住民との総合訓練の内容が定型化・マンネリ化していると感じたので、工夫する必要性があると感じている。
- ・ 当施設でも福祉避難所として被災者を受け入れられることを想定しているが、実際に受け入れることになった場合の対応まではまだ話し切れておらず、今後、さらなる検討が必要。

7 今後の展望

- ・ 地域住民がいつでも気軽に施設に立ち寄って入ってこられるようにしたい。子ども食堂やお祭り等で交流する場や機会を増やしていくことで、少しでも距離感を縮めて顔なじみの関係をつくってほしいと考えている。
- ・ 職員がコロナウイルスに罹患し、人手の確保が難しくなった時、近隣の特別養護老人ホームの施設長から声掛けや差し入れをいただいていたことがあり、施設・事業所間での助け合いは重要であると感じた。そのため、今後も施設・事業所間の連携をさらに連携を深めていきたい。

防災の意識づくり

■施設が所在する町会と災害時相互援助協定の締結

- ・ 2015(平成27)年10月、施設が所在する町会と災害時相互援助協定の締結(施設が開設した2015(平成26)年の翌年)。当時の施設長が施設開設にあたり、町会に挨拶に赴き、説明に行った。
- ・ 協定の内容:閑沢みずほ苑で火災があった場合、地域の方に避難誘導の協力をしてもらう。逆に、地域で火災があった場合、当施設職員が消火活動や連絡調整の協力を行う内容の協定となっている。

■年6回にいたる防災訓練の実施と工夫

- ・ 介護施設は火災が発生した際にも大変危険な状態となる。そのため、利用者および家族にも安心していただけるよう、年6回防災訓練を実施するようになった。
- ・ 訓練の頻度と内容: 2か月に1回はいずれかの防災訓練を実施:
 - ✓総合訓練(4月、10月に地震を想定)
 - ✓避難訓練と通報訓練(各年2回)
- ・ 防災訓練を行う上での工夫:
 - ✓新人職員や事務職員等の訓練参加。例えば、利用者が間違っって火災報知器を押してしまうこともあるため、その際の対応(復旧作業の手順や消防署への誤報の連絡)なども訓練している。
 - ✓同一建物内で複数の事業所を運営していることから、各事業所から必ず訓練に参加する人数を指定し、各事業所で災害発生時に備えられるようにしている。

■運営推進会議を通じた防災の話し合い

- ・ 年1回行う運営推進会議のサービス評価項目として「地域との防災」に関する項目があるため、その際に地域関係者と防災に関する話をする。
- ・ 運営推進会議において地域のイベントの開催状況を確認することもある。閑沢地区が主催する防災訓練(年1、2回)が行われる際に施設職員や利用者が参加することもある。

POINT !

- 災害時相互援助協定を結び、地域との関係性を見える化
- 防災の取組強化による職員の意識向上

施設

地域

施設

施設

地域

基盤となる日常の関係づくり

■施設開設以前から始まった良好な関係性

- 施設の開設前に地元説明会を行った。その時から伊福自治会は協力的であり、会場等を貸していたりするなど、開設前から協力関係を築けたことは大きかった。

■施設の運営推進会議や認知症カフェを通じて顔合わせ

- 2ヶ月に1回開催する運営推進会議に区長やコミュニティの方、民生委員等に関わっていたりしている。
- GHポプラ・小多機ふくじゅそうでは認知症カフェも行い、地域の方にもお越しいただいていいる。
- 地域、施設、お互いの行事への参加を通じて交流により、情報交換や協力体制ができていいると感じている。

■継続性を担保するための地域組織づくり

- 約10年前から、あま市が補助金を出している事業に手を挙げ、3世代の交流で地域活性化を目的とした組織である「コミュニティ推進協議会」を立ち上げ、施設入所者や子どもたちが集まる祭りや流しやろうめなど様々な活動を継続している。こうした、地域の活動に参加する人たちの目に見えない、思いやり、支えあい、助け合いの精神や雰囲気があるので、地域の信頼関係につながっているように思う。
- 伊福地区ではコミュニティ推進協議会が自治会とは別組織として存在しており、活動の継続が可能。区長をトップに、自主防災会、コミュニティ推進協議会、子ども会等の取組を行っており、自治会とも良好な関係で進めている。

「認知症災害時支援モデル事業」への参画

■高齢者福祉に関する計画への「災害対応」の記載

- 第8期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、高齢者の災害に関する体制整備を盛り込んだ方がいいもの、どのように具体的に進めるかを模索していた。
- この時期は、コロナも含めた災害対策を求められている時期でもあったので、高齢者施設利用者を守る必要性もあり、取り組みなければいけないメインテーマの一つだったので、モデル事業に手を挙げた。

■施設の防災力強化につながるいい機会と判断

- 当時は開設して間もない時期だったので、施設を軌道に乗せるのが精いっぱい、防災に関することにほとんど取り組めてなかった。そこで、施設としても防災について考えるきっかけになるかなと思いい、モデル事業への参画を決めた。

■通常の地域防災への危機感

- 毎年9月の防災月間に、避難所である伊福小学校の体育館で防災訓練を行っている。しかし、防災訓練には、100名以下しか集まらず、このままでは、いつ起きてもわからない南海トラフ地震への備えとして不十分と懸念していたところ、モデル事業への参画について話をいただいた。



▲GHポプラ・小多機ふくじゅそう

活動エリア／愛知県あま市七宝町伊福地区
活動単位／小学校区

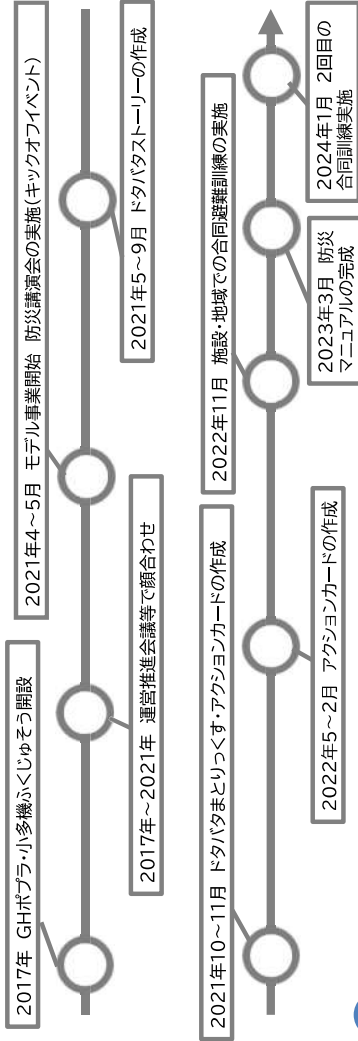
取材協力：あま市高齢福祉課・あま市危機管理課
グループホーム ポプラ
小規模多機能型居宅介護施設ふくじゅそう
伊福地区自主防災会

人口：88,729人(R6.1時点)／高齢化率：26% (R6.1時点)

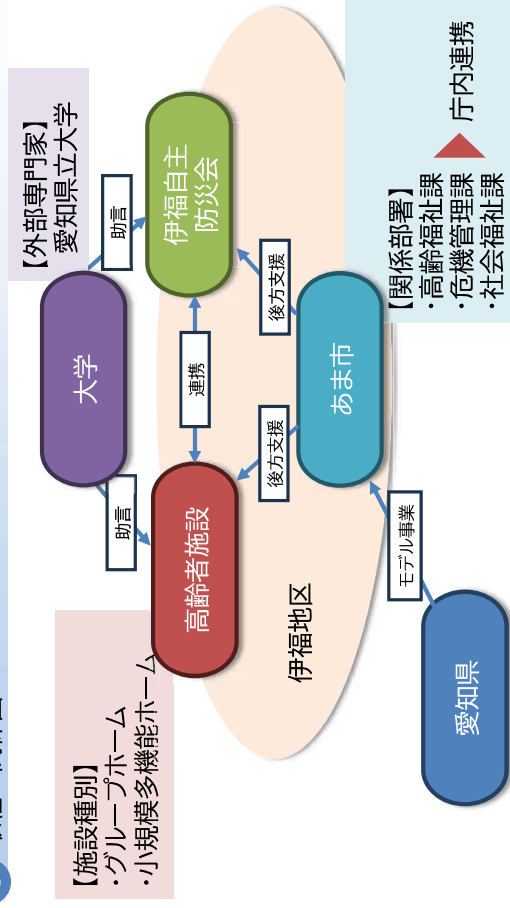
1 取組の概要

- 愛知県の「認知症災害時支援モデル事業」*を活用し、行政によるコーディネートの下、伊福地区内の高齢者施設と自主防災会等の地域団体が参画した地域ネットワークを構築。
- 日頃の関係性に基づき、防災講義やワークショップによる防災の意識づけ、さらに高齢者施設・地域住民の合同避難訓練の実施、防災マニュアルづくりを行う。

2 取組の流れ



3 取組の関係図



防災のひとづくり、仕組みづくり

■地域の関係者が集まった合同避難訓練

- ・ 台風接近に伴う水害を想定し、自宅での垂直避難が困難な方をGHポブラ・小多機ふくじゅそうまで避難させるための訓練を施設・自主防災会合同で実施した。
- ・ 訓練の実施した際には、なるべく忘れないように文字起こしして振り返りができるよう、「合同避難訓練の実施報告」としてまとめた。

■防災マニュアルの作成

- ・ 施設と自主防災会の2本立てで災害時における防災マニュアルを作成。ドタバタマトリックステアクションカードづくりで整理した対応事項や合同避難訓練の結果を踏まえ、マニュアルの改善、更新を図った。
- ・ マニュアルは些細な点から対応を考えていき、取り組みを進めていくにつれて想定ができる内容を追加されていく。
- ・ 施設で作成した災害対策マニュアルは自助のマニュアルでもありつつ、地域住民を救えるマニュアルにもなっている。地域との合同訓練を踏まえて、地域住民が避難した場合の内容も追記した。



▲施設・地域での合同避難訓練

POINT !

- 合同避難訓練を実施し、課題を把握
- 防災マニュアルとして形にし、PDCAを回すことで実効力を向上

5 取組の効果

- ・ 防災をテーマとしてさらに関係を強化できることができたと感じている。防災に関して高齢者施設と地域が一体となり、地域の企業（運送会社）を巻き込んで一体的に活動している地域は他にない。【施設&地域&行政】
- ・ モデル事業を契機として、危機管理課と連携するなかで、避難行動要支援者名簿や福祉避難所の取り扱いについても考え始めた。【行政】

7 今後の展望

- ・ 自主防災会や高齢者施設のモデルの取組として、これまでのプロセスやセオリーを周知啓発していきたい。危機管理課や高齢福祉課、社会福祉課、障がい福祉課などの関係部署が同じ目線で子どもから高齢者まで含めた一体となった施策を進めていく必要があると考えている。【行政】

※愛知県「認知症災害時支援モデル事業」の詳細は[こちら](#)

POINT !

- 継続可能な地域組織づくり
- 施設と地域の顔の見える関係
- 各主体の「防災」に対する危機意識と行政からのきっかけづくり
- 地域課題の解決手法としての、県の事業の活用

防災の意識づくり

■モデル事業プログラムの企画

- ・ 愛知県の助言もいただいたながら、2年間のスケジュールや枠組をあま市が企画した。
- ・ 目的設定:
 - ① 高齢者施設と地域それぞれの生きた災害対策マニュアル作り
 - ② 日常的な関係づくりを通じた、災害時にも協力しあえる体制づくり。
 - ③ 取組を通じた、地域の介護力の向上、日常の地域福祉の課題解決
- ・ 取組を進めるうえで、市として工夫したこと:
 - 市として目的や方針を押し付けない。自主的な考えを尊重する。
 - 1年目は市の考えは伝えず、講義やワークショップに集中してもらった。
 - 2年目から少しずつ、連携できる場所がないか等の話し合いを進めながら、手探りで進めていった。

■モデル事業プログラムの実施、参画

- ・ 防災講演会の実施:
 - ✓ 施設職員、自主防災会を対象にそれぞれを対象に、愛知県立大学教授による講義を実施。
 - ✓ 講師の話を聞いたり、ビデオを観る機会があると、「やらなければいけない」という実感がわく。外部から専門家が来ることはとても影響が大きい。
- ・ ドタバタストーリー・ドタバタまとりっくすの作成:
 - ✓ ドタバタストーリーとは、災害時に起こりうる小さな出来事の集まりのこと。
 - ✓ ドタバタストーリーで抽出した課題をカードに記入し、ドタバタまとりっくすに分類した。
 - ✓ 大地震が起きた場合を想定したドタバタストーリーづくり・ドタバタまとりっくすづくりを行い、認識を強化した。
- ・ アクションカードの作成:
 - ✓ ドタバタまとりっくすで整理したイベントに対する対応を記入したアクションカードを作成。
 - ✓ 継続してアクションカードの修正・追加を行い、マニュアル作成へ生かした。



▲施設職員に向けた講義



▲ドタバタまとりっくす



▲アクションカード

POINT !

- 外部の専門家による講義やワークショップで「防災」を我が事化
- 我が事化で生まれたアイデアを具体的なアクションに落とし込む

基盤となる日常の関係づくり

■「施設連絡会」のつながり

- 2003(平成15)年に「施設連絡会」が設立された。
- 吹田市社会福祉協議会が事務局を務める「施設連絡会」には、吹田市市内にある100施設以上が加盟し、施設同士の交流や施設による生活困窮者支援、被災地への支援などを行っている。
- 社協が「施設連絡会」と地域との関係をバックアップしてきたことが、五月が丘地域検討会で開催した「防災まちあるき」に多様な主体による主体的な参画のベースとなっている。
- 高齢者施設が「防災まちあるき」に参画した経緯：
20年間の施設連絡会の活動を通じて、施設連絡会の活動が地域貢献のための活動であり、自分たちは一参加者だということを理解してもらっている。そのため、スタンズラリーの拠点として快く受け入れてもらい、施設を知ってもらうことに喜んでいった。

地域連携の体制づくりに取り組むことになった背景

■生活支援体制整備事業「地域検討会」の開催

- コロナ禍の最中である2020(令和2)年度から五月が丘の「地域検討会」がスタートした。当初は地元の福祉委員会、大阪大学の学生、吹田市社協が構成メンバーであった。
- 「防災まちあるき」に取り組むことになった背景：
 - 2022(令和4)年度に地域の福祉施設と地元のスーパを拠点とした紙ベースのスタンズラリーの実施を企画したものが活動の土台
 - 五月が丘地域検討会で2023(令和5)年度の重点テーマを決めるにあたって、参画団体から前年度のスタンズラリーをブラッシュアップしたいという意見が出された。
 - 加えて、関東大震災から100年、大阪北部地震から5年という節目の年として「防災」にクローズアップしたほうがよいという意見から「地域防災」というキーワードが加わった。
 - さらに、地域包括支援センターから、コロナ禍で他者との交流が途絶え、高齢者の社会参画が難しくなり、体力の低下や認知症リスクの高まりが懸念されることから認知症対策ができないかという意見も挙げられた。
 - 参画メンバーの一つである障害者作業所からは障害者も一緒に楽しめる取組にしたいという地域共生のキーワードがさらに追加された。
 - 「みまもり」を目的としたアプリの活用が紹介
- すべてのキーワードを網羅できる！と、認知症高齢者のみまもりアプリを活用した企画をスタートした。

POINT！

- 「施設連絡会」による地域活動と関係構築の積み重ね
- 地域の多様な参加者が自由に意見を言い合える場(地域検討会)の設定
- 多様なキーワードを結びつけて企画化

事例4 「防災まちあるき」の実施に防災の意識づけ

活動エリア／大阪府吹田市五月が丘地区
活動単位／小学校区

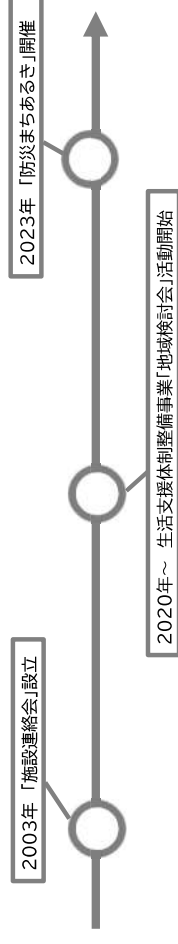
取材協力：吹田市社会福祉協議会

人口：382,219人(R6.2時点)／高齢化率：23.7%(R5.9時点)

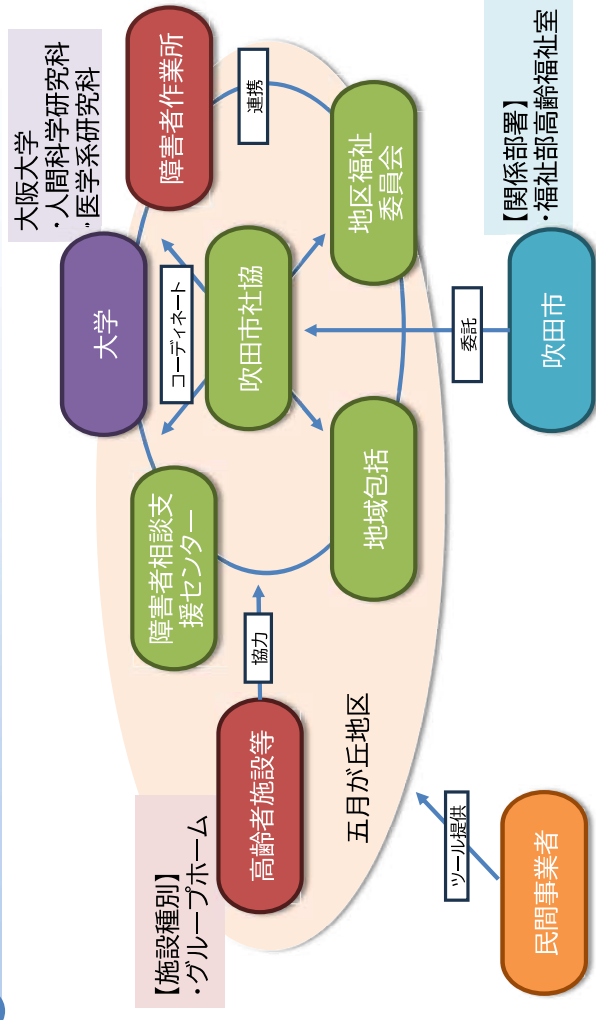
1 取組の概要

- 高齢者生活支援体制整備事業「地域検討会」の枠組みを活用し、小学校区単位の地域ネットワークを構築。活動の一環として、スマホアプリを活用し、地域住民が事業所や地域内の防災拠点をまわりながら防災クイズに解答し、ゴールを目指す「防災まちあるき」を実施。
- 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設が防災拠点として参画。

2 取組の流れ



3 取組の関係図



5 取組の効果

- ・ 地域住民が施設まで歩き、建っている場所を認識し、施設の周知ができたことが成果の一つとして挙げられる。
- ・ 「防災まちあるき」の取組を行うことで、当事者(障書のある方)のwinもすっかり確保できた。写真撮影等を担い、参画することで自らも地域との関わりを持つことができている、役割を担えているという感覚を持ち、取組を支えることができ誇らしさを感じていた。
- ・ 多様なセクターが得意分野を持ち寄って関わったことで、自分事と感じられている。楽しみながら継続できる。
- ・ また、多様なセクターが関わったことで、自分と異なる立場の人や地域の知らない情報が知る機会となつている。地域団体と施設というような1対1の関係ではなく、幅広い住民層が参画したことで、住民・施設等の交流の幅が広がり拡散している。

6 取組の課題

- ・ もう少し幅広く周知したい。参加者や参画メンバーにしても多様な人々に参画してもらいたい。
- ・ チラシ1枚だけでも関心を持ってもらえるようにできれば、地域防災や認知症予防や多世代共生などの取組もやすくなるだろう。そのためには参加者に無理なく参加してもらえ工夫が必要。

7 今後の展望

- ・ 他地区では大学生が来る事が参加のモチベーションにもなっている。高齢者からすれば大学生の存在は心の拠り所や楽しみになっている。小・中学校がある地域のメリットを最大限に生かして、参加者を増やしていきたい。
- ・ 地域内の多様な団体とコラボし、地域全体で防災に取り組めるとよい。今回の「防災まちあるき」では、福祉の文脈で防災に取り組んだ形となっているが、それだと自分は福祉に関係ないと考えている人々を巻き込むことが難しい。災害は普段の生活の延長にあるので、誰にも等しく関わってくる。そのため地域一丸となつて取り組むことが重要と考えている。

防災の意識づくり

「防災まちあるき」の開催

- ・ 目的: この取組を行うことにより施設と地域同士で顔と名前がつかえるようになり、地域住民が災害時にも施設を気にかけるような発想に至ることをめざす。

・ 開催時期: 2023(令和5)年11月27日(日)

・ 開催エリア: 大阪府吹田市五月が丘地区

・ 概要:

- ✓ 地域で暮らす多様な地域住民が「防災」をテーマに交流するため、地域の事業所や防災拠点等を回り、参加者同士で助け/助けられながらスタンプラリーや防災に関するクイズを実施。
- ✓ スタンプラリーや防災クイズでは認知症の人に優しい街作り支援アプリ「みまもりアプリ」を活用することで「防災まちあるき」の参加者=住み慣れた地域で認知症高齢者の支援者」としてイベント終了後も同アプリでの認知症高齢者搜索協力を呼び掛ける。
- ✓ 五月が丘地区を東西南北に分け、グループで協力してスタンプラリーをしながらゴールをめざす。それぞれのルートには5か所の拠点があり、防災クイズを解いてキーワードを集め、キーワードからゴールの場所を読み解く。

▲アプリを用いた防災クイズ

地域

施設



▲「防災まちあるき」の様子



▲「防災クイズ」に解答する様子



▲認知症高齢者グループホーム

関係者の巻き込み

- ・ 活動を続ける中でメンバーから参画者を増やそうという意見が出るなど、地域住民の主体性が発揮されている。
- ・ それぞれの参加者がwin-winの関係になることを意識している。各者にとってのメリットを主催者が考える。

地域

施設

POINT!

- スマホアプリを使って楽しく防災を学習
- 事前に高齢者施設等を訪問し、施設概要等をインタビューしてアプリで聞けるようにした
- 主催者や参加者が共にwinになるように意識

基盤となる日常の関係づくり

■医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」の結成

- 2016(平成28)年度から、福岡市南区の地域包括支援センターにより、「南区いいともネットワーク」の結成がなされた。
- 「南区いいともネットワーク」の概要:「高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けるために、できることをより多くやる」という地域包括ケアシステムの考えに則り、南区内の医療や介護事業所等を小学校や中学校の単位で構築された、医療・介護事業者等ネットワーク。
- 鶴田校区では、「チームつるた」として、ネットワークを構築している。
- 「チームつるた」の概要:
 - ✓結成年月:2016(平成28)年
 - ✓活動内容:健康フェスティバル、お楽しみ食事会での送迎支援や出し物、みまもりネットワーク研修会での施設見学、認知症カフェの参加、体操、災害時での避難対応協力など。
 - ✓定例会で、地域で開催するイベントの協議等を行っている。
 - ✓2か月に1回事業所の定例会を同じ中学校区である老司校区のネットワークである、「スマイル老司」と合同で開催。

■行政による後方支援

- 取組の初めは3地域ほどで入り込んで支援を行っていた。その後活動が南区全体に広がっていき、2020(令和2)年10月時点で16の事業者ネットワークが作られている。
- 地域で自主的にネットワークができてきている校区もある。基本的に地域包括支援センターはあくまで後方支援となるので、自主的に結成されている地域は成功例であり、手助けが必要な地域は地域包括支援センターが関係している。

■地域福祉ネットワーク「チーム鶴田」の結成

- 2017(平成29)年、地域包括ケアシステムの枠組みで住み慣れた地域で安心して自立して生活し続けることを目指し、自治協議会の各種団体、病院、地域包括支援センター、福祉事業所等も含めた、地域福祉ネットワークとして「チーム鶴田」が立ち上がった。
- 社会福祉協議会で実施していた、「ふれあいネットワーク」をさらに拡充させた「見守り」支え合い「助け合える」ネットワークとして、向こう三軒両隣の精神で活動している。

■「チームつるた」と地域との関係構築

- 事業所ネットワーク「チームつるた」が設立され、「事業所として地域に対して協力できることはないか」という打診があり、まずは地域を知ってもらうことから関わりが始まった。
- 自治協議会に関することや地域の行事に関することを勉強してもらったため、「チームつるた」のメンバーに対し、1年間の研修会を行った。また、次年度からは校区からの事業所に対して施設見学等の勉強会を行うなど、コミュニケーションをとりながら今後の取組について話し合いを進めていった。
- 事業所ネットワークができる以前から、自治協議会防災委員(民生委員・児童委員協議会の会長兼任)とつながりができ、たまにお手伝いをしていたので、一定の関係性があった。事業所ネットワークができてから、自治協議会防災委員を通じて説明の機会を設けてもらっていた。

事例5 医療・介護等事業所ネットワークと地域福祉ネットワークの協働

活動エリア/福岡県福岡市南区鶴田校区
活動単位/小学校区

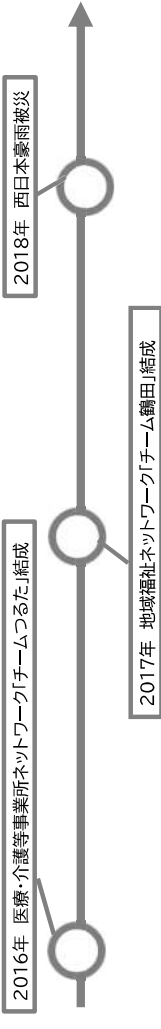
取材協力:株式会社ディーマインド
鶴田校区自治会協議会
福岡市南区地域保健福祉課

人口:1,534人(R6.2時点)/高齢化率:23%(R6.2時点)

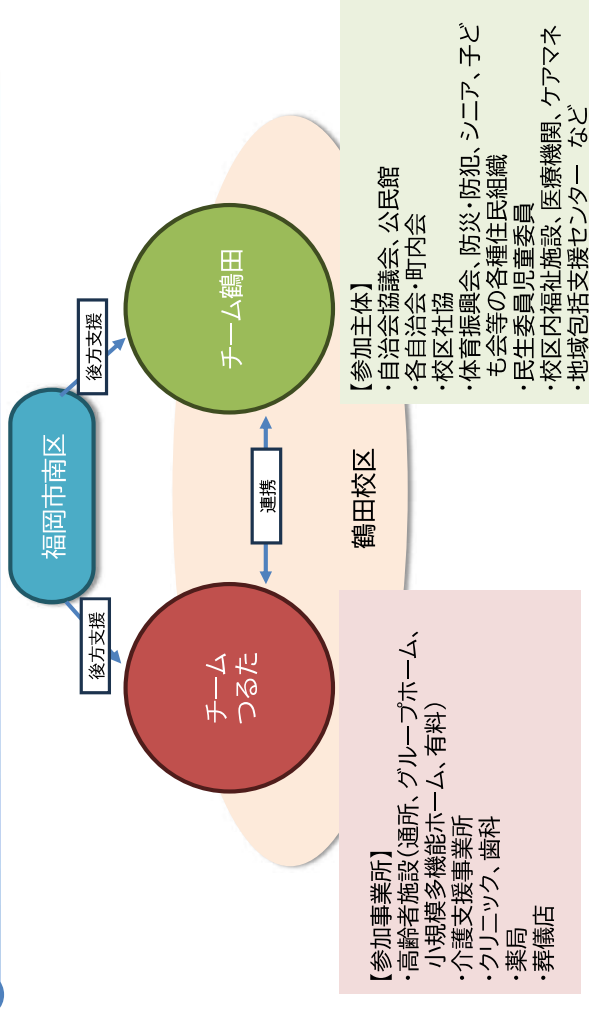
1 取組の概要

- 小学校区単位で地域包括支援ネットワークの枠組みを活用した医療・介護等事業所ネットワーク「南区いいともネットワーク」を全16校区で構築。
- 鶴田校区における「チームつるた」では、日常の課題解決に向けた取組の一環として災害時での避難対応協力に取り組んでいる。
- 自治会が主導する地域福祉ネットワーク「チーム鶴田」との協働を図り、地域内での総合的な相互支援ネットワークの構築に取り組んでいる。

2 取組の流れ



3 取組の関係図



防災のひとづくり、仕組みづくり

- ・ 鶴田校区では、被災経験をふまえて、継続的に以下の取組を行っている。
 - ✓ 被災経験を防災訓練の工夫：
 - 豪雨災害時の経験を踏まえ、ストッキングを使用した止血法などの応急処置の実践研修、毛布を利用してガウンを作る体を冷やさないための研修、防災時の炊飯の実践研修を行っている。
 - ✓ 避難所における指揮命令系統のアップグレード：
 - CSCATTT（医療管理・メディカルマネジメント）は避難所運営にも当てはまる点も多く、採用している。避難所は指撚系統がしっかりしないと、右往左往してしまう。豪雨災害時は外からいろいろな人が来てしまい、初回の避難所運営は失敗してしまったのが反省点としてあるので、活動概要に記載し、運用していく予定である。
 - ✓ 住民避難マニュアルと緊急時IDカードの配布：
 - 鶴田校区の全住民に対して、住民避難マニュアルと緊急時IDを配布している。6町内ごとに色分けし、カードの色で避難者がどこから来たかすぐに分かるようになっており、裏返すと本人の情報がすぐ見えるように、折り方も工夫している。

POINT！

- 被災経験を踏まえて、訓練や体制、避難支援に関する事項を改善

5 取組の効果

- ・ 介護保険が始まった頃は、地域住民から近隣にデイサービスが開設されることに拒否感があった。しかし、地域と顔なじみになると、地域住民から「施設を見学させてほしい」という声をいただいたり、事業所のことを教えてほしいという声をいただくようになった。【施設】
- ・ 地域の方からお礼を言われることがあると、地域における介護保険事業者の役割を認識することができる。職員もそれは理解できていると感じ、地域との関係構築が事業理念を理解する人材育成の機会にもなっていると実感する。【施設】

7 今後の展望

- ・ 地域の中で事業所ネットワークがあることが当たり前にしていきたい。【施設】
- ・ 今後の参加事業所を増やしていきたい。【施設】
- ・ 将来的には地域福祉ネットワーク「チーム鶴田」と医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」の二つのネットワークが重なることが目標である。【地域】

※南区いいともネット（医療・介護等事業所ネットワーク）の詳細は[こちら](#)

POINT！

- 地域包括ケアシステム構築の一環で結成された事業所ネットワーク
- 地域主導による地域福祉ネットワークの結成
- 事業所ネットワークと地域福祉ネットワークが関係構築

防災の意識づくり

■キーパーソンの問題意識

- ・ 1995（平成7）年、神戸に出張した直後に阪神淡路大震災が発生したという、自治協議会防災委員自身の経験や、2005（平成17）年に発生した西方沖地震をきっかけに、鶴田校区内に防災組織を立ち上げる必要があると感じた。

■2018年西日本豪雨被災時の相互支援

- ・ 平成30年の豪雨災害の際には、3日間にわたり避難所運営を行った。福岡市南区でもかなりの大雨が降っており、土砂災害警戒区域が80校区に拡大され、鶴田校区も指定地域となったため、公民館を災害対応本部及び避難所として開設された。早朝にかけ崩れが発生するなど、人的被害はなかったものの、予断を許さない状況であった。緊急避難指示が発令されたため、住民の避難行動を行った。
- ・ 「チームつるた」の施設代表が自主的に避難所である公民館へ行ってみたところ、大変な状況であることを確認し、「チームつるた」のメンバーに声をかけ、できることを確認した。
- ・ 「チームつるた」に参加する医療機関や福祉施設等によりを中心に、避難してきた高齢者の健康チェックやバイタルチェック、また公民館から高齢者施設への二次避難のための移送を行った。

■被災経験による相互支援の重要性を認識

- ・ 2018年西日本豪雨の際は、地域と事業所がお互いに災害時だから支え合うような関係性にはなっておらず、そのような発想にも至っていなかった。
- ・ 地域にとっても、**2018年西日本豪雨の際に「チームつるた」が支援に入ったことで、事業所ネットワークの意義を認識してくれた。**
- ・ 事業所ネットワーク「チームつるた」としても、以前は事業所ネットワークといっても何をするのか明確ではなかったが、**このような発災時に自分たちの専門性をいかして、地域に対してできることがあると実感できた。**

POINT！

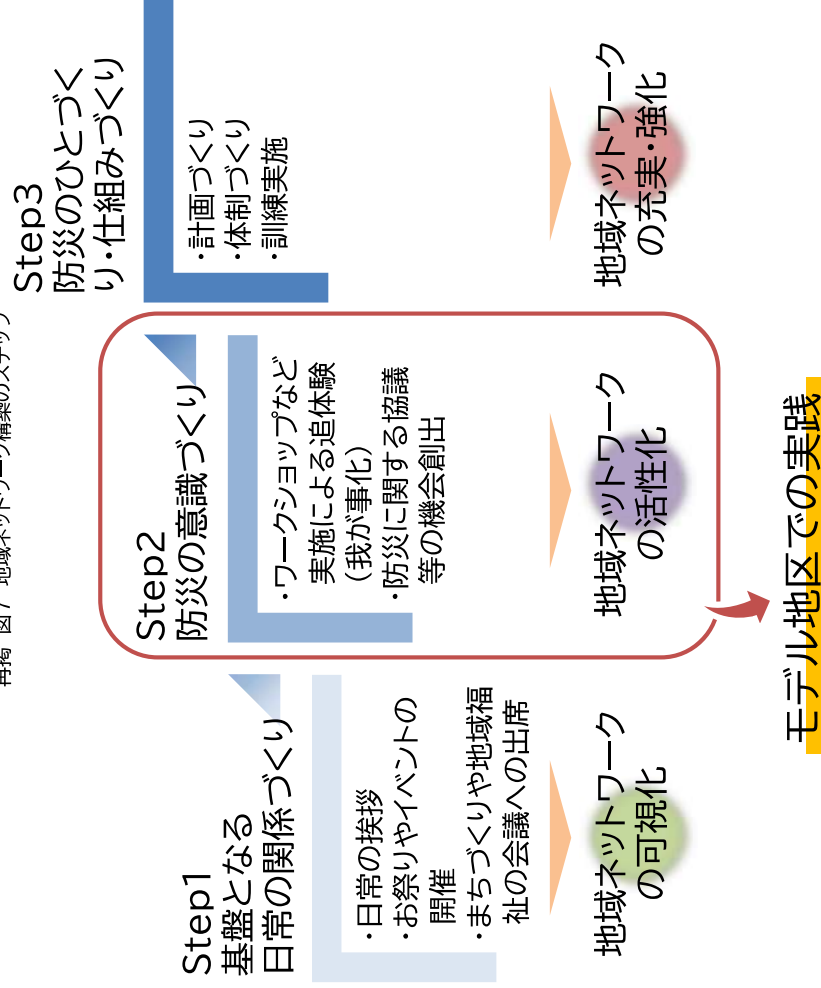
- キーパーソンの経験に基づく防災の「我が事化」
- 被災経験により地域ネットワークによる相互支援の重要性を認識

地域ネットワーク構築の試み

高齢者施設と地域のネットワーク構築を図るための試み

- Step2「防災の意識づくり」では、基盤となる日常の関係をもとに、防災の意識づくりを図るための具体的なメニューの一つとして「災害エスノグラフィ」を活用したワークショップがあります。
- 本編では、Step2の試みの一つとして、モデル地区で実施した「災害エスノグラフィ」を活用したワークショップをご紹介します。

再掲 図7 地域ネットワーク構築のステップ



III. 実践編

ワークショップの意義

ワークショップが地域ネットワーク構築に有効な理由※4

教育からまちづくり、医療、福祉や環境、防災など、さまざまな分野における集団的創造の場としてワークショップ形式の取組が行われています。
新潟大学の田村教授(2015)によると、ワークショップには以下の3つの効果が期待できるといいます。

▼3つの効果

- ① 「参加することによって、参加者の主体性が向上する
 - ② 「経験することによって、ワークショップでの体験が自分自身のものとなり、事象に対する「我がこと意識」が醸成される
 - ③ 人々の協働作業を通じて「相互作用が起こる」ことによって、**集団の創造性**が高まる
- つまり、ワークショップ形式を採用することで、参加者の「主体性」「我がこと意識」を育み、「創造性」が高まり、**地域ネットワークを活性化**することができます。

※4 田村圭子 編著『ワークショップでつくる防災戦略―「参加」と「我がこと意識」で「合意形成」―』日経BPコンサルティング、2015を基に記述。

防災の「我が事化」に有効な 災害エスノグラフィワークショップ※5

防災を「我がこと化」するにあたって、有効とされている手法の一つが「災害エスノグラフィワークショップ」です。「災害エスノグラフィ」とは、災害発生後の人々の対応や社会の動向について**経験者による語り**を記録したものをいいます。「災害エスノグラフィ」では、災害現場に居合わせた人々が何に悩み、苦勞し、問題を解決したのが、その一連の問題解決プロセスが記録されており、**明確には言語化されていない「暗黙知」の側面を有しています**。「災害エスノグラフィ」を活用することで「暗黙知」を**細解き、教訓を引き出し、気づきを得る**ことができます。「災害エスノグラフィ」を活用したワークショップは大きく以下のステップで行われます。

▼3つのステップ

- ① 教訓の抽出
- ② 教訓の共有
- ③ 教訓の構造化

「災害エスノグラフィワークショップ」を行うことで、様々な視点による防災の気づきを得ることができ、**防災の観点から地域ネットワークを活性化**することができます。

※5 林春男/重川希志依/田中聡/NHK「阪神・淡路大震災 秘められた決断」制作班『防災の決め手「災害エスノグラフィ」 阪神・淡路大震災 秘められた証言』NHK出版、2009 を基に記述。

地域ネットワーク構築の試み

実践事例の概要

- **タイトル**
 - ・福祉防災の関係づくりワークショップ
- **開催日時**
 - ・2024(令和6)年1月30日(火)14:00~16:30
- **モデル地区**
 - ・静岡県浜松市天竜区光明地区
- **地域の参加者**
 - ・高齢者施設
 - ・障害者支援施設
 - ・自治会
 - ・社会福祉協議会
 - ・地域包括支援センター
 - ・民生委員 など 計20名
- **ワークショッププログラム**
 - ・講師による講義(担当講師・鍵屋 一 氏(跡見学園女子大学観光コミュニケーション学部教授))
 - ・「災害エスノグラフィ」の読み込みとアイデア出し
 - ・グループワークによるアイデアの共有・深化・講評

<案内チラシ>



- **ワークショップ参加前の地域の問題意識**
 - ・コロナ禍でつながりがなくなりました。【高齢者施設】
 - ・防災をテーマとした協議の場は設けていない。【地域包括】
 - ・豪雨災害時により、被害が発生した。地域内の社会福祉法人の支援はありがたかった。【社会福祉協議会】
 - ・運営推進会議などで高齢者施設と交流はあるものの、エリア単位で防災に関する取組があるわけではない。【自治会】
- **ワークショップ参加後の反響**
 - ・今後も地域の方との協働により、防災をもとに地域密着や社会貢献をしていきたい。【高齢者施設】
 - ・他の自治会や施設との連携は音頭を取ってくれる主体がいなければ難しい。このような集まりがもっとできるとよい。【高齢者施設】
 - ・指定避難場所以外の福祉避難所ができるとうよい。【民生委員】
 - ・地域内での交流の機会減少が課題である。【自治会】

ワークショップの様子

講師によるオリエンテーション

- 講師を務めていただいたのは、鍵屋一教授(跡見学園女子大学観光コミュニティ学部)です。
- 2024年1月1日に発生した能登半島地震の被災地での視察結果や防災の重要性について講義が行われました。

鍵屋教授によるオリエンテーション



災害エスノグラフィーを読む(=教訓の抽出)

- 参加者各自が災害エスノグラフィーを読み込み、課題や知恵、教訓となる部分に下線を引き、アイデアをポストイットに記入しました。

アイデアをポストイットに記入



ワークショップの様子

ワークショッププログラム

- Step2「防災の意識づくり」の試みの一つとして、モデル地区で実施した「災害エスノグラフィー」を活用したワークショップのプログラムは下表の流れで実施しました。

表9 「福祉防災の関係づくりワークショップ」プログラム内容

種類	タイトル	内容
開会・説明	オリエンテーション	・開会のあいさつ ・講師による説明
個人ワーク	災害エスノグラフィーを読む	・被災経験の記録を読み、大規模災害及び対応について、深くイメージを形成する。
グループワーク①	ワールドカフェ(1) 課題、知恵、教訓を抽出する	・ポストイットを模造紙に貼りながら気づいたことをそれぞれの立場に基づいて話し合う
グループワーク②	ワールドカフェ(2) 課題、知恵、教訓を抽出する	・班を移動しながら、話し合ったことを紹介する。
グループワーク③	ワールドカフェ(3) 知恵、教訓をまとめる	・話し合いをしながら、具体的な良いアイデアを3点～5点選び、A3用紙に書く。
まとめ	知恵や教訓の共有・講評、まとめ、質疑	・他班の成果を共有し、講師による講評でさらに理解を深める ・地域連携の重要性を理解する。
閉会	開会のあいさつ アンケート	・参加者へのアンケート協力依頼

ワークショップの効果

参加者アンケート結果

- 講師によるオリエンテーションおよびワールドカフェの感想を伺ったところ、「参考になった」という意見が95%となりました。
- 防災に対する意識について、75%が「向上した」、25%が「やや向上した」と回答しました。
- ワークショップによる地域連携づくりのきっかけとして役立ちか伺ったところ、85%が「そう思う」と回答しました。
- 今後の参加意向について伺ったところ、「ぜひ参加したい」が35%、「時間があれば参加したい」が60%となりました。

図10 講師によるオリエンテーション



図11 ワールドカフェ(グループワーク)



図12 防災に対する意識

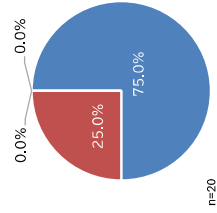


図13 ワークショップによる地域連携づくりのきっかけ

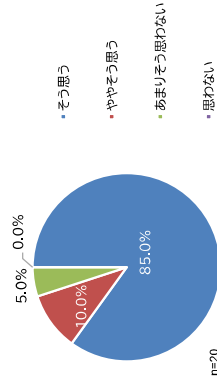
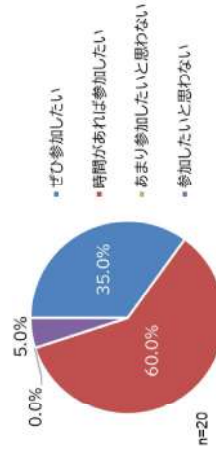


図14 今後の参加意向



ワークショップの様子

ワールドカフェ(=教訓の共有・構造化)

- ワールドカフェ(グループワーク)では、3ラウンド制で実施しました。
- ラウンド1では、4人1グループの班に分かれたうえで、ポストイットに書き込んだアイデアを模造紙に貼り付け、アイデアを班のメンバーと共有しました。
- ラウンド2では、班内の1名がカフェマスターとしてテーブルに残り、その他のメンバーは違う班に散らばり、ラウンド1で話し合ったアイデアを他の班と共有し、アイデアを深めました。
- ラウンド3では、元いたテーブルに戻り、ラウンド2で得られた発見や気づきを共有し、さらに話し合いを深めました。
- 各班生成されたアイデアを3~4に集約し、参加者全員で見えて回り、良いと思ったものにシールを貼っていただきました。

ラウンド1



ラウンド2



ラウンド3



謝辞

本冊子を作成するにあたって、アンケート調査やヒアリング調査へご協力いただいた皆さま、ワークショップへのご出席をいただいた皆さまには大変お世話になりました。
ここに改めてお礼申し上げます。
(敬称略・五十音順)

- ヒアリング調査ご協力先
 - 愛知県あま市福祉部高齢福祉課・危機管理課
 - 愛媛県宇和島市高齢者福祉課
 - 社会福祉法人黒潮福祉会 特別養護老人ホームかしま荘
 - 社会福祉法人樺永会 特別養護老人ホームしんとう苑
 - 社会福祉法人樺東村社会福祉協議会
 - 社会福祉法人美咲会 関沢みずほ苑
 - 鶴田校区自治会協議会
 - 株式会社ティエイマインド
 - 福岡県福岡市地域保健福祉課
 - 医療法人フジタ グループホームポプラ・小規模多機能型居宅介護施設ふくじゅそう
 - 社会福祉法人奉優会 優つくり村下馬

※検討委員(下記)の所属機関の記載は省略

- アンケート調査ご協力先
 - 本調査研究事業の一環で実施したアンケート調査にご協力いただいた高齢者施設・事業所、地域包括支援センターの皆さま
 - 福祉防災の関係づくりワークショップご協力先
 - 静岡県浜松市天竜区光明地区の高齢者施設・事業所、自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員、障害者支援施設、その他オプザーバーでご参加いただいた皆さま
- 本冊子は、令和5年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」(事務局：一般財団法人日本総合研究所)の成果物の一つとして作成したものです。

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び
訓練の実効性の確保に関する研究事業(検討委員会委員名簿)

■検討委員会委員		(敬称略・五十音順)
委員長	魏屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニケーション学部 教授
委員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
	内田 芳明	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 災害対策委員会 委員長
	佐々木 薫	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 常務理事 社会福祉法人仙石社会事業協会 グループホーム楽庵 栗山地域包括支援センター 所長
	新宅 太郎	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
	山本 省太	黒潮町 健康福祉課 福祉係 係長
※2024(令和6)年3月31日現在		
■オプザーバー	厚生労働省高齢者健康高齢者支援課	
■事務局	一般財団法人日本総合研究所	

今後の展開可能性

フォローアップとアクションプラン

- 事例における取組は前述したStep2「防災の意識づくり」の実践として行いました。
- 地域でネットワークを構築し、地域防災力を向上するためにはワークショップ後の地域へのフォローアップと今後の展開に向けたアクションプランを作ることが大切です。
- フォローアップでは、今回実施した結果、どのようなアイデアが生成され、どのように防災の意識づくりがなされたかを参加者にフィードバックしていく必要があります。そのうえで、継続的な取組にするために各関係主体間で合意形成を図ります。
- 合意形成を図るため、地域の取組が進んで行くためのアクションプランを提示します。図16では、例として地区防災計画※6の作成を一つの目標として、ワークショップからその後の動きを图示しています。

※6 地区防災計画の詳細は[地区防災計画ガイドライン\(概要版\)](#)をご覧ください。

図15 フォローアップの流れ

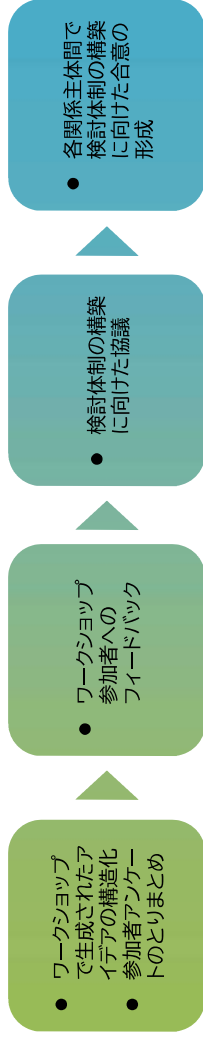


図16 今後のアクションプラン

4 実践・評価・見直し・継続を図る

3 地区防災計画を作成する

- ワークショップを繰り返し、「集合知」を積み重ねて地区防災計画に取り入れる。
- 地域の特性を反映した地区防災計画を作成し、各関係主体のBCP等の各種計画と連動させる。

2 検討体制を構築する

- 地域相互支援ネットワークの確立を見据え、地域の福祉防災力強化に向けた検討の場(例：〇〇地区防炎計画作成委員会)を設定する。

1 防災の重要性を学ぶ

- 災害リスクグラフィックを活用したワークショップを実施。
- 災害イメージづくりを行い、多様な主体との連携による支援の重要性を認識する。



令和5年度老人保健健康増進等事業
(老人保健事業推進費等補助金)

「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進
及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」

一般財団法人 日本総合研究所

「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き_ver2」

以下の URL から
ダウンロードできます！

(https://www.jri.or.jp/2023_saigai/)

令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健増進等事業)
「高齢者が施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び
訓練の実効性の確保に関する研究事業」

高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために
—非常災害対策計画作成・見直しのための手引き_ver2—

2024(令和6)年 3月
一般財団法人 日本総合研究所

目次

解説編	1
Ⅰ. 高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画の整理	4
Ⅱ. 本手引きが対象とする「非常災害対策計画」の概要	6
1. 本手引き作成・見直しの目的と留意点	6
(1) 災害時における避難の有効性を高めること（「避難時における入所者（利用者）の安全確保」）等	6
(2) 地域住民や関係部署・機関との連携、協力、法人としての防災の取組の強化	8
2. 本手引きで取り上げる内容	9
3. 本手引きの活用方法	9
Ⅲ. 「非常災害対策計画」に盛り込む内容	10
1. 計画作成の目的	10
2. 計画の適用範囲	10
3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測	11
4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）	14
5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理	17
6. 避難場所、避難経路、移動手段	19
7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方	23
8. 災害に関する情報収集、整理	26
9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理	28
10. 連絡体制の整備	30
11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり	32
12. 備蓄品等の準備・確保	37
13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施	39
【参考】「計画作成・見直しの手順チェックリスト」	46
Ⅳ. 災害時の対応（行動手順）	51
1. 風水害、土砂災害	51
2. 地震	55
3. 火災	58
4. 津波	61
参考資料	65
Ⅴ. 記入様式（記入例）	67
Ⅵ. 高齢者施設・事業所において作成が求められる防災計画等に関する参考資料	84
1. 主な防災計画等の根拠法令等	85
2. 計画に定めるべき項目	86

【R2年度手引き】からの主な変更点】

- (1) 近年の、高齢者施設・事業所の防災に関する社会や国の動向等についても記載。
- (2) 非常災害対策計画策定義務のある施設・事業所に対して発出された解釈通知²⁾にもとづいて、**当計画と他の防災に関する計画を一体的に策定することも可能とすることを記載。**
- (3) **「高齢者施設・事業所の防災力向上」の3要素（①職員の自助力向上、②地域住民や他施設・事業所との連携構築・強化、③防災のひとり・仕組みづくり）を強化するため、参考事例を掲載（11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり、「職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施」）。**
- (4) **高齢者施設・事業所は、各施設・事業所の入所者（利用者）及び職員の安全確保と業務継続を要するとともに、地域の防災力向上にも寄与することを想定した計画作成・見直しが必要とされることを記載（特に、災害発生時には地域住民が避難していただくことを想定した備えが必要）。**

はじめに

昨年、日本全国地域を問わず、自然災害が激甚化・頻発化し、大きな被害が発生しています。本年の始め1月1日には能登半島地震が発生し、復旧・復興の道のりは依然長いものであり、多くの方々が過酷な避難生活を強いられています。今なお被災地で大変な思いをされている方々に心よりお見舞い申し上げます。

停電による情報途絶や、道路寸断等による地域全体の孤立等が発生した能登半島地震から私たちが学べることは、こうした大規模災害においては、全国どの地域で発生してもおかしくないことを前提とした備えをしなければならぬことといえます。

そして、今後、さらなる高齢化や単身世帯の増加、災害の激甚化や頻発化等が進む中で、高齢者施設・事業所は、地域の関係者（市町村担当部局や個別避難計画を作成する支援者等）と連携し、地域の防災力向上にも寄与することが求められています。

こうした問題意識をもとに、本調査研究事業では、2021（令和3）年3月に作成された「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」（以下「R2年度手引き」）¹⁾で提案されていた「非常災害対策計画」作成・見直しの目的である「災害時における避難の実効性を高めること（「避難時における入所者（利用者）の安全確保」）」をより強化するため、「**高齢者施設・事業所の防災力向上を構成する3つの要素を目的に加えました。3つの要素とは、①職員の自助力向上、②地域住民や他施設・事業所との連携構築・強化、③防災のひとり・仕組みづくりです（本手引き p.6 参照）。**

本調査研究事業では、今後も多発、そして深刻化・激甚化することが予測される自然災害への備えとして、上記の要素をより強化する参考資料として、本手引き及び事例集（1日常にも災害時にも安全・安心な地域と高齢者施設・事業所のネットワークづくり事例集～支え合いづくりのために～）を作成しました。こうした成果物が、各施設・事業所における「高齢者施設・事業所の防災力向上」、「地域住民や他施設・事業所との連携構築・強化」の一助となりまして幸いです。

同時に、市町村、都道府県、市町村社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、事業者団体等のみなさまにとっても、「地域防災の取組や体制構築の促進」に向けて、高齢者施設・事業所のみならず、関係構築や連携促進の契機としてお役立ていただけましたら幸いです。

最後になりましたが、本事業ではアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、ご多忙のなか、全国の高齢者施設・事業所のみならず、地域包括支援センターのみならずご協力いただきました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

2024（令和6）年3月
一般財団法人 日本総合研究所

以下の URL からダウンロードできます！
https://www.jri.or.jp/2023_saigai/

【本調査研究事業で作成した成果物】

- ・ 「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」報告書
- ・ 「日常にも災害時にも安全・安心な地域と高齢者施設・事業所のネットワークづくり事例集～支え合いづくりのために～」
- ・ 「高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために—非常災害対策計画作成・見直しのための手引き_ver2—」

¹ 一般財団法人 日本総合研究所「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」、2021（令和3）年3月、「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」、令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）（https://www.jri.or.jp/wp-content/uploads/2021/04/saigai_tebiki.pdf）

² 厚生労働省は、令和6年度介護報酬改定において、非常災害対策計画の策定義務があるサービス種別に対し、「感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない」という記載を行っています（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html）。

（12. 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基本的な種別の通知は以下のとおりです（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001221586.pdf>）、「5. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001221606.pdf>））。

解説編

【本手引きで用いている用語】

用語	説明
高齢者施設・事業所	<p>本手引きでは、特に高齢者の入所（入居・宿泊）を伴う以下の施設・事業所を「高齢者施設・事業所」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院（介護療養型医療施設） ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型・都市型） ・有料老人ホーム（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム非該当の住宅）
非常災害対策計画	<p>「非常災害対策計画」：介護保険法や老人福祉法等にもとづく基準において、火災（消防）、水害、土砂災害、地震等、介護保険施設等の属する地域・地形を考慮して起こりうる災害に対処できる計画をいい、水害、土砂災害を含む計画を指します。*</p> <p>※「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号）、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」（平成 31 年 3 月第 3 版、内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁）を参考に作成。</p>
避難確保計画	<p>水防法、土砂災害防止法等に基づいて、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）」に該当する施設・事業所が、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための計画をいいます。</p>
業務継続計画（BCP）	<p>BCP とは「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書です。</p> <p>BCP（ビー・ピー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。</p> <p>※厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」、2020（令和 2）年 12 月を参考に作成。</p>
福祉避難所等	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定福祉避難所」：災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合する施設。 ・「協定等による」福祉避難所：上記災害対策基本法施行令の基準には適合しないが、自然災害発生時に要配慮者の受け入れについて、市町村と協定等を締結している施設も広義の「福祉避難所」とされています。



I. 高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画の整理

介護保険法や老人福祉法に規定される高齢者施設・事業所には、防災に関する主な計画として、以下が義務付けられています。

- ① 「非常災害対策計画」の作成及び避難訓練の実施
- ② 「消防計画」の作成等

また、介護サービス事業者は、令和3年度介護報酬改定において「感染症や災害への対応力強化」として、③「業務継続に向けた計画」の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）等が義務付けられました⁴。

さらに、令和6年度介護報酬改定において、非常災害対策計画の策定義務に該当する施設・事業所（次頁表）については、「災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画」については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。」という解釈通知が発出されました（下記参照）。そのため、非常災害対策計画の策定義務がある高齢者施設・事業所においては、業務継続計画（BCP）作成時にも、本手引きを参考にすることが有用と考えられます。

加えて、水防法や土砂災害防止法等、関係する法律の対象地域（p.2表）に該当する施設・事業所の場合、④「避難確保計画」の作成、市町村への提出及び避難訓練の実施が義務付けられています。

整理をすると、非常災害対策計画の策定義務に該当する施設・事業所（次頁表）は、上記①②③④の各計画の項目を網羅することで、高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画を一体的に作成することが可能ということです。

【「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」より抜粋】

（下線部分が改定箇所）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日老企第43号）(抄)

28 業務継続計画の策定等

(1) (略)

(2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

・ 「指定一般避難所」：災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設。
・ 個別避難計画 ・ 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿。 ・ 2013（平成25）年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの。 ※内閣府政策統括官（防災担当）、2022（令和4）年3月、令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料、p.3を参考に作成。

⁴ 厚生労働省老健局高齢者支援課「令和3年度介護報酬改定」における災害対策 ④ 「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」について、「2. 介護施設等における防災・減災対策の推進について」、2022（令和4）年3月、令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料、p.18、23 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908746.pdf>)

⁵ 「5. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/0012221606.pdf>)

II. 本手引きが対象とする「非常災害対策計画」の概要

1. 本手引き作成・見直しの目的と留意点

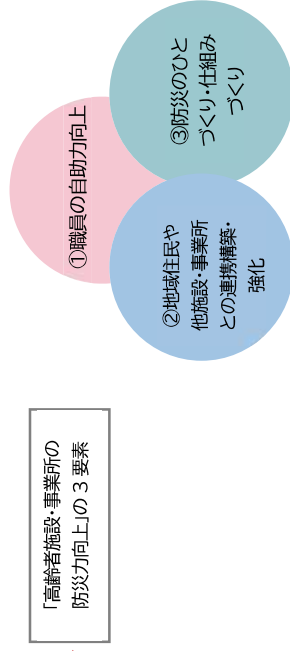
- (1) 災害時における避難の実効性を高めること（「避難時における入所者（利用者）の安全確保」等

本手引きでは、「災害時における避難の実効性を高めること（「避難時における入所者（利用者）の安全確保」）」を「R2年度手引き」から継続して重視、提案しています。

加えて、上記の目的をさらに強化するため、「高齢者施設・事業所の防災力向上」として3つの要素があると考え、目的に加えました。そのため、まずは、その観点での、留意点を記載します。

【「非常災害対策計画」作成・見直しの目的】

- (1) 災害時における避難の実効性を高めること（「避難時における入所者（利用者）の安全確保」）
(2) 「高齢者施設・事業所の防災力向上」(①職員の防災力向上、②地域住民や他施設・事業所との連携構築・強化、③防災のひとりづくり・仕組みづくり)
 (3) 地域における役割の発揮



8 「防災マニュアル」「災害対応マニュアル」等、計画の名称は問いません。

【非常災害対策計画の策定義務に該当する施設・事業所】

介護サービス	介護予防サービス
通所介護	介護予防通所リハビリテーション
通所リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護
短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護
短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護
特定施設入居者生活介護	介護予防認知症対応型通所介護
地域密着型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	

【高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画等の関係図（時間区分別）⁷⁾】



⁶⁾ 第22回社会保険審議会介護保険給付費分科会【資料3】業務継続に向けた取組の強化等（改定の方針性）、2023（令和5）年11月27日、p.16を参考に作成。

⁷⁾ 日本総合研究所作成

(2) 地域住民や関係部署・機関との連携、協力、法人としての防災の取組の強化

近年の大規模災害を受けて、高齢者施設・事業所には、地域での役割（地域住民の安心・安全な避難場所の確保、安心・安全な避難生活の支援、地域の防災力向上）を發揮する期待も高まっています。

例えば、令和元年台風15号、19号や、令和6年元旦に発生した能登半島地震では、施設・事業所が避難をしてきた地域住民を受け入れたり、浸水した施設等の泥のかき出しや掃除、消毒等を住民が行ったりといった、相互に支え合っている事例が多く見受けられます^{11, 12, 13}。こうした事例からは、災害発生時、高齢者施設・事業所は、地域住民の避難先としての備えや地域と支え合って（地域住民の力を借りて）災害を乗り越えることを想定した備えの必要性が示唆されます。

また、令和3年5月、災害対策基本法が改正され、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されました。

今後、さらなる高齢化や単身世帯の増加、災害の激甚化や頻発化が進む中で、**高齢者施設・事業所は、地域の関係者（市町村担当局や個別避難計画を作成する支援者等）と連携、協力しながら、地域の防災力向上にも寄与すること**が求められています。

そして、各施設事業所が上記の役割を發揮するには、**法人としての防災の取組の強化も不可欠です。法人としての業務継続方針が重要な位置づけに置かれることで、地域の防災力向上にも寄与する施設・事業所の各種計画がより一層強化される**と考えます。

【「非常災害対策計画」作成・見直しにあたっての留意点②】

(1) **地域住民の避難先としての備えや、地域と支え合って地域住民の力を借りて災害を乗り越えることを想定すること**

(2) **市町村担当局や個別避難計画を作成する支援者等と連携、協力すること**

例:

- ・自施設・事業所が避難行動要支援者の避難先として指定されている場合、避難行動要支援者に関する基礎情報や避難経路、避難手段、準備物品等に関する情報共有、役割分担等を行う¹⁴。
- ・自施設・事業所が福祉避難所等として指定（協定締結）されている場合、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(令和3年5月改定)を参考に、記載の加添修正を行う。
- ・得られた情報をもとに、自施設・事業所の非常災害対策計画と照らし、不足分を補ったり、法人内の他施設・事業所等との連携、協力体制を構築する。

(3) **上記(1)(2)の目的達成のために、地域における日常的な取組や関係づくりを重視すること**

(4) **特に、地域における日常的な取組や関係づくりを重視するには、法人・施設・事業所における人材育成の観点から、現場職員の参画を促すこと力向上にも寄与すること**

¹¹ 社会福祉法人福祉楽団「福祉楽団が学んだ未来への備え～2019年台風災害の記録と検証～」, 2020 (令和2) 年8月) (<https://www.gakudan.org/assets/dl/news/typhoon-report2019.pdf>)
¹² ケアニュース シンクス産業新聞、「能登半島地震 災者に向き合う施設 震度7・志賀町 震度6強・七尾市」, 2024 (令和6) 年2月14日, (<https://www.care-news.jp/news/010w/>)
¹³ 東京新聞WEB、「台風19号被害から1週間 1階浸水の中原・宮内地区の介護施設」, 2019 (令和元) 年10月19日 (<https://www.tokyo-nm.co.jp/article/9798>)

¹⁴ 特に、自施設・事業所と同一及び隣接の建物で、訪問系、通所系、短所入所系のサービスを実施している場合、要配慮者の避難先や福祉避難所等の指定等を受けることが多いと想定される。

【「非常災害対策計画」作成・見直しにあたっての留意点①】

(1) 「避難時における入所者(利用者)の安全確保」という目的実現のために、「非常災害対策計画」作成・見直しをPDCAサイクルの一環に位置付け、**定期的な計画見直しや避難訓練の実施を計画に記載すること**¹⁰

(2) 発災時、全職員が行動できるようにするために、作成の際は、施設内の全職種、全部門の職員が参加できるように配慮が必要

(3) 発災時、全職員が行動できるようにするために、**わかりやすい計画**であること (基本的なルール、手順が図示される、箇条書きで書かれる等)

(4) 利用者の特性を把握し、情報伝達時や避難時などに、その特性に合わせた配慮を行うこと

<タイプ分けと具体的な対応策へのヒント>

区分	具体的な対応策へのヒント	利用者特性によるタイプ分け
情報の受信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目が不自由な利用者 ・ 耳が不自由な利用者 ・ 行動指示が正確に伝わらない利用者(認知症、知的障害がある者など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声による誘導の検討 ・ 事前に情報伝達カードの準備 ・ 個別に避難誘導等介助者の確保
情報の受信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉が不自由な利用者 ・ 耳が不自由な利用者 ・ 自分の意思を正確に伝えられない利用者(幼児、認知症、知的障害がある者、精神障害がある者など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導等介助者の確保 ・ 避難に係る細かい情報の提供 ・ 簡潔で具体的な指示
移動に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすや歩行補助具を使用している利用者 ・ 一人では移動できない利用者(寝たきり等虚弱な利用者) ・ 目が不自由な利用者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動手段として介助者と用具の確保(車いす、ストレッチャーなど) ・ 避難誘導等介助者の確保
判断に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の理解や判断が困難な利用者(認知症、知的障害がある者、精神障害がある者、幼児、低学年児童など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な指示と誘導をする介助者の確保 ・ 施設入所児童の登下校時の安全の確保

⁹ 山口県健康福祉部「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針(令和5年5月一部改正)」, 2023 (令和5) 年5月) (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/up/loaded/attachment/149725.pdf>) p.3を参考に作成。

¹⁰ 本手引きの各ページに掲載している「まずはチェック1」に掲載しているチェック項目や【参考】「計画作成・見直しの手順チェックリスト」(p.46～50)を参照。

Ⅲ. 「非常災害対策計画」に盛り込む内容

1. 計画作成の目的

◇解説・ポイント◇

- ・施設・事業所の立地条件や利用者特性、運営方針と整合性を保ち、計画作成の目的を記載します。
- ・高齢者施設・事業所に義務づけられている「非常災害対策計画」、「消防計画」のほか、浸水や津波、土砂災害等の災害警戒区域等に立地する場合には「避難確保計画」も含めた一体的な作成が効果的です。

【まずはチェック!】¹⁷

	チェック
1 (新しく「非常災害対策計画」を作成する場合) 計画作成の目的をどのよう位置づけますか。	
2 (すでに「非常災害対策計画」を作成済みの場合) 計画の目的を明記していますか。	

2. 計画の適用範囲

◇解説・ポイント◇

- ・この計画の適用範囲を記載します。
- ・適用対象とする入所者(利用者)数について、日中・夜間帯別に記載します。
- ・適用対象とする職員数について、日中・夜間帯別に記載します。
- ・また、地域住民のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、災害発生時に応援要請が可能な人数を確認しておきます(外部の避難支援者)。

【まずはチェック!】

	チェック
1 計画の対象となる入所者(利用者)の範囲を明確にしていますか。	
2 計画の対象となる職員の範囲を明確にしていますか。	
3 災害発生時に応援要請が可能な人数を確認していますか。(地域住民、団体・企業等)(外部の避難支援者)	
4 計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	

2. 本手引きで取り上げる内容

本手引きでは、「非常災害対策計画」と「避難確保計画」を一体的に作成・見直しを検討される場合に活用していただくことを想定しているため、わかりやすい表現・用語を用いて、両計画で盛り込む必要のある項目を整理します。

また、業務継続計画(BCP)作成時の参考となるよう、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」¹⁵をもとに整理した項目も掲載します。

【「非常災害対策計画」と「避難確保計画」、「業務継続計画(BCP)」¹⁶の項目の整理】

本手引きで取り上げる内容	「非常災害対策計画」	「避難確保計画」	「業務継続計画(BCP)」
01.計画の目的	～(項目なし)～	計画の目的 計画の範囲	災害時に従事する職員の ～(項目なし)～
02.計画の適用範囲	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～ ほか「パート・アルバイト」の確保、緊急連絡、備蓄品確保(食料・医薬品等)の確保
03.施設・事業所の立地条件や災害警戒区域等に立地する場合は「避難確保計画」も含めた一体的な作成が効果的です。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
04.高齢者施設・事業所の立地条件や利用者特性、運営方針と整合性を保ち、計画作成の目的を記載します。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
05.入所者(利用者)の範囲を明確にしていますか。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
06.計画の目的を明記していますか。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
07.災害発生時に必要な職員数について、日中・夜間帯別に記載します。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
08.災害発生時に必要な職員数について、日中・夜間帯別に記載します。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
09.災害発生時に応援要請が可能な人数を確認していますか。(地域住民、団体・企業等)(外部の避難支援者)	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
10.計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
11.計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
12.計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～
13.計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	～(項目なし)～	～(項目なし)～	～(項目なし)～

3. 本手引きの活用方法

本手引きでは以下について掲載しています。新たに「非常災害対策計画」を作成する施設・事業所の方、既存の「非常災害対策計画」がある施設・事業所の方も、各施設・事業所の状況をふまえて、適宜ご活用いただければと思います。

- ・「非常災害対策計画」作成・見直しの作成手順と留意点等及びチェックリスト
- ・「非常災害対策計画」の作成・見直しの際に活用いただくための記入様式や各種参考様式集(弊所HPからWord及びExcel形式でダウンロード可能)

¹⁵ 厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」,2020(令和2)年12月
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>)を参考に作成。

¹⁶ 前掲16のガイドラインのうち、以下の項目は本手引きでは取り上げていない。

1. 総論:「平常時の災害対策の推進体制」、「優先業務の選定(優先する事業、事務、業務、優先する業務等の設定)」
2. 平常時の対応:「BCP」の検証・見直し(検証プロセスや見直し時期を決めている)、「資金充当(火災保険・緊急時のための現金準備等)」
3. 緊急時の対応:「BCP」発動基準(震災の場合の基準)、水害の場合の基準)、「行動基準(災害発生時の個人の行動基準)」、「利用者の安全確認方法」、「職員の安全確認方法や参集基準」、「復旧対応(被災場所の確認、業者連絡先・緊急の連絡)」、「重要業務の継続方法」、「職員の管理(休憩・宿泊場所、勤務シフト等)」、「情報発信(関係機関・地域・マスメディア等)の方法や方針)」
5. 地域との連携:「災害福祉支援ネットワーク」への参画や災害派遣福祉チームへの職員登録、「福祉避難所の運営(福祉避難所の指定や開設の事前準備等)」

○通所・訪問・居宅介護支援サービス固有事項

【参考:国土地理院ハザードマップポータルサイトを活用した災害リスクの把握】

＜1＞「重ねるハザードマップ」の活用

国土地理院ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」では、施設の住所を入力することで、施設周辺の4種類（洪水、津波、土砂災害、津波）の災害リスク情報を地図に重ねて表示することができます。

「重ねるハザードマップ」で表示される災害リスク情報は以下の表のとおりです。また、災害の種類ごとに市町村が指定する「指定緊急避難場所」を表示することができます。

＜ハザードマップポータルサイトの画面（<https://disaportal.gsi.go.jp/>）＞

身まわりの災害リスクを調べる (重ねるハザードマップ)

身まわりの災害リスクを調べる (重ねるハザードマップ)

住所から探す (現在地から探す)

現在地から探す

地図から探す

災害の種類から選ぶ

表示される災害リスク情報

＜「重ねるハザードマップ」で表示される情報¹⁸⁾＞

災害の種類	表示される災害リスク情報
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模（現在の凡例）、計画規模（自凡例））、浸水継続時間（想定最大規模）、航空写真、指定緊急避難場所
土砂災害	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）、航空写真、指定緊急避難場所
高波	高潮浸水想定区域、航空写真、指定緊急避難場所
津波	津波浸水想定、航空写真、指定緊急避難場所

3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

◇解説・ポイント◇

- 施設・事業所の立地場所(周囲の環境)によって、予測する必要がある災害も異なります。施設・事業所がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるかをしっかりと把握しましょう。
- 各市町村が作成する地域防災計画やハザードマップ等を入力したり、消防署や地域に長く住む住民の方から話を聞いたりして、施設・事業所の立地条件について確認しておきましょう。



計画作成時、もともとこの地域に住んでいた区長さんや町内会長さんからこの地域のある場所は、昔どういふふうか浸水した等ご助言をいただき、現実に即した計画を作成することができました。(ヒアリング調査より)

【まずはチェック！】

	チェック
1	施設・事業所の立地条件について、定期的に確認していますか。 ※施設・事業所が浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)に該当している場合、「避難確保計画」の作成が義務付けられています。
2	市町村等が作成している地域防災計画やハザードマップを定期的に確認していますか。
3	建物の被災リスクや危険箇所について、定期的に把握・確認していますか。
4	施設・事業所の立地環境や建物等の災害リスクについて、防災の専門家等から助言を得る機会がありますか。

【参考:水害、土砂災害に関する情報源(例)】

- 水害:洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域
① 市町村地域防災計画から確認できます。
 - 土砂災害:土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、雪崩危険箇所
② 都道府県が公表している土砂災害警戒区域や市町村が作成しているハザードマップ等を参考に確認できます。
- ※「国土地理院ハザードマップポータルサイト」からも確認することが可能です。

¹⁸⁾ 国土地理院「重ねるハザードマップ操作マニュアル」, 2023 (令和5) 年5月 (<https://disaportal.gsi.go.jp/hazard-map/>)

4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）

◇解説・ポイント◇

- ・施設・事業所の設備の理解、安全対策をふまえ、入所者(利用者)の適切な避難方法や避難場所、避難を開始するタイミングや判断の考え方を検討しましょう。
- ・災害発生時には、建物等の損傷や家財の転倒、ガラスの飛散などが発生する可能性があります。日頃から安全対策を心がけましょう。
- ・停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集することになります。こうした状況に備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。

【まずはチェック！】

共通対策		チェック
1	施設・事業所の設備等について、定期的な点検を行っていますか。	
2	災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができですか。	
3	複数の通信手段やバッテリーを確保していますか（電話、携帯電話、SMS、メール等）。	
4	不測の事態に備えて公衆電話の場所を確認していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、設備等の確認、見直しを行っていますか。	

■火災対策

火災対策		チェック
1	施設・事業所のすべての職員が、火災が発生した際の初動対応を理解していますか。また、手順どおりの行動ができるように訓練していますか。	
2	施設・事業所のすべての職員が消火器等の設置場所や扱い方を把握していますか。また、実際に扱えるように訓練していますか。	
3	消火設備（消火器、スプリンクラー等）の点検や更新を定期的に行っていますか。	
4	ガス機器や石油機器の点検や更新は定期的に行っていますか。	

■地震対策

地震対策		チェック
1	耐震化診断を受けていますか。その結果に基づいて補強を行っていますか。	
2	天井からの落下物対策を行っていますか。銀等で補強していますか。（照明器具、壁掛け時計等）	
3	備品等の転倒防止策を行っていますか。金具等で固定していますか。（机、キャビネット、ロッカー、書棚、冷蔵庫等）	
4	家電製品などの転倒・落下防止対策を行っていますか。	
5	高所に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
6	出入口や非常口、通路に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
7	窓ガラス等の飛散防止対策を行っていますか。	
8	門やブロック塀などの転倒防止や補強を行っていますか。	

<2> 「わがまちハザードマップ」の活用¹⁹

国土地理院ハザードマップポータルサイトの「わがまちハザードマップ」では、地図から施設の場所を選択したり、施設がある市町村を入力することで、各市町村が作成・公表しているハザードマップを検索・閲覧して、施設周辺の洪水、津波及び土砂災害等の各種災害リスクの範囲及び指定緊急避難場所等の情報を確認することができます。

<ハザードマップポータルサイトの画面（<https://disaportal.gsi.go.jp/>）>

¹⁹ 国土地理院「わがまちハザードマップ操作マニュアル」, 2023（令和5）年5月（<https://disaportal.gsi.go.jp/ha-zardmapportal/ha-zardmap/pamphlet/sousai.pdf>）

【参考：施設・事業所内の安全対策チェックリスト(例)²¹⁾】

- ・定期的に施設・事業所内の安全を確認するために、予め職員全員で確認する項目をピックアップし、リストを作成しましょう。
- ・状況確認にとどまらず、改善に向けた対応方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

施設・事業所内の安全対策チェックリスト		点検日	20××/10/10	点検者	状況	対応
1階	事務所	(例) 吊り下げ式照明器具の落下防止	○	○	○	
		(例) 窓ガラス等の飛散防止	○	○	○	
		(例) 書類の転倒防止	○	○	○	
		(例) ロッカーの扉鎖止	○	○	○	
		(例) 棚からの落下防止	○	○	○	
		(例) 遊戯機等の安全確保	×	×	×	全職員に片付けを申し送り
		(例) 吊り下げ式照明器具の落下防止	○	○	○	
		(例) 窓ガラス等の飛散防止	○	○	○	
		(例) 遊戯機等の安全確保	○	○	○	
		(例) ガス漏れ警報機	○	○	○	
2階	脱衣所 お風呂場	(例) 入浴設備周辺の引込防止	○	○	○	
		(例) 戸棚からの落下防止	○	○	○	
		(例) 遊戯機等の安全確保	○	○	○	
		(例) 窓ガラス等の飛散防止	○	○	○	
ホールラウンジ	ポイラー室	(例) 遊戯機等の安全確保	△	△	△	全職員に片付けを申し送り
		(例) 入浴設備周辺の引込防止	○	○	○	
連絡	(例) 吊り下げ式照明器具の落下防止	○	○	○	○	

【参考：施設・事業所周辺の安全点検チェックリスト(例)²²⁾】

- ・定期的に施設・事業所周辺の安全を確認するために、予め職員全員で確認する項目をピックアップし、リストを作成しましょう。
- ・状況確認にとどまらず、改善に向けた対応方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

施設・事業所周辺の安全点検リスト		確認日	確認日	確認日	状況	対応
設備	このままで 50m程度の電線 少しの間でもあふ れる	10/10	なし	なし	なし	
		10/10	台風通過後、水害 発生	10/10	申し送りして全職員 には新発見した 10/10、△△休室が 事務所にて電線断 断。	
		10/10	台風通過後、停電の 発生	10/10	申し送りして全職員 には新発見した 10/10、△△休室が 事務所にて電線断 断。	
		10/10	台風通過後、停電の 発生	10/10	申し送りして全職員 には新発見した 10/10、△△休室が 事務所にて電線断 断。	
		10/10	台風通過後、停電の 発生	10/10	申し送りして全職員 には新発見した 10/10、△△休室が 事務所にて電線断 断。	

²¹⁾ 前掲 10, p. 20

²²⁾ 前掲 10, p. 21

■停電対策

	チェック
1	停電等で明かりを確保できない場合に備えて、懐中電灯、予備の電池、ヘッドランプ、ランタン等の準備はできていますか。
2	停電等で水道が使えない時に備えて、必要最低限の飲料水や生活用水の備蓄はできていますか。
3	停電時に備えて、非常用自家発電設備、可搬式（ポータブル）自家発電設備を整備していますか。
4	非常用自家発電設備等で稼働可能な機器、稼働可能時間を把握していますか。
5	非常用自家発電設備等の燃料確保について、事業者と協定等を結ぶなどの工夫を行っていますか。
6	冬期の災害に備えて、石油ストーブ、毛布、携帯カイロ、防寒具等の準備はできていますか。
7	停電時でも災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができるか、定期的に確認していますか。

■風水害対策、浸水対策

	チェック
1	長時間の浸水に備え、浸水しない高さのスペースや居室等があることを確認していますか。また、電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策をとっていますか。
2	浸水対策として、通信手段や可搬式（ポータブル）自家発電設備を高い場所（2階以上）の建物であれば2階以上に置いていますか。
3	定期的に、施設・事業所内の排水溝の点検を行っていますか。
4	定期的に、施設・事業所内の樹木の剪定を行っていますか。

【参考：施設・事業所内の設備チェックリスト(例)²³⁾】

- ・定期的に施設・事業所内の設備の安全を確認するために、予め職員全員で確認する項目をピックアップし、リストを作成しましょう。
- ・状況確認にとどまらず、改善に向けた対応方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

施設・事業所内の設備チェックリスト		確認日	確認日	確認日	状況	対応
設備	1 (例) 貯水槽	10/10	台風通過後、異常なし。	10/10	10/11①②副主任が カントリーランド に点検と備給を依頼。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	
		10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	

²³⁾ 前掲 10, p. 20

【参考：「入所者（利用者）の避難情報リスト」(例)】

・確認（更新）時期：可能であれば以下の時期を設定することが望ましいと考えられます（少なくとも半年に1回）。

－入所者（利用者）の入れ替わり後

－介護変更後

・作成単位：各フロア、各ユニット単位での整理が、見やすく、整理しやすいと考えられます。

・色分けの区分例：

■：独歩（自立歩行可能）

■：車いす

■：ベッド/担架（全介助）

・活用方法例

✓「避難訓練記録シート」（本手引き p.40、41）に反映させ、避難訓練時に活用する。

✓発災時には、避難の応援に来てくださった方にお渡しする。

避難時の入所者（利用者）情報リスト				避難時の入所者（利用者）情報リスト（記載例）			
日付：2000/00/00時点				日付：2021/06/05時点			
部屋番号	利用者氏名	避難方法	色分け	部屋番号	利用者氏名	避難方法	色分け
				101	〇〇 〇〇	車いす	■
				102	〇〇 〇〇	ベッド/担架	■
				103	〇〇 〇〇	ベッド/担架	■
				104	〇〇 〇〇	車いす	■
				105	〇〇 〇〇	ベッド/担架	■
				106	〇〇 〇〇	車いす	■
				107	〇〇 〇〇	車いす	■
				108	〇〇 〇〇	ベッド/担架	■
				109	〇〇 〇〇	車いす	■
				201	〇〇 〇〇	独歩、手引き	■
				202	〇〇 〇〇	独歩、手引き	■
				203	〇〇 〇〇	車いす	■
				204	〇〇 〇〇	車いす	■
				205	〇〇 〇〇	独歩、手引き	■
				206	〇〇 〇〇	独歩、手引き	■
				207	〇〇 〇〇	ベッド/担架	■
				208	〇〇 〇〇	独歩、手引き	■
				209	〇〇 〇〇	ベッド/担架	■
合計				合計			
				独歩、手引き	5	名	名
				車いす	7	名	名
				ベッド/担架	6	名	名
				合計	18	名	名

5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理

◇解説・ポイント◇

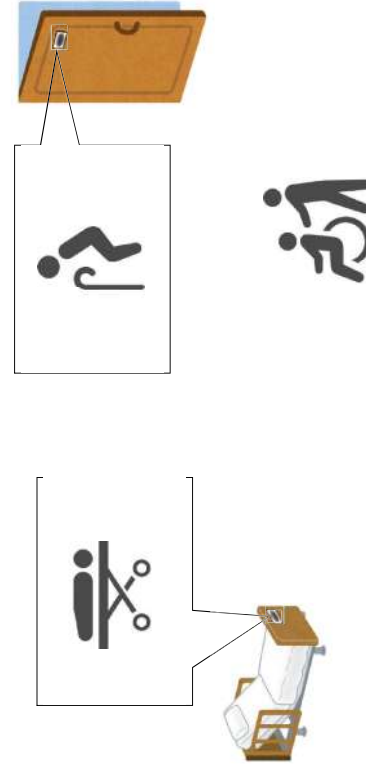
- ・入所者（利用者）の状態像の変化、利用者の入れ替わり等をふまえ、定期的に利用者の避難方法に関する情報を確認、更新しましょう。
- ・消防や近隣住民などが避難の応援に来た際に、一目で入所者（利用者）一人ひとりの避難方法が分かるようにしておくことが重要です。

※「避難時における入所者（利用者）の安全確保」という点に照らして、本手引きでは入所者（利用者）の避難方法に特化した情報整理を重視して記載しています（「避難先でのケアの継続に必要な情報は、記載していません」）。

【まずはチェック！】

		チェック
1	入所者（利用者）情報や家族等の連絡先について、定期的に更新していますか。	
2	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法を定期的に確認・更新していますか。	
3	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法について、誰でもわかりやすい方法で表示する工夫をしていますか。	

居室のドアの上やベッドに入所者（利用者）の避難方法をシールで貼っておくと、避難の応援に来てくれた外部関係者（消防、自治体職員、地域住民等）にも、一目で理解していただける可能性が高まりますね！（検討委員会委員より）



■ 避難完了までの所要時間

	チェック
1	入所者（利用者）一人ひとりの避難方法に基づいた一時避難場所までの所要時間を確認していますか。また、それを踏まえた避難方法の見直し等を計画に記載していますか。
2	立退き避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。
3	上階への避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。

【参考：「タイムライン」の作成²³⁾】

● 「タイムライン」作成の意義

「タイムライン」は、情報収集や情報伝達、体制確立、装備品等の準備、避難誘導の実施などの防災行動を時系列で考え表形式等により事前に整理しておくものです。タイムラインを作成することとは、施設職員や施設利用者、地域住民等の避難支援協力者が、自身がとる避難支援行動を時系列的に把握し理解するための一助となるものです。

● 「タイムライン」作成にあたっての留意点

- ・ 「タイムライン」は、多くの施設職員等が参加して作成することが望ましいといえます。
- ・ 「タイムライン」は、災害のパターンや避難先、日中や夜間といった避難する時間帯、施設の特長などに応じて、複数のケースのものを作成しておくことが必要です。作成したタイムラインは、避難確保計画とともに、平時から施設職員や避難支援協力者等に訓練や防災教育を通じて共有しましょう。
- ・ 想定外の事態になった場合に備えて、避難訓練を重ねて、災害対応力を高めていくことが重要です。

6. 避難場所、避難経路、移動手段

◇解説ポイント◇

- ・ 災害の状況や施設の立地、利用者の状態像等を勘案し、複数の避難場所、避難経路、移動手段を検討、確保しましょう。
- ・ 気象台や市町村の防災部局等から施設・事業所の立地や安全な避難経路等に関する情報を入手し、安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- ・ 利用者の避難方法の確認・更新に伴い、各避難場所への避難を想定した移動時間の計則を行いましょう。

【まずはチェック！】

避難場所	チェック
1	災害の状況に応じて避難先を選択できよう、複数の避難場所を確保できているか。（浸水被害、土砂災害、津波等）
2	安全な避難先を確保し、避難先の了解を得ていますか。（市町村が指定する指定緊急避難場所については、確認不要）
3	急激な災害に備えて、自施設・事業所内外に緊急的に一時避難が可能な安全な場所を確保できていますか。（急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けにくい高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する等の方法についても確認する）。
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難場所の見直しを行っていますか。

■ 避難経路

避難経路	チェック
1	想定している避難場所への避難経路を定めていますか。（立退き避難の場合、上階への避難の場合）
2	定期的に、想定している避難経路上に危険箇所がないか確認していますか。
3	避難場所までの避難経路図を作成していますか。
4	想定している避難経路が危険な場合に備え、代替ルートを定めていますか。
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難経路の見直しを行っていますか。

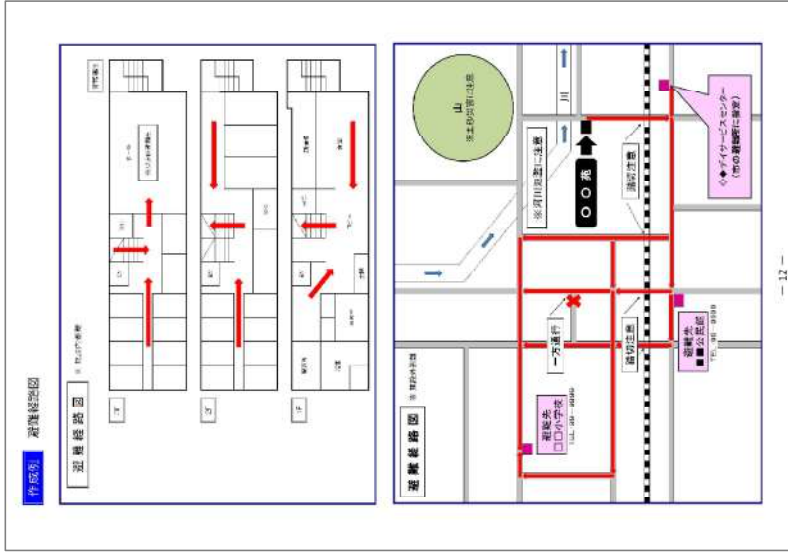
■ 移動手段

移動手段	チェック
1	立退き避難をする際に、入所者（利用者）を搬送する車両は確保できていますか。
2	施設・事業所のみでは車両が不足する場合、近隣住民や企業等に応援を依頼できるような体制を整えていますか。
3	避難先への搬送に際し、各車両への入所者（利用者）の割り振りは想定していますか。
3	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、移動手段の見直しを行っていますか。

²³⁾ 国土交通省 水管理・国土保全局「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）,2022（令和4）年3月,p.62-64 (<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuihou/pdf/cehiki.pdf>)

【参考：「避難経路図」(例)²⁵⁾】

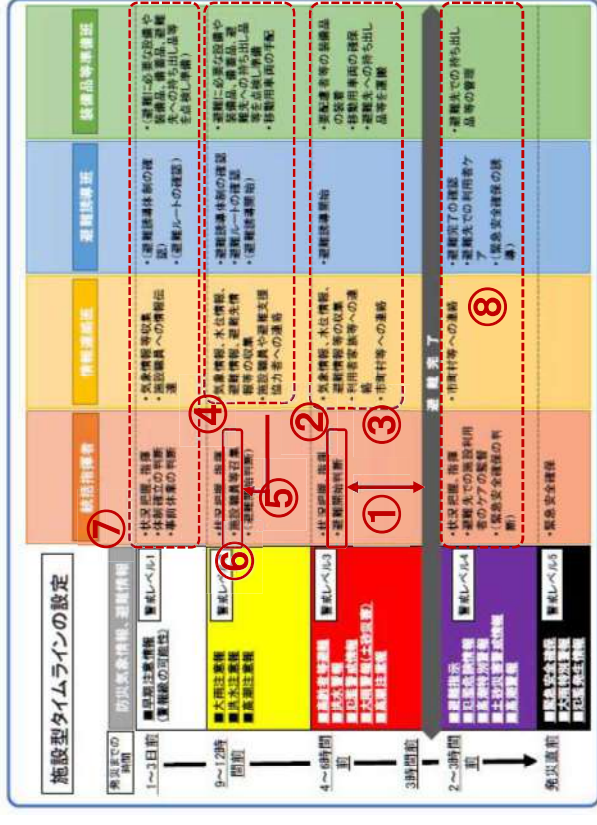
- ・安全かつ確実な避難誘導を行うため、建物内の避難経路図や避難場所までの避難経路図（マップ）を作成し、職員及び入所者（利用者）に周知しましょう。
- ・避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難場所、避難経路、移動手段の見直しを行った場合、避難経路図も更新しましょう。



＜（参考）タイムラインの記載手順²⁶⁾＞

- ① 避難までの避難時間を想定[※]
- ② 避難開始のタイミングを想定
- ③ 避難開始時・避難中に必要な事項の整理
- ④ 避難準備に必要な事項の整理
避難準備にかかる時間の想定[※]
- ⑤ 職員参集までにかかる時間を想定[※]
- ⑥ 職員参集のタイミングを想定
- ⑦ 警戒総災害時の日頃の対策事項を整理
- ⑧ 避難後に必要な事項の整理

※想定時間は避難訓練を通して適切かどうか必ず確認する。



【参考：避難の判断の参考となる情報(例)27】



【参考：災害種類別に避難を開始する時期、判断基準(例)28】

<p>【避難を開始する時期、判断基準】土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が出された。 ・崖から水が流れ出す、吹き出す。 ・崖の樹木が傾く・倒れる、倒れる音がする。 ・地鳴りがする。
<p>【避難を開始する時期、判断基準】浸水被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が出された。 ・通常の河川の高水位を超え、強い雨が降れば、堤防の川側が崩れている。 ・堤防などが入っている。

27 前掲 27 より一部抜粋

28 栃木県保健福祉高齢対策課「高齢者施設における風水害対策計画【作成例】」2017(平成29)年1月 (https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/husuijigai-sakuseirei.html)

7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方

◇解説・ポイント◇

- ・ニュースや市町村の防災部局等から避難に関する情報が入手したときや、施設・事業所及び周辺で普段と異なる状態を発見したとき等、早めに避難を開始できるように、避難開始時期や判断基準を定めておきましょう。
- ・早朝や夜間帯等、職員数が少ない時間帯でも、すべての職員が同じ判断と行動ができるよう、施設・事業所でルールを定めて共有し、定期的に確認しましょう。

【まずはチェック！】

	チェック
1	災害の種類や程度に応じて避難を開始する時期や基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。
2	夜間帯や暴風時等における避難開始の判断基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。
3	入所者(利用者)の負担を考慮した避難手順等を検討していますか。 例：持ち出し品のみを車に積み込みんだり、避難先に先に移送する、入所者(利用者)の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難開始時期や判断方法の見直しを行っていますか。

【参考：避難の判断の参考となる情報(例)29】

- ・2019(令和元)年の出水期(6月頃)から、水害・土砂災害に関する防災情報の伝え方が、地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報と防災気象情報等を連携させた情報発信の方法(=「警戒レベル」)に変更されました。
- ・「警戒レベル3」は、市町村が発令する「避難準備・高齢者等避難開始(避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難をする)」に相当します。



29 内閣府「警戒レベル4で全面避難!」(パンフレット) (https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guide/line/pdf/level4.pdf) より一部抜粋。

8. 災害に関する情報収集、整理

◇解説・ポイント◇

- ・情報収集は、災害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。
- ・情報収集の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、Twitter 等のSNS等を活用し、積極的に情報収集することが重要です。その際、発信元の信頼性について、留意が必要です。
- ・行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆がないか等の確認を、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から行いましょう。
- ・収集した情報は、職員間で共有しましょう。

【まずはチェック！】

	チェック
1	情報収集担当者を決めていますか。
2	災害発生時の危険があるときに、どの機関からどのような情報を収集するか明確にしていますか。
3	収集した情報を職員間で共有する仕組みを整えていますか。
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、情報収集方法や情報共有方法の見直しを行うことを計画に記載していますか。

被災時、適切に行動するためには、情報を冷静に判断、分析する必要があります。SNS は情報の発信に役立ちますが、災害時は情報が錯そうし、デマも多いので、注意が必要だと感じました。(ヒアリング調査より)



【参考：施設・事業所内／外避難の判断(例)】

- ・災害時には状況に応じた避難場所や避難のタイミングに関する判断が求められます。
- ・複数の自治体の防災計画(作成等の手引き (マニュアル)) からは、施設・事業所内／外避難の判断は、以下のよう整理されます。
- 一屋内：立地条件や災害の状況等により、施設・事業所内が安全と判断される場合、施設・事業所内の安全な場所に避難
- 一屋外：施設長等が施設内に留まることが危険と判断した場合は屋外に避難
- ・施設・事業所の管理者(管理者が不在の場合には職員)が上記のような判断に迫られた場合でも、適切な判断と行動ができるよう、「非常災害対策計画」にもとづいて日頃からの準備(防災情報に関する理解や、災害に応じた複数の避難場所の確保等)を行うことが重要です。

◇状況に応じた避難先の選定

①施設内での待機

立地条件及び気象の状況等から、施設内が安全と判断される場合には、施設内の安全な場所で待機する。

②避難場所の選定

市町村対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件等により施設内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難場所のどこへ避難するか判断する。

出典：「社会福祉施設におけるモデル避難計画【自然災害対策編】」(平成 26 年 11 月、長崎県福祉保健部作成)

◇入所者を施設外に避難させる場合

(1) ○×○×施設において施設外に避難する場合は、次による。

- ① 建物内に避難場所を確保することが困難なとき
- ② 建物が倒壊するなどの危険が及ぶとき

出典：「(別添 4) 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成 28 年 9 月 6 日第 2 版制定、神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日、老健発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長)

9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理

◇解説・ポイント◇

- ・統括責任者のもと、適確な情報収集、伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするか」を明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。
- ・夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。
- ・夜間や休日、災害関連情報が発表された場合における職員の参集基準を定めておきましょう。
- ・また、災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設・事業所に駆け付けることできないおそれがあるため、夜間や休日における避難支援要員及び外部の避難支援者の確保策を検討しましょう。
- ・あわせて、通所施設等を併設している施設の場合、臨時休業等の基準も作成しておきましょう。

【まずはチェック！】

	チェック
1	災害発生時の職員の役割を明確化していますか。また、すべての職員がそれぞれの役割を理解できるような取組（周知や訓練等）を定期的に行っていますか。
2	統括責任者やリーダー不在時に備え、代理者を決めていますか。
3	夜間帯など職員数が少ない時間帯での対応手順等を定めていますか。
4	災害の種類や程度に応じた職員の参集基準を定めていますか。
5	夜間や休日における避難支援要員の確保策を検討していますか。
6	通所事業所を併設している場合、休業等の基準を決めていますか。
7	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員の役割分担や参集基準等の確認、見直しを行っていますか。



事前に決めておいた体制を確保することが難しく、少ない職員で役割分担をする場合、1人が複数の役割を担うこととなります。その場合、まず、救護・看護班、避難誘導班、情報連絡班を立ち上げるようにし、早急に災害に対応できる初動態勢を確立しましょう。

【参考】収集する情報の種類及び収集方法(例)

- ・気象情報や避難情報等必要な情報を入力するため、情報収集すべき項目を整理し、その入手先や情報収集担当者、具体的な入手方法を決めておきましょう。
- ・また、土砂災害に関する主な前兆現象として、以下のようなものがあります。施設・事業所の周辺で発生する可能性がある前兆現象を理解し、その確認方法も整理しておきましょう（本手引きp. 11～13参照）。

<主な情報及び収集方法>

収集する情報	情報(例)	収集方法(例)
【防災気象情報(気象庁)】	・早期注意情報(警報級の可能性) ・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)	・テレビ、ラジオ ・気象庁ウェブサイトを 都道府県のウェブサイ ト ・防災アプリ ・市町村のメール通知サ ービス等
【防災気象情報(河川管理者 ³¹ ・気象庁共同)】	・洪水予報 ・氾濫注意情報 ・氾濫警戒情報、氾濫危険情報 ・氾濫発生情報	
【防災気象情報(都道府県・気象庁共同)】	・土砂災害警戒情報	
【津波情報(気象庁)】	・津波注意報、津波警報、大津波警報	
【防災気象情報(下水道管理者 ³²)】	・内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	
【避難情報(市町村)】	・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	テレビ、ラジオ、インター ネット(市町村のウェブサ イト)、防災無線、エリア メール・緊急速報メール、 サイレン、広報車、パトロ ール、消防団の声掛け等
【避難先の開設状況(市町村)】	指定緊急避難場所や 指定(福祉)避難所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のウェブサイト ・市町村へ電話問い合わせ 等
路の通行止め情報	—	・日本道路交通情報セン ターのウェブサイト等
その他	施設周辺の浸水状況 施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設職員による目視(ただ し、安全に配慮して危険な 場所に近づかないよう施 設内から実施)
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX(事前に 調整)

²⁹ 前掲24を参考に作成。

³⁰ 下水道管理者：都道府県、市町村

³¹ 河川管理者：国(国土交通省)、都道府県

³² 下水道に関する情報は、気象庁のウェブサイトでは公表されない。

10. 連絡体制の整備

◇解説・ポイント◇

- ・状況に応じて職員が速やかに集合できるよう、固定電話や携帯電話のほか、メールの一斉配信やSNSの活用なども整えましょう。
- ・緊急事態発生時や急激に災害が切迫し、安全な立退き避難が難しい場合に、市町村や消防その他の防災機関等に対して速やかに連絡・通報できるよう、連絡先を一覧で整理しておきましょう(日中・夜間常備)。
- ・また、利用者家族への連絡先や連絡手段についても、一覧で整理しておきましょう。非常時には、電話回線がつかまりにくくなるおそれもあるため、メールやSNSなどによる連絡方法についても周知しておきましょう。

【まずはチェック！】

	チェック
1	速やかに職員への連絡が可能な方法を整えていますか。
2	速やかに市町村や消防その他の防災機関等に連絡できるよう、一覧表を作成していますか。
3	職員や入所者(利用者) 家族の連絡先を定期的に確認していますか。
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員や入所者(利用者)、家族、関係機関への連絡方法を定期的に確認、見直していますか。

【参考：緊急連絡先一覧表(例)³⁵⁾】

- ・緊急事態発生時や急激に災害が切迫し、安全な立退き避難が難しい場合に、速やかに連絡・通報ができるよう、自治体、消防その他の防災関係機関等の連絡先一覧表の例です。
- ・設備等のメンテナンス会社や地域の協力者、橋梁施設等の連絡先も記入しておくこと、迅速な初動対応の実効性が高まります。

緊急連絡先一覧表

連絡先	電話	FAX
消防・救急	119	-
警察	110	-
消防又は担出課		
市福祉担当課		
市消防本部		
出張所(消防)		
警察署		
文庫		
病院		
電力会社		
市ガス局		
市水運局		
協力施設		
地域の協力者		

【参考：職員の役割分担(例)³³⁾】

- ・役割分担の班別で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知しておきましょう。
- ・総括責任者が不在の際に災害への対応を迫られる場合もあるので、代行者や代行者不在の際の第2、第3の代行者など、複数の責任者を定めておきましょう。
- ・夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。

役割分担表	業務内容	担当者
総括責任者	・総括責任(班長の判断など防災対策について)の指揮ほか全般	担当=施設長 代行者②= 代行者③=(事務長) 代行者④=
情報収集・連絡担当	・気象・災害の情報収集 ・職員への連絡、職員・職員家族の安全確認 ・関係機関との連絡、調整 ・利用者家族への連絡 ・地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への連携の調整と活動内容の調整 ・避難状況のとりまとめ	担当=事務長 代理①= 代理②=
救急班	・負傷者の救出 ・負傷者への応急対応 ・負傷者の病院移送	リーダー 代理① リーダー 代理②
安全対策班	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の要援への引渡し ・火の元の確認、初期消火	リーダー 代理① リーダー 代理② ...
物資班	・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 ・備蓄品の補給(販売店への発注)	リーダー 代理① リーダー 代理② ...

【参考：職員の参集基準(例)³⁴⁾】

- ・休日や夜間等の職員配置が少なくなる時間帯に災害が発生した場合や、災害規模が大きい場合等でも避難の判断や対応ができるよう、職員の参集基準を定めましょう。

職員の参集基準

災害種別	災害発生情報	対応職員
風水害	大雨・洪水警報が発令されたとき	対応職員
	暴風、豪雨、高潮警報が発令されたとき	指定職員
地震(津波)	記号的短時間大雨警報又は土砂災害警戒レベルが発令されたとき	全職員
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発令されたとき	指定職員
地震(津波)	震度4又は津波警報が発令されたとき	指定職員
	震度5弱以上又は大津波警報が発令されたとき	全職員

※指定職員には、各班リーダーのほか徒歩又は自転車等で30分以内に出動可能な職員を指定

³³⁾ 前掲 10, p. 5
³⁴⁾ 前掲 10, p. 7

11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり

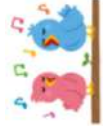
◇解説・ポイント◇

- ・日頃から、消防関係者や自治体の防災部局、福祉部局等との関係を構築しておくことで、避難の実効性を高める助言等を得られると考えられます。
- ・災害が発生した場合には、避難時等に、地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておきましょう。
- ・近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受け入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておきましょう。
- ・特に、法人・施設・事業所における人材育成の観点から、地域における日常的な取組や関係づくりには、現場職員の参画を促しましょう。

【まずはチェック！】

	チェック
1	地域住民や地域の企業等に対して、災害時の応援要請を可能とする関係づくりに取り組んでいますか（外部の避難支援者の確保）。
2	地域内の他法人と、災害時の応援体制や相互に協力できるような関係づくりに取り組んでいますか。
3	防災研修や避難訓練等を行う際に、自治体（防災担当、高齢担当等）や消防等の関係者に参加を依頼していますか。
4	自治体（都道府県や市町村）が行っている高齢者施設等の防災・減災対策の実施状況を確認していますか。また、積極的に活用していますか。
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、関係機関等との協力体制等に関する確認や見直しを行うことを計画に記載していますか。

避難訓練の際には、区長さん、役場の方、消防の方等に来ていただき、訓練の様子を見て、講評をいただいています。我々はそれを次の訓練にいかしているのですが、同時に、関係機関や近隣の方にとっては、高齢者の状態像や高齢者の移動の大きさを理解していただくことにつながっていると思います。令和元年台風19号の際、危険を知らせてくれた区長さん、当施設の高齢者の移動に時間がかかることを気にかけてくれたことでした。日頃の関係づくりがどれほど大事か、実感しました。（ヒアリング調査より）



連絡体制を整備した事例

災害用伝言ダイヤルを活用して、利用者ご家族との安否確認の訓練を行っている事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数（登録者数）	小規模多機能型居宅介護:24名
開設年月	2007(平成19)年4月
事業所の立地の特徴	特になし



【取組のきっかけ】

- ・2023(令和3)年の台風で、大雨によりこの地域の一部が被災しました。
- ・幸い、当事業所そのものは被災しなかったのですが、職員の通勤経路にも、大きな被害が出たため、SNSを通じて職員間の連絡方法や共有する内容を見直しました(災害用伝言ダイヤル)。
- ・あわせて、利用者ご家族との間で、ご利用者の安否確認方法も見直しました。



【利用者ご家族との安否確認訓練の概要】

- ・毎月1日と15日の無料体験できる日を利用しています。
- ・「〇月〇〇日にマグニチュード7の地震が発生」等と想定し、各利用者と職員の被災状況を30秒間で伝言に残すというもの。
- ・利用者全員の安否確認を伝えられているか、聞き取れたかを利用者家族から意見をお聞きし、次の訓練日までに改善を図っています(伝言が早すぎてわからなかったので、2回に分けて伝言を残す等)。

【効果】

- ・利用者ご家族に安心いただいています！
- ・老老介護のご家庭もあるので、何回も訓練してできるようにするよう、サポートしています。
- ・また、ご家族と一緒に利用者を支える介護を実践できていると感じます。



関係機関(自治体、関係団体等)との関係づくり事例

市町村社協が主催する「支え合いマップづくり」に参加している事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数(登録者数)	特養:70名 シヨート:10名 デイサービス:24名 ケアハウス:10名
開設年月	2003(平成15)年4月
事業所の立地の特徴	ため池浸水

【取組のきっかけ】

- ・2007(平成19)年から、榛東村社協の呼びかけで、見守り活動と災害時の救助活動を組み合わせた「支え合いマップづくり」が開始されました。
- ・避難後の在宅要介護者のケアを担う専門性を通じて地域貢献できると思い、取組に参加しました！

【「支え合いマップづくり」の内容】

- ・毎年11月、榛東村社協主催により「見守りネットワーク事業」の一環として、住民参加で「支え合いマップ」の情報を持ち寄り、更新が行われます。
- ・各行政区の民生児童委員、自治会長、自治会副会長、消防団員、防災ボランティア、村内福祉施設、JAや学校関係者等毎年200名以上が集い、見守りが必要な避難行動要支援者の情報を地域ごとに毎年更新しながら、見守り、声掛けや安否確認などを行うことで、孤立を予防し、生活を送るなかでの困り事の把握や、緊急事態への対応を図る事業です。



【効果】

- ・「災害時の貢献」は、地域住民や福祉関係者との関係づくり、職員の人材育成(地域の関係者とながらることの理解促進)になると感じています！



写真は【北から南から】榛東村見守りネットワーク事業～住民支え合いマップづくり～(群馬県 社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会 事務局長 小野間 芳美、)2021年6月『地域防災』No.38から引用。

【参考:施設・事業所から町内会への防災訓練参加のお知らせ(例)】

防災訓練のお知らせ

回 覧

- ホームでは、年2回防災訓練を実施しています。地域のみならずにもぜひご参加いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

日 時：令和●●年●●月●●日(●) 10:30集合 10:40訓練開始

※10:30～1階ロビーにて訓練の説明をいたします。

場 所：●●ホーム内及び駐車場

【訓練内容】

1. 施設利用者避難誘導訓練(地域住民と施設職員との連携訓練)
2. 水消火器の取り扱い、方法の訓練
3. 煙体験
4. AEDの取り扱い、方法の説明
5. 総評、質疑応答

【留意事項】

- ・雨天決行(雨天の場合、一部訓練内容を変更します。)
- ・訓練の時間は多少前後することがあります。
- ・動きやすい服装でご参加ください。
- ・お車でお越しの際は、当ホーム駐車場に駐車をお願いします。
- ・急遽ご都合が悪くなった場合は、問い合わせ先(以下)にご連絡ください。

【問い合わせ先】

- ホーム(担当：●●●●●●)
- 電話：000-0000-0000

地域住民との関係づくり事例 ②

自治会が主催する防災訓練に参加している事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数(登録者数)	小規模多機能型居宅介護:24名
開設年月	2007(平成19)年4月
事業所の立地の特徴	特になし



【取組のきっかけ】

- ・年6回開催する運営推進会議に、自治会の方にも参加いただいています。
- ・その他にも、コロナ前から、当事業所の駐車場を屋台を開いて夏祭りを行っています(綿菓子やヨーヨー釣り、飲食等)。(コロナ禍で中断)
- ・また、コロナ禍以前から自治会主催の防災訓練に参加させてもらっていました(今年も12月に参加させていただきました)。

【防災訓練の内容】

- ・起震車での揺れ体験、AEDの訓練です。
- ・消防署の方からAEDの取り扱い方法について説明いただきました。



【効果】

- ・事業所を知ってもらえることです!
- ・コロナ禍以降、閉じこもり気味になってしまっているので、最近はお散歩に行くなど、事業所のことをアピールしています!



写真は浜松市天竜区相生自治会からの許可を得て掲載。

地域住民との関係づくり事例 ①

町内会との防災協定の締結、
年2回、事業所主催の防災訓練に、地域住民の参加を呼びかけている事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数(登録者数)	認知症 GH:18名 小規模多機能型居宅介護:27名(登録定員)
開設年月	2014(平成26)年4月
事業所の立地の特徴	特になし



【取組のきっかけ】

- ・開設時の施設長が町内会にご挨拶にまわったり、運営推進会議で町内会長等に説明したりして、ご理解いただき、平成27年10月に、町内会との防災協定を締結しました!
- ・もともと当法人は、いつでも発生する可能性の高い火事に備えて、全施設・事業所で、年6回防災訓練を実施しています。
- ・毎年、事業所の近くで開催される、町会主催の子供向けのお祭りに、利用者と職員が参加して、屋台で飲食したり等を楽しんでいます!
- ・当事業所でも8月に夏祭りを実施したり、12月におでん会を開催して、町会長にチラシを配ったり、参加を呼び掛けています!

【町内会との協定、防災訓練の内容】

- ・協定:
 - ✓ 事業所で火災が発生した場合には、町内会に避難誘導に協力いただく。
 - ✓ 地域で火災が発生した場合には、当事業所が消火活動の協力をする等
- ・地域の方にも参加いただく防災訓練:年2回、施設利用者避難誘導訓練や AED の取扱訓練等を行っています。



【効果】

- ・地域の方からお声がけをいただいています(「災害が起こったら、ここに避難できるから安心!家族のことで心配事があつたら相談にのってね!等」)
- ・年6回の防災訓練を通じて、職員の意識にも変化が見えてきました(自力避難ができない利用者を支援しているという意識の芽生え)。



写真はヒアリング調査協力事業所からの提供。

【参考：「備蓄品リスト」(例)³⁶⁾】

- ・ライフライン（水道、電気、ガス）の停止も想定して、広域的な救援物資が届くまでの3日間程度の食料、飲料水、医薬品、衛生用品、燃料等を用意しましょう。
- ・状況や数量の確認にとどまらず、不足分の補充に向けた方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

備蓄品リスト

区分	品目	種類 備蓄品	数量	保管場所	最終在庫確認日		備貯書	
					最近の有効期限	有効期限 対象外	納入先	電話番号
食料	飲料水				年 月 日			
	保冷用容器				年 月 日			
	カップ麺				年 月 日			
医薬品	解熱剤				年 月 日			
	消毒剤				年 月 日			
	救急薬品				年 月 日			
	担架				年 月 日			
衛生用品	紙おむつ				年 月 日			
	衛生用品（はきみ、ビ ンセット等）				年 月 日			
消耗品	衛生材料（ガーゼ、包 帯等）				年 月 日			
	紙コップ				年 月 日			
	折りばし				年 月 日			
	紙製容器				年 月 日			
	電池				年 月 日			
その他	タオル				年 月 日			
	ゴミ袋				年 月 日			
	カセットコンロ カセットボンベ				年 月 日			

12. 備蓄品等の準備・確保

◇解説・ポイント◇

- ・救援物資が届くまで、少なくとも3日間程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員も含めて備蓄しておきましょう。
- ・避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておきましょう。
- ・備蓄品リストを作成し、定期的な在庫や期限切れがないかをチェックをしておきましょう。

【まずはチェック！】

	チェック
1	備蓄品に関する管理方法（担当者、更新期間、補充方法等）について定めてい ますか。
2	施設・事業所の全入所者（利用者）と職員（併設・隣接事業所を含む）が最低3 日間過ごせる程度の食料や飲料水を確保していますか。
3	備蓄品の保管場所は、災害（浸水等）による影響を考慮して決めていますか。 （例：高い場所に置く、2階以上に置く等）
4	すべての職員が備蓄品の保管場所や使用方法を把握していますか。
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、備蓄品の確認や更新、見直しを行って いますか。



³⁶⁾ 前掲10, p. 18

【参考】避難訓練実施時の振り返りの内容(例)】

◇防災教育、人材育成を行う目的：

災害時には想定外の事態が次々と発生し、それらに一つずつ、適切に対処していく必要があります。そのためには、発災時、全職員が同じ判断と行動ができること、具体的には臨機応変な対応とチームワークによる連携や協力による対応が重要となります。

また、本事業で実施したヒアリング調査協力施設・事業所から聞かせていただいた「被災時には、いつも通りの慣れしたヒアリング調査協力施設・事業所からは、職員の災害時における「意識」と「行動」が、継続的な積み重ねにより形成されていることがうかがえます。

そのため、高齢者施設・事業所においては、職員の防災力向上を図るため、施設・事業所内での研修や学習会の実施、施設・事業所外の研修等への参加等の機会を設けることが望まれます。

◇避難訓練実施後に振り返りの内容(例)：

「非常災害対策計画」を作成する義務のある施設・事業所には、避難訓練の実施も義務付けられています(「避難確保計画」作成対象施設・事業所も同じ)。

また、本手引きでは「避難時における入所者(利用者)の安全確保」という目的実現のために、「非常災害対策計画」作成・見直しや避難訓練の実施をPDCAサイクルの一環に位置付けることが重要と考えられていることから、避難訓練に参加した職員や外部関係者(消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等)を含めて振り返りを行い、「非常災害対策計画」で見直しが必要な項目を検討することが重要と考えます。

以下に、避難訓練実施時の振り返りの内容(例)及び本手引きで見直しが必要な項目を示します。

<避難訓練実施時の振り返りの内容(例)>

避難訓練の結果	本手引きで見直しが必要な項目
・避難時間が想定目標時間をオーバーした。	⇒ 6. 避難場所、避難経路、移動手段 7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方
・備蓄品の保管場所がわからなかった。すぐに見つけられなかった。	⇒ 12. 備蓄品等の準備・確保
・消防署の方から、ガラスの飛散防止等設備の安全対策に関する助言を受けた。	⇒ 4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策(通信手段の確保を含む)
・職員が少ない夜間帯のリスク想定が不十分なことになった。	⇒ 9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理
・想定していた避難経路が工事で通行止めだった。	⇒ 6. 避難場所、避難経路、移動手段
・消防署の方から音が小さい指摘され、メガホンや拡声器の準備の必要性について助言を受けた。	⇒ 12. 備蓄品等の準備・確保
・市職員から当事業所が浸水想定区域に含まれることになった(変更された)と指摘された。	⇒ 3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測 13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施 他

13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

◇解説・ポイント◇

・職員への災害に対する理解と関心を高め、全職員がいざというとき適切な判断と行動ができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時におけるべき行動等を内容とする防災教育を実施しましょう。

・土砂災害、洪水、高潮などの風水害や地震の発生を想定して、定期的な避難訓練を実施しましょう。

・早朝や夜間等、職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行いましょう。

・避難訓練には市町村の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施しましょう。

・地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、防災訓練を実施しましょう。

・訓練実施後は、実施内容や反省点等のふりかえりを行いましょう。

・特に、法人・施設・事業所における人材育成の観点から、地域における日常的な取組や関係づくりに、現場職員の参画を促しましょう。

【まずはチェック!】

	チェック
1 災害の種類に応じた防災教育を実施していますか(外部研修等への参加を含む)。	
2 災害の種類に応じた避難訓練を実施していますか。	
3 災害発生時間帯(特に夜間帯)を考慮した避難訓練を実施していますか。	
4 すべての職員が最低限の設備や消火器等を扱える訓練を行っていますか。	
5 入所者(利用者)が参加する避難訓練を実施していますか。	
6 関係機関や地域住民等にも避難訓練への参加や協力を呼びかけていますか。	
7 避難訓練実施後、内容や反省点等の振り返りを行っていますか。	
8 避難訓練に参加した職員や外部関係者(消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等)を含めて振り返りを行っていますか。	
9 外部関係者(消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等)から避難訓練に対する講評を得る機会がありますか。	
10 振り返りによって得られた内容は、計画に反映していますか。	

職員への防災教育では、計画の内容を一つ一つ確認していきます。また、グループホームは送迎がないので、併設のデイサービスや送迎マニュアルを参考に、乗車時の勉強会をしました。

こうした他事業所等が日常的に取り組んでいる知識や技術を学ぶことで、いざという時に役立つと考えています。(ヒアリング調査より)



職員への防災教育、人材育成事例 ①

「災害対策マニュアル」を作成&ブラッシュアップしている事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数(登録者数)	認知症 GH:18名 小規模多機能型居宅介護:29名
開設年月	2017(平成29)年3月
事業所の立地の特徴	浸水想定区域

【取組のきっかけ】

- 経験年数の少ない職員は、災害対応以前に、事業所内で起きるアクシデントを理解できなかつたり、発生後の対応がわからないことがあります。また、夜間帯には各フロア1人勤務となるので、全職員がバニックにならずに対応する必要があります。
- このように、**日常のケアで発生するアクシデントへの対応の理解と実践は、災害発生時にも展開できる**と考え、マニュアルにまとめました。

【マニュアルの概要】



資料はヒアリング調査協力事業所からの提供。

- 事業所をよくしていくために、休憩室にあるホワイトボードに、職員が気になっていることを自由に書きこめるようにしています(災害に限らない)。
- そこからヒントを得て、**すぐに取り組めること**から、対応策を考えています。
- 例:利用者が転倒したらどうしよう? → 頭以外も打撲していたらどうしたらいい? → キッチンだったら? 浴室だったら? → 夜間帯に1人だったら?

【効果】

- 経験年数の少ない職員が、**わからないことを質問**するようになりました!
- 作成したマニュアルは、**自助のマニュアルでもありつつ、地域住民が避難した場面にも対応できる内容**にもなっていました。

【参考:前頁の「避難訓練実施時の振り返りの内容(例)」に沿って振り返りを行う際の「避難訓練記録シート」(例)】

「今回」と「前回」の避難訓練の内容を記載し、比較する。
(※「前回」の訓練時の内容をコピー&貼り付け)

部屋番号	利用者氏名	避難方法	区分け
101	〇〇 〇〇	無いです	無いです
102	〇〇 〇〇	ベッド/相乗	無いです
103	〇〇 〇〇	ベッド/相乗	無いです
104	〇〇 〇〇	無いです	無いです
105	〇〇 〇〇	ベッド/相乗	無いです
106	〇〇 〇〇	無いです	無いです
107	〇〇 〇〇	無いです	無いです
108	〇〇 〇〇	ベッド/相乗	無いです
109	〇〇 〇〇	無いです	無いです
201	〇〇 〇〇	褥座、手引き	無いです
202	〇〇 〇〇	褥座、手引き	無いです
203	〇〇 〇〇	無いです	無いです
204	〇〇 〇〇	無いです	無いです
205	〇〇 〇〇	褥座、手引き	無いです
206	〇〇 〇〇	褥座、手引き	無いです
207	〇〇 〇〇	ベッド/相乗	無いです
208	〇〇 〇〇	褥座、手引き	無いです
209	〇〇 〇〇	ベッド/相乗	無いです

避難時の入所者(利用者)情報リスト
日付:2007/06/00時点

■今回
避難訓練日付: 20××/06/10
避難訓練時間(開始から終了まで): 9:00-10:00
天気: 晴
想定した自然災害: 大雨、台風
参加者数: 18名
入所者(利用者): 18名
職員: 6名
その他(消防、行政): 2名
合計: 26名
想定した避難場所: 上層(2階)
避難に要した時間: 33分
移動手段: 車椅子、徒歩

□前回
避難訓練日付: 20××/12/08
避難訓練時間(開始から終了まで): 9:40-10:45
天気: 曇り
想定した自然災害: 大雨
参加者数: 18名
入所者(利用者): 18名
職員: 4名
その他(民生委員): 1名
合計: 23名
想定した避難場所: 上層(2階)
避難に要した時間: 26分
移動手段: 車椅子、徒歩

「入所者(利用者)の避難情報」の内容をコピー&貼り付け

【避難訓練の振り返り(見直し・改善が必要なこと、など)】

見直し・改善が必要なこと

避難訓練の結果

①「避難訓練の結果」:
避難訓練実施後、参加した職員全員で振り返りを行う。気付いたことを自由に発言する(課題、よかったこと等)。
※外部関係者(消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等)からも講評をいただけたとありがたい。
②「見直し・改善が必要なこと」:
避難訓練に参加した職員全員で①をもとに「見直し・改善が必要なこと」を検討する。
③「対応策の検討日」:
②であげた「見直し・改善が必要なこと」の検討を具体的に1行日を決めて、避難訓練は終了。

④「対応策の検討日」:
「対応策の検討日」当日、②であげた「見直し・改善が必要なこと」の検討を行う。

⑤定期的に④「対応策の検討日」で議論したことを確認し、必要に応じて「非常災害対策計画」や避難訓練の見直しに反映させる。

対応策の検討日: 20××/06/16

行政や地域住民等と合同での避難訓練実施事例 ①

地域の自主防災会と合同で避難訓練を実施している事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数(登録者数)	認知症 GH:18名 小規模多機能型居宅介護:29名
開設年月	2017(平成29)年3月
事業所の立地の特徴	浸水想定区域



【取組のきっかけ】

- ・当事業所開設時から、自治会や民生委員の方と地域の情報交換をしたり、お互いの行事に参加したりしています。
- ・また、当事業所では、認知症カフェも行っており、そこに自治会の方が参加していただくことで、協力体制ができていたと感じています。
- ・2021年、市が手を挙げた県の「認知症災害時支援モデル事業」に地域、事業所として参加のお声かけをいただき、自主防災会と合同での避難訓練を行うこととなりました！

【避難訓練の内容】

- ・訓練は「台風の接近により水害が予想されるが、自宅での垂直避難ができず、市の避難所までの移動が難しい方を、自宅から当事業所まで避難させる」という内容です。
- ・自主防災会の方が、車いすの方や認知症の方の役を演じ、終了後、振り返りを行いました。



【効果】

- ・訓練を実施して災害時の対応の難しさを実感しました(道路がでこぼこして車いすを押しづらいい、避難者に靴を履かせるのは大変、認知症の方にどうやって声をかけたら安心してもらえないかわからない等)！



事業所外観の写真はヒアリング調査協力事業所からの許可を得て掲載。
訓練の写真は、認知症災害時支援モデル事業成果報告【あま市】 (https://www.pref.ahi.jp/uploaded/1ife/442889_1998323_mi.sc.pdf) より引用。

職員への防災教育、人材育成事例 ②

法人として「BCP・防災委員会」を設置し、事業所ごとの防災訓練を実施している事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数(登録者数)	認知症 GH:2ユニット(18名) 小規模多機能型居宅介護:29名 特別養護老人ホーム:29名
開設年月	2018(平成30)年7月
事業所の立地の特徴	特になし

【取組のきっかけ】

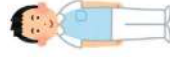
- ・防災対応力や、義務付けられている消防訓練の内容に、**事業所単位のばらつき解消に向けて、法人として「BCP・防災委員会」を設置**しました！

【取組の内容】

- ・「BCP・防災委員会」は、事業所ごとの防災訓練や研修のバックアップを行っています！
- ・遠路から通う職員がいること、職員や家族が被災することも想定して、事業所ごとにマニキュアを作成しました！
- ・その他に、物品購入費用に充てる行政からの補助金や必要な物品の準備(ポータブル電源や発電機等)に関する準備、情報共有を行っています。

「非常災害時の対応に関する研修」(法定研修)

優つくり事業本部
BCP・防災委員会



- ・「BCP・防災委員会」活動のおかげで、**全事業所の防災に関する意識が向上**しています！
- ・災害時に協力可能な職員数を把握するため、職員アンケート調査を実施し(利用している出勤手段、家庭の状況等)、**仮のシフトを組める**ようにしました！

資料はヒアリング調査協力事業所からの提供。

施設主導で、福祉避難所開設・運営訓練を行っている事例

【施設・事業所概要】

施設・事業所種別、定員数(登録者数)	特養:50名 シヨート:20名 デイサービス:15名
開設年月	1991(平成3)年4月
事業所の立地の特徴	特になし

【取組のきっかけ】

- ・東日本大震災から1年後の2012(平成24)年3月、国から、南海トラフ地震発生時、最大震度7、最大津波高34m、高知県には最短2分で津波が到達するとの被害予想を受けて、町全体で「津波犠牲者ゼロ」の取組が開始されました。
- ・2012(平成24)年度、当時の町長、健康福祉課長等とともに、東日本大震災で被災した施設、地域住民を受け入れた施設を視察し、福祉施設としての取組強化の重要性を感じました。
- ・2014(平成26)年度、町と福祉避難所の協定を締結しました。町内障害者施設での福祉避難所開設・運営訓練を皮切りに、当施設でも福祉避難所開設・運営訓練を行っています！

【避難訓練の内容】

- ・2021(令和3)年度から、独自の避難所開設・運営訓練を開始しました。
- ・訓練には、行政や社協、民生委員、当施設を避難先としている地区長等も参加しています。
- ・地域住民が避難してきたと想定し、利用者を避難してきた方、職員をその家族として、受付や避難場所への案内、医療的ケアの必要性等を聞き取り、情報集約する訓練を行っています



【効果】

- ・本当に災害が発生した際に迅速に動けるように、毎年訓練を行う重要性を認識しています！



写真、資料はヒアリング調査協力事業所からの提供。

【参考】「計画作成・見直しの手順チェックリスト」

- ・以下のチェックリストは、各ページに掲載した「まずはチェック！」の確認項目を1枚にまとめたものです。
- ・定期的に、見直しや改善が必要なことについて振り返りを行い、次回の避難訓練や「非常災害対策計画」の見直しにご活用ください。

【参考:まずはチェック!(一覧)】

1. 計画作成の目的	チェック
1 (新しく「非常災害対策計画」を作成する場合) 計画作成の目的をどのように位置づけますか。	
2 (すでに「非常災害対策計画」を作成済みの場合) 計画の目的を明記していますか。	
2. 計画の適用範囲	チェック
1 計画の対象となる入所者(利用者)の範囲を明確にしていますか。	
2 計画の対象となる職員の範囲を明確にしていますか。	
3 災害発生時に応援要請が可能な人数を確認していますか。(地域住民、団体・企業等)(外部の避難支援者)	
4 計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	
3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測	チェック
1 施設・事業所の立地条件について、定期的に確認していますか。 ※施設・事業所が浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)に該当している場合、「避難確保計画」の作成が義務付けられています。	
2 市町村等が作成している地域防災計画やハザードマップを定期的に確認していますか。	
3 建物の被災リスクや危険箇所について、定期的に把握・確認していますか。	
4 施設・事業所の立地環境や建物等の災害リスクについて、防災の専門家等から助言を得る機会がありますか。	

■風水対策、浸水対策		
1	長時間の浸水に備え、浸水しない高さのスペースや居室等があることを確認していますか。また、電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策をとっていますか。	
2	浸水対策として、通信手段や可搬式（ポータブル）自家発電設備を高い場所（2階以上の建物であれば2階以上）に置いていますか。	
3	定期的に、施設・事業所内の排水溝の点検を行っていますか。	
4	定期的に、施設・事業所内の樹木の剪定を行っていますか。	
5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理		チェック
1	入所者（利用者）情報や家族等の連絡先について、定期的に更新していますか。	
2	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法を定期的に確認・更新していますか。	
3	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法について、誰でもわかりやすい方法で表示をしていますか。	
6. 避難場所、避難経路、移動手段		チェック
■避難場所		
1	災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の避難場所を確保できていますか。（浸水被害、土砂災害、津波等）	
2	安全な避難先を確保し、避難先の了解を得ていますか。（市町村が指定する指定緊急避難場所については、確認不要）	
3	急激な災害に備えて、自施設・事業所内外に緊急的に一時避難が可能な安全な場所を確保できていますか。（急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けにくい高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する方法についても確認する）	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難場所の見直しを行っていますか。	
■避難経路		
1	想定している避難場所への避難経路を定めていますか。（立退き避難の場合、上階への避難の場合）	
2	定期的に、想定している避難経路上に危険箇所がないか確認していますか。	
3	避難場所までの避難経路図を作成していますか。	
4	想定している避難経路が危険な場合に備え、代替ルートを定めていますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難経路の見直しを行っていますか。	
■移動手段		
1	立退き避難をする際に、入所者（利用者）を搬送する車両は確保できていますか。	
2	施設・事業所のみでは車両が不足する場合、近隣住民や企業等に依頼を依頼できるような体制を整えていますか。	
3	避難先への搬送の際に、各車両への入所者（利用者）の割り振りは想定していますか。	
3	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、移動手段の見直しを行っていますか。	

4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）		チェック
■共通対策		
1	施設・事業所の設備等について、定期的な点検を行っていますか。	
2	災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができですか。	
3	複数の通信手段やバッテリーを確保していますか（電話、携帯電話、SNS、メール等）。	
4	不測の事態に備えて公衆電話の場所を確認していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、設備等の確認、見直しを行っていますか。	
■火災対策		
1	施設・事業所のすべての職員が、火災が発生した際の初動対応を理解していますか。また、手順とおりの行動ができるように訓練していますか。	
2	施設・事業所のすべての職員が消火器等の設置場所や扱い方を把握していますか。また、実際に扱えるように訓練していますか。	
3	消火設備（消火器、スプリンクラー等）の点検や更新を定期的に行っていますか。	
4	ガス機器や石油機器の点検や更新は定期的に行っていますか。	
■地震対策		
1	耐震化診断を受けていますか。その結果に基づいて補強を行っていますか。	
2	天井からの落下物対策を行っていますか。鎖等で補強していますか。（照明器具、壁掛け時計等）	
3	備品の転倒防止策を行っていますか。金具等で固定していますか。（机、キャビネット、ロッカー、書棚、冷蔵庫等）	
4	家電製品などの転倒・落下防止対策を行っていますか。	
5	高所に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
6	出入口や非常口、通路に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
7	窓ガラス等の飛散防止対策を行っていますか。	
8	門やブロック塀などの転倒防止や補強を行っていますか。	
■停電対策		
1	停電等で明かりを確保できない場合に備えて、懐中電灯、予備の電池、ヘッドランプ、ランタン等の準備はできていますか。	
2	停電等で水道が使えない時に備えて、必要最低限の飲料水や生活用水の備蓄はできていますか。	
3	停電時に備えて、非常用自家発電設備、可搬式（ポータブル）自家発電設備を整備していますか。	
4	非常用自家発電設備等で稼働可能な機器、稼働可能時間を把握していますか。	
5	非常用自家発電設備等の燃料確保について、事業者と協定等を結ぶなどの工夫を行っていますか。	
6	冬期の災害に備えて、石油ストーブ、毛布、携帯カイロ、防寒具等の準備はできていますか。	
7	停電時でも災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができるか、定期的に確認していますか。	

11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり	チェック
1 地域住民や地域の企業等に対して、災害時の応援要請を可能とする関係づくりに取り組んでいますか（外部の避難支援者の確保）。	
2 地域内の他法人と、災害時の応援体制や相互に協力できるような関係づくりに取り組んでいますか。	
3 防災研修や避難訓練等を行う際に、自治体（防災担当、高齢担当等）や消防等の関係者に参加を依頼していますか。	
4 自治体（都道府県や市町村）が行っている高齢者施設等の防災・減災対策の実施状況を確認していますか。また、積極的に活用していますか。	
5 避難訓練や実際の災害時対応を通じて、関係機関等との協力体制等に関する確認や見直しを行うことを計画に記載していますか。	
12. 備蓄品等の準備・確保	チェック
1 備蓄品に関する管理方法（担当者、更新期間、補充方法等）について定めていますか。	
2 施設・事業所の全入所者（利用者）と職員（併設・隣接事業所を含む）が最低3日間過ごせる程度の食料や飲料水を確保していますか。	
3 備蓄品の保管場所は、災害（浸水等）による影響を考慮して決めていますか。（例：高い場所に置く、2階以上に置く等）	
4 すべての職員が備蓄品の保管場所や使用方法を把握していますか。	
5 避難訓練や実際の災害時対応を通じて、備蓄品の確認や更新、見直しを行っていますか。	
13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施	チェック
1 災害の種類に応じた防災教育を実施していますか（外部研修等への参加を含む）。	
2 災害の種類に応じた避難訓練を実施していますか。	
3 災害発生時の時間帯（特に夜間帯）を考慮した避難訓練を実施していますか。	
4 すべての職員が最低限の設備や消火器等を扱える訓練を行っていますか。	
5 入所者（利用者）が参加する避難訓練を実施していますか。	
6 関係機関や地域住民等にも避難訓練への参加や協力を呼びかけていますか。	
7 避難訓練実施後、内容や反省点等の振り返りを行っていますか。	
8 避難訓練に参加した職員や外部関係者（消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等）を含めて振り返りを行っていますか。	
9 外部関係者（消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等）から避難訓練に対する講評を得る機会がありますか。	
10 振り返りによって得られた内容は、計画に反映していますか。	

■避難完了までの所要時間	
1 入所者（利用者）一人ひとりの避難方法に基づいた一時避難場所までの所要時間を確認していますか。また、それを踏まえた避難方法の見直し等を計画に記載していますか。	
2 立退き避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。	
3 上階への避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。	
7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方	チェック
1 災害の種類や程度に応じて避難を開始する時期や基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。	
2 夜間帯や暴風時等における避難開始の判断基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。	
3 入所者（利用者）の負担を考慮した避難手順等を検討していますか。 例：持ち出し品のみを車に積み込んだり、避難先に先に移送する、入所者（利用者）の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等	
4 避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難開始時期や判断方法の見直しを行っていますか。	
8. 災害に関する情報収集、整理	チェック
1 情報収集担当者を決めていますか。	
2 災害発生の際があるときに、どの機関からどのような情報を収集するか明確にしていますか。	
3 収集した情報を職員間で共有する仕組みを整えていますか。	
4 避難訓練や実際の災害時対応を通じて、情報収集方法や情報共有方法の見直しを行うことを計画に記載していますか。	
9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理	チェック
1 災害発生時の職員の役割を明確化していますか。また、すべての職員がそれぞれの役割を理解できるような取組（周知や訓練等）を定期的に行っていますか。	
2 統括責任者やリーダーが不在時に備え、代理者を決めていますか。	
3 夜間帯など職員数が少ない時間帯での対応手順等を定めていますか。	
4 災害の種類や程度に応じた職員の参集基準を定めていますか。	
5 夜間や休日における避難支援要員の確保策を検討していますか。	
6 通所事業所を併設している場合、休業等の基準を定めていますか。	
7 避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員の役割分担や参集基準等の確認、見直しを行っていますか。	
10. 連絡体制の整備	チェック
1 速やかに職員への連絡が可能な方法を整えていますか。	
2 速やかに市町村や消防その他の防災機関等に連絡できるよう、一覧表を作成していますか。	
3 職員や入所者（利用者）家族の連絡先を定期的に確認していますか。	
4 避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員や入所者（利用者）、家族、関係機関への連絡方法を定期的に確認、見直ししていますか。	

(土砂災害の前兆現象)

崖崩れ	<ul style="list-style-type: none"> 崖からの水が濁る 崖の斜面に亀裂が入る 小石がばらばら落ちてくる 崖から異常な音がする
土石流	<ul style="list-style-type: none"> 山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあり音が聞こえる 雨が降り続けているのに川の水位が下がる(鉄砲水の前兆) 川の水が急に濁ったり、流木が混ざる 異常な匂いがする(土の腐った匂い、きな臭い匂い等)
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> 地面にひび割れができる 穴や井戸の水が濁る 斜面から水が吹き出す 電柱や塀が傾く

- 風雨の激しい段階では、見回りを一時控えるなど、職員の安全にも配慮しましょう。
- 【職員の招集・参集(入所・入院施設)】
- 夜間や休日の際は、招集・参集基準に基づき、職員に招集・参集をしましょう。あわせて、総括責任者(代行者)が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。
- 連絡がとれなかった職員があった場合には、連絡担当者に報告しましょう。その職員には、連絡担当者が引き継ぎ、連絡をとりましょう。
- 【担当業務内容の確認や準備】
- 災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などをしましょう。
 - ・情報収集、連絡担当班(気象情報の継続確認、市町村や都道府県、防災関係機関からの情報収集など)
 - ・救護班(救護搬運用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等)
 - ・避難誘導班(鉢植え、物干し等飛ばされそうな物の室内移動、土嚢の準備、火の元の点検、発電機の手配、避難場所、経路・場所の確認等)
 - ・物資班(備蓄品の高い場所への移動、非常用持ち出しセットの確認等)
- 【職員や入所者(利用者)への周知】
- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化を図られるよう、ホワイトボードや掲示板に気象情報などを記入しましょう。
- 災害についての正確な情報を伝えて入所者(利用者)の動揺・不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。
- 【施設の休業判断(通所・通院施設)】
- 収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をしましょう。
 - その日の利用者があらかじめ特定できる施設や通院の施設については、利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。
 - サービスや診療の開始後に休業決定した場合の利用者の帰宅方法や家族に対する引受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断しましょう。
 - 家族への引渡しは、家族等の判断で連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。

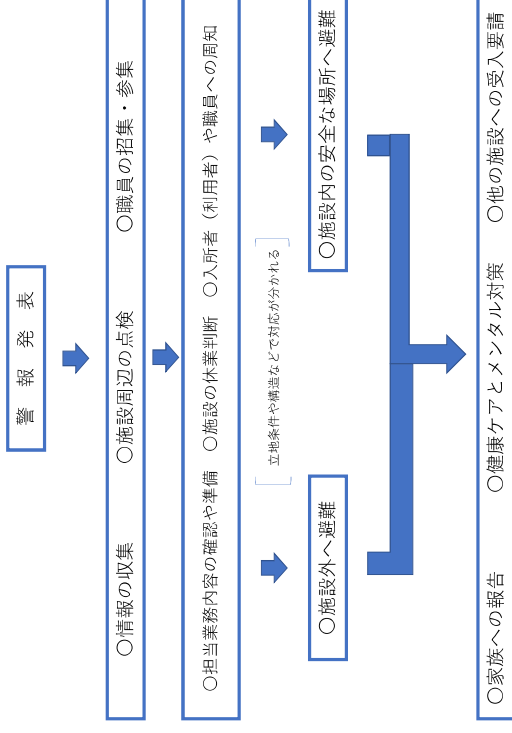
IV. 災害時の対応(行動手順) 37

利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や行動をとってください。なお、施設の規模、形態、形態、利用者の状態等により、対応や行動内容が異なるので、当該施設の状態に応じた行動手順を定めておきましょう。

1. 風水害、土砂災害

気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができていける災害です。

【非常災害時の行動手段】



【情報の収集】

- テレビやラジオ、インターネットなどによる大雨や台風に関する気象情報に注意しましょう。
- 警報は急に発表されることも多いため、常時、気象情報に気をつけましょう。

【施設周辺の点検】

- 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意しましょう。

37 鹿児島市「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き(改訂版)」,2022(令和4)年12月、(http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaijro/jigyosha/documents/hijousa_igaitaisakutebiki.pdf)を参考に作成。

＜風水害時のチェックシート＞

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発令された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにする。

	対 策 方 法
風 水 害 対 策	<input type="checkbox"/> 警報等が発令された場合] [指示体制の周知と情報伝達] <input type="checkbox"/> 情報の収集と防災対策のための職員参集 (情報連絡班) <input type="checkbox"/> 市担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備 <input type="checkbox"/> 指示体制の一本化と職員への周知 <input type="checkbox"/> 入所者 (利用者) 及び職員への定期的な情報提供 (及び緊急避難時の冷静な行動指示) <input type="checkbox"/> 初動体制の準備 (避難方法の確認・警戒体制の準備)
	[役割分担別の準備・確認] <input type="checkbox"/> 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック (消火班) <input type="checkbox"/> ライフラインや食事等の設備点検 (応急物資班) <input type="checkbox"/> ガラスの破損・備品転倒・タンクの水・油漏れがないかを点検 (避難誘導班) <input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、入所者 (利用者) の健康状態把握 (教護班) <input type="checkbox"/> 備蓄食料・機材の点検と不足物資の補充・生活用品の被災からの保護 (応急物資班) <input type="checkbox"/> 入所者 (利用者) の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認 (避難誘導班)
	[安全対策の実施] <input type="checkbox"/> 状況別の避難先の選定 (施設内、施設外の避難所等) <input type="checkbox"/> 避難時の適切な服装 (防寒具・ズック・長靴・ヘルメット等)、移動手段準備 <input type="checkbox"/> 避難手段、避難経路、避難方法、避難名簿の作成 <input type="checkbox"/> 避難予想に基づき家族等への引き継ぎの要否判断
	[災害発生時の対応] [避難手段と経路選択] <input type="checkbox"/> 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づき災害予測と避難の必要性を判断 <input type="checkbox"/> 入所者 (利用者) が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性を判断 <input type="checkbox"/> 防災対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応
	[避難誘導] <input type="checkbox"/> 避難先と避難経路の選択 <input type="checkbox"/> 避難時、避難場所、避難生活での入所者 (利用者) の安全と健康管理への注意 <input type="checkbox"/> 避難が不要な場合]
	<input type="checkbox"/> 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して入所者 (利用者) の安全確保を実施 <input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた救急措置と病院への移送
	[安全点検の実施] <input type="checkbox"/> 施設、設備の点検と清掃の実施 <input type="checkbox"/> 施設が使用不能となった場合]
	<input type="checkbox"/> 入所者 (利用者) を家族等へ引継ぎ依頼、他の施設等への受入依頼 <input type="checkbox"/> [その他 (各施設における対策)]
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

【避難】

- 市町村や都道府県の防災担当課、消防その他の防災関係機関から避難に関する情報を得たときや施設周辺で少しでも異常現象を見つけたときには避難を決定しましょう。
- 市町村の防災関係係等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入力し、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- 浸水や土砂災害のおそれがある場合に施設内で避難するときは、できるだけ高層階に垂直避難しましょう。この場合、食料等の備蓄品も一緒に高層階に搬送します。
- 市町村からの避難準備情報が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市町村の防災担当課等に確認しましょう。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口を選び、落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し、パニック防止に努めましょう。
- エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。
- プレーカーの切断など、二次災害発生の防止措置をとりましょう。

＜老人福祉施設＞

・寝たきりの方や介助の必要な方が入所する施設については、避難時に一人の利用者の避難に複数の職員と相当な時間を要とすることから、早い段階で避難の判断をするようにしましょう。

＜医療施設＞

・医療施設では、重症患者から軽傷患者まで、様々なバターンがあることから、それぞれの対応 (移送手段、移送先 (特に人工透析患者、難病等の慢性疾患患者) 等) を検討しておきましょう。

【家族への報告】

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者 (利用者) と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者 (利用者) の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の体調が著しい入所者 (利用者) に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

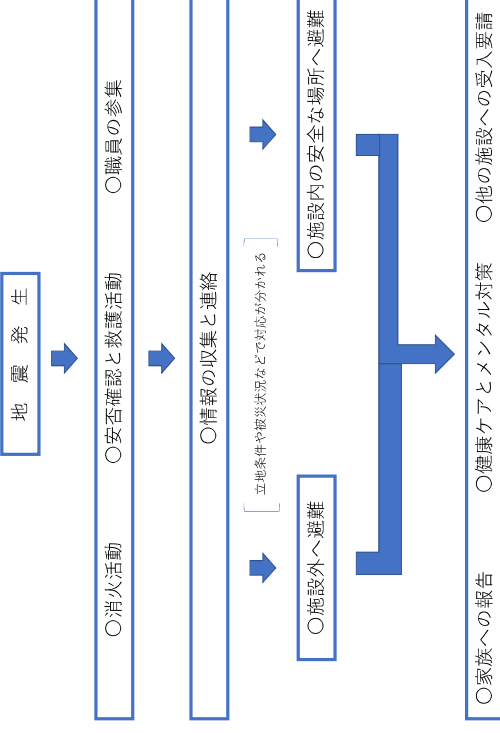
【他の施設等への受入れ要請】

- 施設の被災や避難勧告の継続等により、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者 (利用者) を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者 (利用者) の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

2. 地震

風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害です。

【非常災害時の行動手段】



【消火活動】

- 火元付近にいる職員は、揺れが収まったらずぐに「火の始末」をすとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止しましょう。
- 出火を発見したら、揺れが収まり次第、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、入所者（利用者）の避難が必要かどうか、判断しましょう。

【職員の参集】

- 職員は自身と家族の安全が確保された後、参集基準により、自発的に参集しましょう。
- 夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

【安否確認と救護活動】

- 直ちに入所者（利用者）、職員の安否を確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【情報の収集と連絡】

- 施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。
- テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の震源地や規模、余震、津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。

- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入しましょう。

- 災害の正確な情報を伝えて、入所者（利用者）の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

- 施設が被災した場合には、消防や市町村の防災担当課等に応援を要請するとともに、必要な指示をうけましょう。また、施設の被災状況は、市町村の高齢福祉担当部署にも速やかに連絡しましょう。

【施設の休業判断】

- 収集した情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をしましょう。
- その日の利用者があらかじめ特定できない施設や通院の施設については、利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。
- サービスや診療の開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族に対する引受けの要請については、状況等を十分考慮し、判断しましょう。
- 家族への引渡しは、家族等の判断で連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。

【避難】

- 避難先や避難経路の安全を確認しましょう。
- 避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市の防災担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。
- エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。
- プレーカーの切断など、二次災害発生防止措置をとりましょう。
- 余震についても十分注意しましょう。

【家族への報告】

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者（利用者）と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者（利用者）の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の要請が著しい入所者（利用者）に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

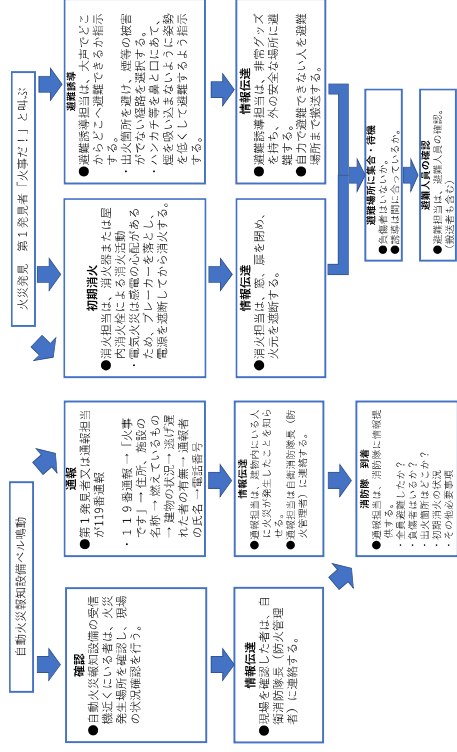
【他の施設等への受入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者（利用者）を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。

3. 火災

常日頃から注意をはらい、いざという時に備えておく必要がある災害です。

【非常災害時の行動手段】



【通報連絡】

- 自動火災報知設備のベルが鳴り出した場合は、受信盤で出場所の確認を行い、直ちに119番通報をしましょう。
- 現場確認者は、消火器、連絡のための携帯電話を携行し、現場状況の確認をしましょう。
- 自動火災報知設備のベルが鳴り出す前に、火災発見者等から火災の連絡を受けた時も、直ちに119番通報をしましょう。
- 自動火災報知設備のベルが鳴り出したり、火災発生を確認したら、館内放送等により火災が発生したことを知らせましょう。
- 総括責任者（代行者）及び関係者への火災発生時の連絡をしましょう。
- 自動火災報知設備の受信盤により、火災発生場所が確認できたら、安全な避難経路の検討、確認をしましょう。
- 119番通報の際、燃えているもの、燃焼範囲、逃げ遅れた者の有無等把握できない場合でも通報し、状況を確認でき次第、随時通報するようにしましょう。

【消火活動】

- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始しましょう。また、消火班は、館内の消火器を集め、それを持って現場へ向かいます。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、入所者（利用者）の避難が必要か、どうか判断しましょう。
- 消火活動を行うとともに、窓、扉、防火戸や防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止を行います。

- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者（利用者）の配属事項等をきちんと伝えましょう。

＜地震時のチェックシート＞

予期せずして発生した地震により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにする。

	対策方法
地震発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 立地条件と災害予測 <ul style="list-style-type: none"> 地盤・地形などの立地環境と起こりうる災害予測の確認 平時な対応（地震発生時の情報） <ul style="list-style-type: none"> 伝言ダイヤル・携帯メールなどによる外部との連絡・連携・広播要請 二次災害の恐れがある場合には、予防策を実施（エレベーターの切断など） 安全確認 <ul style="list-style-type: none"> 入所者（利用者）の安全及び負傷程度の施設長（総括責任者）への報告（救護準備） 防火活動 <ul style="list-style-type: none"> 火元の点検やガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む） 消火活動 <ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の消火作業、消防署への連絡・避難指示（エレベーターの使用中止を指示） 救助活動 <ul style="list-style-type: none"> 建物内等に備えて非常用出口を開放（確保） 負傷者の有無確認、応急手当の実施、安全な場所へ誘導 負傷者を付近の病院等へ移送 情報の収集等 <ul style="list-style-type: none"> 施設被害の全体の把握と周辺の被災情報を収集 入居者等の動向を静め、冷静な対応を指示し、市災害対策本部などから情報収集 職員や職員家族の安全を確認 招集・参集基準に基づき職員への連絡 避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> 市町村災害対策本部等の情報をもとに、総括責任者において入所者（利用者）の避難の要否判断 入所者（利用者）への避難誘導連絡と避難誘導班への避難手続指示（色区分等を利用） 担架・車いす・スリッパ・ヘルメット・ロープ・フラカード・ゼッケン等必要品の準備 入所者（利用者）の健康ケア、PTSD対策、体調不良者の協力施設等への入所依頼 避難が不要な場合 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して入居者の安全確保を実施 負傷の状況に応じた救急措置と病院への移送 夜間における対応 <ul style="list-style-type: none"> 夜勤者は、入所者（利用者）の安全確認と負傷者の救護（応急措置）を実施 施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置 他職員は、参集基準に基づき、対応をする。 施設が使用不能となった場合 <ul style="list-style-type: none"> 入所者（利用者）を家族等へ引継依頼 他の施設等へ受け入れ依頼 スタッフの疲労蓄積による怪我、病気の二次災害に注意 避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施 その他（各施設における対策）

＜火災時のチェックシート＞

予期せずして発生した火災により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにする。

	対 策 方 法
火災発生時の対応策	[平静な対応] <input type="checkbox"/> 伝言ダイヤル・携帯メールなどによる外部との連絡・連携・連携要請 <input type="checkbox"/> 二次災害の恐れがある場合には、予防策を実施（ブレーカーの切断など） <input type="checkbox"/> 否認 <input type="checkbox"/> 入所者（利用者）の安否及び負傷程度の施設長（総括責任者）への報告（教養準備） <input type="checkbox"/> 防火活動 <input type="checkbox"/> 火元の点検やガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む） <input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 火災発生時の消火作業、消防署への連絡・避難指示（エレベーターの使用中止を指示） <input type="checkbox"/> 救護活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の有無確認、応急手当の実施、安全な場所への誘導 <input type="checkbox"/> 負傷者を付近の病院等への移送 <input type="checkbox"/> 情報の収集等 <input type="checkbox"/> 施設被害の全体像の把握 <input type="checkbox"/> 入所者（利用者）の動揺を静め、冷静な対応を指示し、従業員などから情報収集 <input type="checkbox"/> 入所者や職員家族の安否を確認 <input type="checkbox"/> 参集基準に基づく職員への連絡
	[避難誘導] <input type="checkbox"/> 火災状況の情報をもとに、総括責任者等において入所者（利用者）の避難の要否判断 <input type="checkbox"/> 入所者（利用者）への避難誘導連絡と避難誘導班への避難手順指示（区分等を利用） <input type="checkbox"/> 担架・車いす・スリッパ・ヘルメット・ロープ・ブランク・ゼッケン等必要品の準備 <input type="checkbox"/> 入所者（利用者）の健康ケア、PTSD対策、体調不良者の協力施設等への入所依頼 <input type="checkbox"/> 避難が不要な場合 <input type="checkbox"/> 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して入所者（利用者）の安全確保を実施 <input type="checkbox"/> 負傷の状況に応じた救急措置と病院への移送
	[夜間における対応] <input type="checkbox"/> 夜間には、入所者（利用者）の安否確認と負傷者の救護（応急措置）を実施 <input type="checkbox"/> 施設の被災状況を確認し、安全なスペースへの移動が必要な場合の応急措置 <input type="checkbox"/> 他職員は、参集基準に基づき、対応する <input type="checkbox"/> 施設が使用不能となった場合 <input type="checkbox"/> 入所者（利用者）を家族等へ引継依頼 <input type="checkbox"/> 他の施設等へ受入依頼 <input type="checkbox"/> スタッフの疲労蓄積による怪我、病気の二次災害に注意 <input type="checkbox"/> 避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施
	[その他（各施設における対策）] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【避難誘導】

- 火災が発生した場合、直ちに避難誘導を行うかどうかについては、火災の規模や発生場所等により違いため、統括管理者（代行者）は、出火場所や火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ短時間で判断し、責任を持って避難誘導の開始を指示しましょう。
- 火災が発生したときは、入居者等を一時的に安全な場所に移し、火災の状況により避難が必要な場合は、順次、屋外へ避難しましょう。
- 避難時は、火元に近い者を優先し、次に火元の直上階の者を優先しましょう。
- 上記の者以外に、避難に介助の必要な方も考慮しましょう。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口を選び、落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し、パニック防止に努めましょう。
- エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- 負傷者及び逃げ遅れた者についての情報を得たときは、直ちに統括責任者（代行者）に連絡しましょう。
- 避難終了後、速やかに入所者（利用者）、職員の人員点呼を行い、逃げ遅れの者の有無を確認し、統括責任者（代行者）に報告しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【職員の参集】

- 参集基準に基づき、職員に参集を求めましょう。あわせて、総括責任者（代行者）が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。
- 夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

【家族への報告】

- 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者（利用者）と施設の状態を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者（利用者）の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の支調が著しい入所者（利用者）に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な場合は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

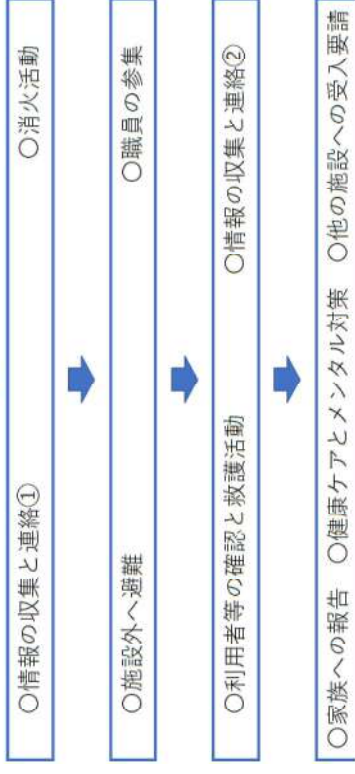
【他の施設等への受入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者（利用者）を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者（利用者）の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

4. 津波

地震発生に伴い、起こりうる災害です。地震が離れた地域で発生し、各自自治体に地震災害が起こらなくとも、津波災害が起こることがあります。いざというときに備えておく必要がある災害です。

【非常災害時の行動手段】



【情報収集と連絡①】

- 津波警報が発令されたら、到着予想時間まで時間があるとしても、早まることもありません。なるべく早く、避難指示の連絡をしましょう。
- 正確な情報を伝えて、入所者（利用者）の動揺や不安を解消するとともに、早めに避難行動をとりましょう。
- 津波注意報が発令されたら、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる津波情報に注意しましょう。
- 津波注意報であっても、満潮時刻と重なると、波の奥など津波が高くなりやすい場所や低地では、浸水の被害が発生する恐れがあります。気象庁や防災関係機関などからも情報を収集しましょう。
- 安全な避難場所の確保が困難な地域にあっては、緊急的・一時的な避難のため、市町村が指定している津波避難ビルを活用しましょう。

【消火活動】

- 避難まで時間的余裕があり、可能な場合は、「火の始末」やガスの元栓を閉めるなど二次災害の防止をしましょう。

【避難】

- 避難先や避難経路、避難の方法を確認しましょう。
- 津波警報が発令されたから、津波到達まで時間が短い場合もあります。避難方法や移動手段など検討して決めておきましょう。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。
- 可能であれば、ブレーカーの切断など、二次災害発生防止措置をとりましょう。
- 津波警報が発令されたら、到着予想時間まで時間があるとしても、早まることもありません。なるべく早く、近くの3階以上の大きな建物の3階以上部分か、または津波避難ビルに指定されている建物へ避難してください。

【職員の参集】

- 施設近辺に在在の職員は、家族の安全が確保され、避難まで時間的余裕がある場合は、参集基準により、自発的に参集しましょう。
- 参集場所は、避難所等になることもあるので、職員への連絡方法を決めておきましょう。
- 夜間の場合、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努めましょう。

【入所者（利用者）等の確認と救護活動】

- 直ちに入所者（利用者）、職員が避難しているか確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【情報の収集と連絡②】

- 市町村の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況など必要な情報を収集しましょう。
- 正確な情報を伝えて、入所者（利用者）の動揺や不安の解消に努めましょう。
- 職員にも正確な情報を伝えて、職員間で十分な意味疎通や情報の共有化を図れるようにしましょう。

【家族への報告】

- 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者（利用者）の状況を伝えましょう。
- 家族への引渡しは、家族等の判断で連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで入所者（利用者）や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者（利用者）の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい入所者（利用者）に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者（利用者）を他の施設等で受け入れてもらうようにしよう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者（利用者）の配慮事項をきちんと伝えよう。

參考資料



「非常災害対策計画」

【補足説明】

※「該当(○)」欄は、「非常災害対策計画」と「避難確保計画」をはじめ他の計画と一体的に作成する場合ご活用ください。

<他の計画と一体的な作成内容>

消防計画	対象となる災害	想定区域	対象となる水害または対象となる土砂災害を引き起こす自然現象	該当(○)	該当時期(年月)	備考
	水害(洪水、内水、高潮、津波)	洪水浸水想定区域 雨水出水浸水想定区域 高潮浸水想定区域 津波災害警戒区域	洪水 内水 高潮 津波	- - - -	- - - -	- - - -
	土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域	がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) 土石流 地すべり(地滑り)	- - -	- - -	- - -
	業務継続計画 その他の計画等 その他の計画等			- - -	- - -	- - -

V. 記入様式(記入例)

【「非常災害対策計画」記入様式ご活用にあたって】

※本記入様式における各項目は、本手引き_Ⅲ、Ⅳ(p.10~63)に対応しています。

※「記入様式(Word形式)」:弊所HPで別途公開している「記入様式(Word形式)」をダウンロード可能です。「記入様式(Word形式)」は、各施設・事業所の計画の作成状況、立地条件、他の計画との一体的な作成状況等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

※「記入例」:本事業で実施したヒアリング調査にご協力いただいた施設・事業所等がすでに作成している「非常災害対策計画」等の記載内容をもとに、各項目の「記入例」を記載しています。参考であることをご了承のうえ、各施設・事業所が「非常災害対策計画」作成・見直しの参考にしてください。

法人名	社会福祉法人〇〇	種別	〇〇
代表者	〇〇 〇〇	管理者	〇〇 〇〇
所在地	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇 〇〇
計画作成年月日 (改定年月日)	R6.4.1 非常災害対策計画作成		

3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

本手引き：Ⅲ-3(p.11 参照)

- 施設・事業所の立地場所（周囲の環境）によって、予測する必要のある災害も異なります。施設・事業所がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるかをしっかり把握しましょう。
- 各市町村が作成する地域防災計画やハザードマップ等を入手したり、消防署や地域に長く住む住民の方から話を聞いたりして、施設・事業所の立地条件について確認しておきましょう。

【補足説明】

※実際の「記入様式」では、各施設の立地状況に応じて必要と考えられる項目を記入してください。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- 川沿いに立地している施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
海拔	▲▲m
河口川までの距離	○○m
浸水深	△△m
過去の浸水状況（参考）	昭和××年××台風では当該施設の立地場所で▲▲mの浸水深が3日間続いたとのこと（区長さん）。
注意事項	大雨の際、当該施設の道階は低く、浸水してしまうので、予測できる水害の場合、とにかく早く移動すること（消防署の方）。

- 土砂災害警戒区域に立地している（山が近くにある）施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
土砂崩れ等予想箇所	2か所（施設南側、西側）
過去の土砂崩れ等の状況（参考）	・昭和××年◎地震で、施設南側の山が崩れた経験あり。 ・昭和××年□□台風で、施設西側の山が崩れた経験あり（いずれも消防署の方）。
注意事項	・地震の場合、南側から離れた場所に移動する。 ・大雨の際は、とにかく早くに他の施設に避難する（消防署の方）。

1. 計画作成の目的

本手引き：Ⅲ-1(p.10 参照)

- 施設・事業所の立地条件や利用者特性、運営方針と整合性を保ち、計画作成の目的を記載します。
- 高齢者施設・事業所に義務づけられている「非常災害対策計画」「消防計画」のほか、浸水や津波、土砂災害等の災害警戒区域等に立地する場合には「避難確保計画」も含めた一体的な作成が効果的です。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- この計画は、災害時における入所者（利用者）及び職員の円滑かつ安全な避難を行うことを目的に作成する。
- 災害の危険が迫っている時、また災害が起きてしまった時に、的確な判断と落ち着いた行動を取ることが求められるため、水害時、地震発生時及び二次災害の拡大防止を目的に、本計画を作成する。

2. 計画の適用範囲

本手引き：Ⅲ-2(p.10 参照)

- この計画の適用範囲を記載します。
- 適用対象とする入所者（利用者）数について、日中・夜間帯別に記載します。
- 適用対象とする職員数について、日中・夜間帯別に記載します。
- また、地域住民のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、災害発生時に応援要請が可能な人数を確認しておきます。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- 対象となる利用者の範囲：
 - この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び関係するすべての者（家族等）に適用するものとする。
 - 職員、施設利用者の主な状況は下表のとおり。

人数	
昼間・夜間	休日
利用者	利用者
施設職員	施設職員
昼間 9名	昼間 4名
夜間 9名	夜間 2名
	休日（平日と同じ）
	休日（平日と同じ）

- 対象となる災害の範囲：
 - この計画は、火災、地震、台風や長雨による風水害等の諸災害に対応するものとする。

4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）

本手引き：Ⅲ-4(p.14 参照)

- 施設・事業所の設備の理解、安全対策をふまえて、入所者（利用者）の適切な避難方法や避難場所、避難を開始するタイミングや判断の考え方を検討しましょう。
- 災害発生時には、建物等の損傷や家財の転倒、ガラスの飛散などが発生する可能性があります。日頃からの安全対策を心がけましょう。
- 停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を利用して情報収集することになります。こうした状況に備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。

【補足説明】

※Excelシート「01.施設・事業所内の設備チェックリスト」、「02.施設・事業所内の安全対策チェックリスト」、「03.施設・事業所周辺の安全点検リスト」を活用するイメージで記入例を作成しています（本手引き p.15～16）。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- 共通対策：
 - 各種チェックリストを活用し、上記建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策を行う。
 - 建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策の時期は、年2回（9月、1月）とする。
 - 定期点検及び安全対策の結果をもとに、改善に向けた対応を行う（定期点検及び安全対策実施日から2週間以内を検討を開始する）。
 - 2か月に1回、複数の通信手段やバッテリーの動作確認を行う（電話、携帯電話、SNS、メール等）。
- 火災対策：
 - 2か月に1回、消火設備（消火器、スプリンクラー等）の点検を行う。
 - 2か月に1回、ガス機器や石油機器の点検を行う。
- 地震対策：
 - 2か月に1回、天井からの落下物防止対策の状況を確認する（照明器具、壁掛け時計等）。
 - 2か月に1回、備品等の転倒防止策の状況を確認する（机、キャビネット、ロッカー、書棚、冷蔵庫等）。
 - 2か月に1回、家電製品などの転倒・落下物防止対策の状況を確認する。
- 停電対策：
 - 2か月に1回、懐中電灯、予備の電池等の準備、使用可能かどうかを確認する。
 - 2か月に1回、飲料水や生活用水の備蓄状況、期限を確認する。
 - 年2回（9月、1月）、石油ストーブ、毛布、携帯カイロ、防寒具等の準備状況を確認する。
- 風水害対策、浸水対策
 - 2か月に1回、電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策として、備蓄品を確認する。
 - 2か月に1回、通信手段や可搬式（ポータブル）自家発電設備を高い場所（2階以上の建物であれば2階以上）に置いているかを確認する。
 - 2か月に1回、事業所内の排水溝の点検、樹木の剪定状況を確認する。

<その他の記入例>

●海沿いに立地している施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
海抜	▲▲m
海までの距離	〇〇m
浸水深	△△m
過去の津波到達までの時間（参考）	昭和××年◎地震では▲▲分で津波が到達したとのこと（消防署の方）。
要注意事項	当事業所立地場所より南側の方が高い地形のため、避難の際は南側に向かって逃げることを心得る（消防署の方）。

●市街地に立地している施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
海抜	▲▲m
〇〇川までの距離	〇〇m
浸水深	△△m
過去の浸水状況	・昭和××年〇〇豪雨、当施設南200mのマンホールから水が溢れ、当施設の立地場所一帯が浸水したことあり（消防署の方）。
要注意事項	・大雨の際は、とにかく早めに他の施設に避難する。 ・浸水の危険があるので、重要なものは高いところに保管する（いずれも消防署の方）。

※ハザードマップは「6. 避難場所、避難経路、移動手段」に掲載しているため、本ページでは掲載略。

6. 避難場所、避難経路、移動手段

本手引き:Ⅲ-6(p.19 参照)

- ・災害の状況や施設の立地、利用者の状態像等を勘案し、複数の避難場所、避難経路、移動手段を検討、確保しましょう。
- ・気象台や市町内の防火部局等から施設・事業所の立地や安全な避難経路等に関する情報を入力し、安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- ・利用者の避難方法の確認・更新に伴い、各避難場所への避難を想定した移動時間の計測を行いましょう。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例①>

- 避難場所、避難経路：
 - ・避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は、1~2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立ち退き避難とする。)
 - ・避難場所 (1) の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所 (2) 久慈東高等学校に向かう。
 - ・逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所 (1) まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所 (3) (4) のいずれか先に避難する。(浸水区域外への移動を優先する)
 - ・避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。
 - ・避難場所 (1) 元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。
 - ・日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。



出典：「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」（平成 31 年 3 月 第 3 版、内閣府）、「特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさまグループホーム ひだまり」洪水時の避難確保計画」より引用。

- 避難誘導：
 - ・避難先までの移動手段は以下のとおりとする。

名称	移動距離	移動手段
避難場所 (1) 元気の泉	2700m	車両 2~3 台
避難場所 (2) 久慈東高等学校	3800m	
避難場所 (3) 天神堂公民館	500m	
避難場所 (4) 寺里公民館	1700m	
屋内安全確保	—	

5. 入所者 (利用者) の避難方法に関する情報整理

本手引き:Ⅲ-5(p.17 参照)

- ・入所者 (利用者) の状態像の変化、利用者の入れ替わり等をふまえて、定期的に利用者の避難方法に関する情報を確認、更新しましょう。
- ・消防や近隣住民などが避難の応援にきた際に、一目で入所者 (利用者) 一人ひとりの避難方法が分かるようにしておくことが重要です。
- ※「避難時における入所者 (利用者) の安全確保」という点に照らして、本手引きでは入所者 (利用者) の避難方法に特化した情報整理を重視して記載しています (「避難先でのケアの継続に必要な情報」は、記載していません)。

【補足説明】

※Excelシート「04_避難時の入所者(利用者)情報リスト」を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.18)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- ・定期的に入所者 (利用者) の避難方法に関する情報を確認し、「避難時の入所者 (利用者) 情報リスト」に整理する。
- ・確認 (更新) 時期：以下に該当する時期の 2. 週間以内に行う。
 - 一入所者 (利用者) の入れ替わり後
 - 一介護変更後等
- ・確認時期の情報をもとに、非常災害対策計画、避難訓練の内容の見直しを検討する。
- ・あわせて、入所者 (利用者) 居室ドアに貼ってある避難情報に関するシールも張り替える (避難方法に関する情報収集から 1 週間以内)。

部屋番号	利用者氏名	避難方法	色分け
101	〇〇 〇〇	車いす	黄色
102	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤
103	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤
104	〇〇 〇〇	車いす	黄色
105	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤
106	〇〇 〇〇	車いす	黄色
107	〇〇 〇〇	車いす	黄色
108	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤
109	〇〇 〇〇	車いす	黄色
201	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青
202	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青
203	〇〇 〇〇	車いす	黄色
204	〇〇 〇〇	車いす	黄色
205	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青
206	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青
207	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤
208	〇〇 〇〇	独歩、手引き	赤
209	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤
合計		独歩、手引き 車いす ベッド/担架	5 7 6 18

7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方

本手引き：Ⅲ-7(p.23 参照)

- ・ニューズや市町村の防災部局等から避難に関する情報を入手したときや、施設・事業所及び周辺で普段と異なる状態を発見したとき等、早めに避難を開始できるよう、避難開始時期や判断基準を定めておきましょう。
- ・早朝や夜間帯等、職員数が少ない時間帯でも、すべての職員が同じ判断と行動ができるよう、施設・事業所でルールを定めて共有し、定期的に確認しましょう。

【補足説明】

※実際の「記入様式」では、災害の種類に応じて必要と考えられる項目を記入してください。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- 【避難を開始する時期、判断基準】浸水被害の場合：

- ・避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）が出された場合。
- ・大雨警報が続き、〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒情報が発令された場合。
- ・〇〇川（〇〇地点）の堤防の水位上昇時間間隔が、前の3時間と比較して短くなったことを確認した場合。

- 【避難を開始する時期、判断基準】土砂災害被害の場合：

- ・避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）が出された場合。
- ・大雨警報が続き、〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒情報が発令された場合。
- ・近隣の河川が短時間で危険水位を超え、強い雨が降り続けている場合。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例②>

- 避難場所：

- (1) 火災時：第一避難場所（車庫前）
第二避難場所（◎◎集会所）
- (2) 水害時：第一避難場所（▲▲老人ホーム）
第二避難場所（□□老人ホーム）
- (3) 地震時：第一避難場所（車庫前）
第二避難場所（◎◎集会所）

※大地震発生時：施設が使用できないような壊滅的な大被害をもたらす大災害時に一時的に集合する場として近くの公園等を指定しておく。

- 移動時間に要する時間の計測、非常災害対策計画及び避難訓練への反映
・各種災害の避難訓練時、各避難所までの移動時間を計測し、「避難訓練記録シート」に記入する。

9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理

本手引き：Ⅲ-9(p.28 参照)

- ・統括責任者のもと、適確な情報収集、伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするのか」を明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。
- ・夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。
- ・夜間や休日に、災害関連情報が発表された場合における職員の参集基準を定めておきましょう。
- ・また、災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設・事業所に駆け付けられないことなどのおそれがあるため、夜間や休日における避難支援要員及び外部の避難支援者の確保策を検討しましょう。
- ・あわせて、通所施設等を併設している施設の場合、臨時休業等の基準も作成しておきましょう。

【補足説明】

※Excelシート「05.役割分担表」を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.29)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

1. 職員の役割分担
 - 総括責任者：避難の判断等防災対策についての指揮ほか全般を行う。
 - 情報収集・連絡担当：(担当業務)
 - ・気象・災害の情報収集
 - ・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
 - ・関係機関との連絡、調整 等
 - 救護班：(担当業務)
 - ・負傷者の応急手当
 - ・医療機関との連絡調整 等
 - 安全対策班：(担当業務)
 - ・利用者の安全確認
 - ・施設、設備の被害状況確認
 - ・利用者への状況説明
 - ・利用者の避難誘導 等
 - 物資班：(担当業務)
 - ・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出
 - ・備蓄品の補給(販売店への発注) 等
2. 外部の避難支援者
 - 協力者として6名を計画(△△消防団)
 - 大雨警報や警戒レベル2発令時に避難支援協力者への事前協力要請を実施する。
3. 職員の参集基準記載略(※本手引き p.29 参照)。

8. 災害に関する情報収集、整理

本手引き：Ⅲ-8(p.26 参照)

- ・情報収集は、災害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。
- ・情報収集の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、Twitter等SNS等を活用し、積極的に情報収集することが重要です。その際、発信元の信頼性について、留意が必要です。
- ・行政機関やマスメディア等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆がないかなど等の確認を、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から行いましょう。
- ・収集した情報は、職員間で共有しましょう。

【補足説明】

※記入例及び本手引き p.27 を参考に、施設・事業所の状況に応じて必要と考えられる項目を記入してください。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- 収集する情報の項目と方法、担当者：

項目	収集方法	担当者・責任者
気象情報	・テレビ、ラジオ、インターネット	情報収集担当者
警戒レベル(例：警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始))等	・市のHP、市からの緊急通報メール	情報収集担当者
入所者(利用者)・職員の状況把握	・テレビ、ラジオ、インターネット	管理者
建物の被害状況の把握・記録	・緊急連絡網により電話確認	夜勤勤務者
ライフラインの被害状況	・施設内の利用者の目視確認	防災管理者
関係業者との連絡	・介護員からの情報収集	副管理者・生活相談員
その他関係先との連絡	・市の無縁広報内容を聞いて把握	生活相談員
	・関係業者一覧表による	事務長
	・関係防災情報一覧表	

- 収集した情報の共有方法

- ・警戒レベル：情報収集担当者は、常時、気象情報を確認し、警戒レベル1の段階で、管理者には電話で、職員には一斉メールで連絡する。⇒管理者は避難の判断
- ・警戒レベル以外の情報：各担当者・責任者は、異常を発見した時点で、管理者に電話またはメールで連絡する。⇒管理者が状況に応じて判断

11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり

本手引き:Ⅲ-11 (p.32 参照)

- ・日頃から、消防関係者や自治体の防災部局、福祉部局等との関係を構築しておくことで、避難の実効性を高める助言等を得られると考えられます。
- ・災害が発生した場合には、避難時等に、地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておきましょう。
- ・近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受け入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておきましょう。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- ・地域消防団との協議会を実施し、施設設備等の設置状況を説明するなど情報交流を行うとともに合同の防災訓練を実施する。
- ・運営推進会議に出席した委員に、避難訓練への参加を依頼する。
- ・◎◎地区の防災訓練に参加する。
- ・▲▲県の人口協会に参加し、災害時の応援協定締結を検討する。

10. 連絡体制の整備

本手引き:Ⅲ-10 (p.30 参照)

- ・状況に応じて職員が速やかに集合できるよう、固定電話や携帯電話のほか、メールの一斉配信やSNSの活用なども整えましょう。
- ・緊急事態発生時や急激に災害が切迫し、安全な立退き避難が難しい場合に、市町村や消防その他の防災機関等に対して速やかに連絡・通報できるよう、連絡先を一通り整理しておきましょう（日中・夜間帯別）。
- ・また、利用者家族への連絡先や連絡手段についても、一通り整理しておきましょう。非常時には、電話回線がつながりにくくなるおそれもあるため、メールやSNSなどによる連絡方法についても周知しておきましょう。

【補足説明】

※Excelシート「06.緊急連絡先一覧表」を活用するイメージで記入例を作成しています（本手引き p.30）。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

緊急連絡先一覧表		電話	FAX
連絡先	(室間)		
消防・救急	119	-	-
警察	110	-	-
消防団担当課			
戸籍担当課			
市消防本部			
出張所（消防）			
警察署			
実業			
病院			
電力会社			
ガス局			
水道局			
協力施設			
地域の協力者			

13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

本手引き:Ⅲ-13(p.39 参照)

- ・職員への災害に対する理解と関心を高め、全職員がいざというとき適切な判断と行動ができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時におけるべき行動等を内容とする防災教育を実施しましょう。
- ・土砂災害、洪水、高潮などの風水害や地震の発生を想定して、定期的な避難訓練を実施しましょう。
- ・早朝や夜間等、職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行いましょう。
- ・避難訓練には市町村の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努めましょう。
- ・地域住民の中での協力者や近隣施設の参加も得て、防災訓練を実施しましょう。
- ・訓練実施後は、実施内容や反省点等のふりかえりを行います。

【補足説明】

※Excelシート「08.避難訓練記録シート」を活用するイメージで記入例を作成しています
(本手引き p.40～41)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例①>

災害対応訓練及び防災教育の実施

(1) 災害対応訓練
有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるように、災害対応訓練を毎年1回以上実施する。
(防災の日9/1 防災週間8/30～9/5 等に合わせて訓練を実施)

- 訓練には、次の事項を盛り込む。
- ・地震発生時の初期対応に関すること
 - ・災害対策本部の設置及び運用に関すること
 - ・情報の収集、伝達に関すること
 - ・火災発生時の対応に関すること
 - ・救出救援に関すること
 - ・通報・初期消火・避難に関すること
 - ・水害等の災害に関すること

(2) 防災教育

- 次の教育を毎年1回以上実施する。
- ・当施設、事業所の防災マニュアルの概要について
 - ・各員の任務と行動基準について
 - ・災害の一般知識について(地震・水害・火災等)
 - ・応急処置について

(3) その他

各事業所において、防火管理者・防災管理者講習者の選任を行い、各事業所の防災に対する取り組みの強化を図る。

12. 備蓄品等の準備・確保

本手引き:Ⅲ-12(p.37 参照)

- ・救援物資が届くまで、少なくとも3日間程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておきましょう。
- ・避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておきましょう。
- ・備蓄品リストを作成し、定期的に在庫や期限切れがないかをチェックをしておきましょう。

【補足説明】

※Excelシート「107.備蓄品リスト」を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.38)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

備蓄品リスト		備蓄品名	数量	保管場所	最終在庫確認日	直近の有効期限	有効期限	備蓄者	電話番号
区分	品目				年 月 日	年 月 日	対象外	納入先	
食料	飲料水				年 月 日				
	保存用ご飯				年 月 日				
	カップ麺				年 月 日				
医薬品	解熱剤				年 月 日				
	消毒剤				年 月 日				
	救急医薬品				年 月 日				
	創傷				年 月 日				
					年 月 日				
衛生品	紙おむつ				年 月 日				
	衛生用具(はさみ、ピンセット等)				年 月 日				
	衛生材料(ガーゼ、巻帯等)				年 月 日				
消耗品	紙コップ				年 月 日				
	割りばし				年 月 日				
	紙製容器				年 月 日				
	電池				年 月 日				
	タオル				年 月 日				
その他	ゴミ袋				年 月 日				
	カセットコンロ				年 月 日				
	カセットボンベ				年 月 日				

VI. 高齢者施設・事業所において作成が求められる防災計画等に
関する参考資料

1. 主な防災計画等の根拠法令等
2. 計画に定めるべき項目

【各施設・事業所記入欄】

<記入例②>

- 防災教育
施設管理者は、河川の氾濫や土砂災害、地震の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。
- (1) 教育内容
 - ① 土砂災害(河川の氾濫)の危険性
・過去の災害事例 * 教訓 * 施設周辺災害履歴等
 - ② 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象
土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象に関する理解を深めておく。
 - ③ 情報受伝達体制
・情報の種類(気象情報・避難情報)
・どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか
・入手した情報を、どう伝達するのか
 - ④ 避難判断・誘導
・自主避難の判断の重要性(かけぬかれ前兆現象、避難準備情報等)
・自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が判断を行う。
・避難場所選定のシミュレーション
・誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか
 - ⑤ マニュアル
・班体制の確認
・職員の役割確認
・職員の駆けつけ体制
- (2) 教育時期
出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は1月17日(阪神・淡路大震災)の時期に防災教育を実施する。
* 実施時期 * 研修時間 * 参加対象者 など
- 訓練
訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。
 - (1) 訓練内容
 - ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
 - ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
 - ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
 - ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)
 - (2) 訓練検証
訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。

出典：「(別添4) 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月6日第2版制定、神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日、老総発 0909 第1号、老高発 0909 第1号、老総発 0909 第1号、老老発 0909 第1号、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長)

2. 計画に定めるべき項目

○非常災害対策計画(厚生省令又は厚労省令)

- 施設等の立地条件(地形、等)
- 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確保等)及び通信手段(無線機、無線機運用講習会(時等)等)
- 避難経路、避難場所、避難経路、避難場所の安全な確保等
- 避難場所、避難経路、避難場所の安全な確保等
- 避難経路、避難場所、避難経路、避難場所の安全な確保等
- 避難経路、避難場所、避難経路、避難場所の安全な確保等
- 避難経路、避難場所、避難経路、避難場所の安全な確保等
- 避難経路、避難場所、避難経路、避難場所の安全な確保等

○消防計画(消防法)

- 消防団の組織に関する事項
- 消防団の組織に関する事項
- 消防団の組織に関する事項
- 消防団の組織に関する事項
- 消防団の組織に関する事項
- 消防団の組織に関する事項
- 消防団の組織に関する事項
- 消防団の組織に関する事項

○業務継続計画(BCP)

- 総論(基本方針、推進体制、リスクの把握、優先業務の選定)
- 平時の対応(建物・設備の安全対策、電気・ガス・水道等)
- 緊急時の対応(人的対策、物的対策、行動基準、対応体制等)
- 地域との連携

○避難確保計画(水防法、土砂災害防止法、津波法)

- 計画の適用範囲
- 防災体制及び伝達
- 避難経路の確保
- 避難確保計画の策定(※4)
- 自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る)

※4 避難確保計画の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したとみなすことが可能。

1. 主な防災計画等の根拠法令等

	非常災害対策計画	消防計画	業務継続計画(BCP)	避難確保計画
根拠法令等	○ 厚生省令又は厚労省令 【介護施設施設等】指定介護老人福祉施設の入員、設備及び運営に関する基準(平成11年9月31日厚生省令第39号)等 【障害者支援施設等】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成19年9月25日厚生労働省令第172号)等 【救護施設等】救護施設、更生施設、生産施設及び宿所提供施設等の設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)等 【児童福祉施設等】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第23号)等	○ 多数の者が出入し、動員し、又は居住する防火対象物	○ 社会福祉施設等(介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等、児童福祉施設等)	○ 水防法(昭和24年法律第193号) ○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第97号) ○ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第192号)
対象(※1)	○ 社会福祉施設等(介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等、児童福祉施設等)			○ 浸水被害区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)
業務(※3)	○ 非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施	○ 所轄消防長(消防本部長)は、市町村長、以下同。に、消防、通報及び避難訓練の実施	○ 感染経路や自然災害が発生した場合でも、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等	○ 避難確保計画の作成及び市町村への提出 ○ 避難訓練の実施、市町村長への訓練結果の報告義務

※1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老派発0131第1号、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年2月1日厚発0201第1号)、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日社保保発0131第2号)、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」(平成29年2月20日雇児総発0220第2号)により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。

※2 第232回社会保険審議会介護保険給付費分科会【資料3】業務継続に向けた取組の強化等(改定)の方向性)。(令和5)年11月27日、p.16を参考に作成。

※3 児童福祉施設については原則努力規定。

令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)
「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び
訓練の実効性の確保に関する研究事業」

高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために
—非常災害対策計画作成・見直しのための手引き ver.2—

2024(令和6)年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

令和5年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）

「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練
の実効性の確保に関する研究事業」

報告書

令和6（2024）年3月

一般財団法人 日本総合研究所